

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月11日

【会社名】 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ
(Nomura Europe Finance N.V.)

【代表者の役職氏名】 社長兼業務執行取締役
(President & Managing Director)
久保田 健太郎
(Kentaro Kubota)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 アムステルダム市1096HA
アムステルプライン1 レンブラント・タワー19階
(Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam,
The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安藤 紘人
弁護士 森田 翔
弁護士 中島 庸元

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1107
03-6775-1664
03-6775-1926

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集金額】 申込期間（2024年12月4日から2026年1月21日まで）
各本受益権（以下に定義する。）ごとに、500億円を上限とする。
＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

（注1） 本書中の「発行会社」、「当社」または「NEF」は、法人所在地をアムステルダムとするノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイを指し、「保証会社」または「野村ホールディングス」は、野村ホールディングス株式会社を指し、「野村グループ」は、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社を指す。

（注2） 本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「香港ドル」は、中華人民共和国香港特別行政区の法定通貨を指し、
- ・「米ドル」は、アメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「韓国ウォン」は、大韓民国の法定通貨を指し、
- ・「ユーロ」は、欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合の加盟国の統一通貨を指し、
- ・「インドネシアルピア」は、インドネシア共和国の法定通貨を指し、
- ・「マレーシアリングgit」は、マレーシアの法定通貨を指し、
- ・「フィリピンペソ」は、フィリピン共和国の法定通貨を指し、
- ・「シンガポールドル」は、シンガポール共和国の法定通貨を指し、

- ・「タイバーツ」は、タイ王国の法定通貨を指し、
- ・「インドルピー」は、インド共和国の法定通貨を指し、
- ・「円」は、日本国の法定通貨を指す。

(注3) 本書において使用される各用語は、別段の記載がある場合または文脈上別異に解される場合を除き、各本受益権に係る上場信託受益権信託契約および発行会社に係る契約に関する基本契約書（以下「基本契約」という。）、上場信託受益権信託契約および発行会社に係る契約条項（以下「信託契約条項」という。）ならびに上場信託受益権信託契約および発行会社に係る契約に関する個別契約書（以下「個別契約」という。）（以下、基本契約、信託契約条項および個別契約を総称して「信託契約」という場合がある。）に定める意味を有する。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

本「第1 募集要項」には23の異なる種類の有価証券信託受益証券についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの有価証券信託受益証券ごとに異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの有価証券信託受益証券ごとに記載内容を分けて記載している。かかる記載方法による場合は、かかる見出しの下で定義された用語は当該有価証券信託受益証券の関係でその定義された意味を有する。一方、それぞれの有価証券信託受益証券の内容に差異がない場合または一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの有価証券信託受益証券に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。

1【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】

銘柄

	銘柄(注1)	受託有価証券(注2)
1	NEXT NOTES 香港ハンセン・ ダブル・ブル ETN	ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債
2	NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN	ハンセン指数・ショートインデックス連動債
3	NEXT NOTES 韓国KOSPI・ ダブル・ブル ETN	韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債
4	NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETN	韓国総合株価指数200（先物）・ インバースインデックス連動債
5	NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN	日経・JPX金レバレッジ指数連動債
6	NEXT NOTES 金先物 ベア ETN	日経・JPX金インバース指数連動債
7	NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ ブル ETN	日経・JPX原油レバレッジ指数連動債 3
8	NEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETN	日経・JPX原油インバース指数連動債
9	NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ ドルヘッジETN	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ（2倍）・インデックス （円ヘッジ・プライスリターン）連動債 （以下「ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数 連動債」という。）
10	NEXT NOTES NYダウ・ベア・ ドルヘッジETN	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース（－1倍）・インデックス （円ヘッジ・トータルリターン）連動債 （以下「ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数 連動債」という。）
11	NEXT NOTES 東証グロース市場250 ETN	東証グロース市場250指数連動債
12	NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50 （円、ネットリターン）ETN	STOXX アセアン好配当50 （円、ネットリターン）連動債

13	NEXT NOTES S&P500 配当貴族 (ネットリターン) ETN	S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債
14	NEXT NOTES S&P シンガポール リート (ネットリターン) ETN	S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債
15	NEXT NOTES インドNifty・ ダブル・ブル ETN	Nifty レバレッジ(プライスリターン)指数連動債
16	NEXT NOTES インドNifty・ベア ETN	Nifty デイリーインバース (トータルリターン)指数連動債
17	NEXT NOTES 野村日本株高配当70 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN	野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数 (ネットトータルリターン) 連動債
18	NEXT NOTES 日本株配当貴族 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN	S&P/JPX 配当貴族指数 (米ドルヘッジ、課税後配当込み) 連動債
19	NEXT NOTES 東証REIT (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN	税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債
20	NEXT NOTES 野村AIビジネス70 (ネットリターン) ETN	野村AIビジネス70 (ネットリターン) 連動債
21	NEXT NOTES 高ベータ30 (ネットリターン) ETN	野村日本株高ベータ・セレクト30 (ネットリターン) 連動債
22	NEXT NOTES 低ベータ50 (ネットリターン) ETN	野村日本株低ベータ・セレクト50 (ネットリターン) 連動債
23	NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株 (ネットリターン) ETN	ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパン エンタープライズ指数 (課税後配当込み) 連動債

(注1) 以下、第1から第23までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託を個別にまたは総称して「本信託」という。

(注2) 以下、各本受益権に係る本信託の信託財産である第1から第23までの受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。また、第5から第8までの受託有価証券を個別にまたは総称して「日経・JPX指数連動債」、第9および第10の受託有価証券を個別にまたは総称して「ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債」、第13および第14の受託有価証券を個別にまたは総称して「S&P指数(課税後配当込み)連動債」、第15および第16の受託有価証券を個別にまたは総称して「Nifty指数連動債」ということがある。

(注3) 本外国指標連動証券の元本その他の支払は、野村ホールディングス株式会社により保証される。

(注4) 本書の提出会社であるノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイは、第1から第23までの本受益権に係る有価証券届出書を2023年10月10日に関東財務局長に提出している。

発行価額の総額

各本受益権について、500億円を上限とする。

なお、第1から第4までの本受益権は2013年2月18日に、第5から第8までの本受益権は2013年4月19日に、第9から第11までの本受益権は2013年10月28日に、第12の本受益権は2014年3月12日に、第13から第16までの本受益権は2014年11月18日に、第17の本受益権は2015年3月16日に、第18および第19の本受益権は2016年12月1日に、第20から第22までの本受益権は2017年3月1日に、また第23の本受益権は2019年7月10日に、それぞれ東京証券取引所に上場された。

発行価格

各本受益権について、1口当たり、申込受付日（以下に定義する。）現在の本外国指標連動証券1券面の額面金額（1万円。ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は100円）当たりの償還価額（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c) 用語の定義」に定義する。）を受益権付与率（以下に定義する。）で除することにより算出される価額（小数点以下は切り上げる。）（以下「発行価格」という。）とする。なお、申込手数料が別途必要となる。

本書において、「申込受付日」とは、(i)申込みを受け付けた日の午前10時までに本信託の委託者である野村證券株式会社（以下かかる地位において「委託者」という。）が受理した申込みについては、当該申込みを受け付けた日をいい、(ii)申込みを受け付けた日の午前10時より後に委託者が受理した申込みについては、当該申込みを受け付けた日の翌日（以下に定義する申込不可日を除く。）とする。また、本書において、「受益権付与率」とは、各本受益権の口数を各本外国指標連動証券の口数で除した比率をいい、当初の受益権付与率は100%である。

申込単位は、各本受益権について20,000口以上1口単位とする。

申込手数料は、1口当たり、発行価格に販売会社である野村證券株式会社（以下かかる地位において「販売会社」という。）が独自に定める率を乗じた額（※）とする。当該手数料には、消費税等の相当額が含まれる。

※ 詳細は、販売会社まで問い合わせされたい。

利率

本受益権に利息は付されない。

申込期間

申込期間：2024年12月4日から2026年1月21日までとする。

※なお、申込期間は、上記申込期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

委託者は、原則として、次の期日または期間（以下「申込不可日」という。）における各本受益権の取得申込みの受付を停止する。

- (1) 銀行営業日（以下に定義する。）以外の日
- (2) ロンドンおよびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日以外の日
- (3) 本指数（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c) 用語の定義」に定義する。）に関連する本取引所（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c) 用語の定義」に定義する。）の取引所営業日（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c) 用語の定義」に定義する。）以外の日
- (4) 本信託の計算期日（以下に定義する。）前の一定期間であって、受託者（下記「申込取扱場所 (2) その他申込み等に関する事項」に定義する。）が本信託の決算事務の都合上各本受益権の取得申込みの受付を停止する必要があると判断する期間
- (5) オランダ王国において発行会社の年次決算または未監査中間決算が公表される等、金融商品取引法に基づく開示が行われる必要がある事由が発生してからかかる開示が行われるまでの期間
- (6) その他類似の理由により、本外国指標連動証券の取得またはその信託設定が困難である日
- (7) 下記「申込取扱場所 (2) その他申込み等に関する事項」に記載の事由が生じている日

本書において、「銀行営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められ、または休日とすることが認められた日以外の日をいう。また、本書において、「計算期日」とは、毎年4月30日および本信託終了日をいう。

申込証拠金

該当事項なし。

申込取扱場所

販売会社である野村證券株式会社において申込みの取扱いを行う。その他の申込取扱場所（販売会社）については、下記の照会先まで問い合わせされたい。

<照会先>

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(1) 申込みの方法

販売会社所定の方法で申し込むものとする。

(2) その他申込み等に関する事項

販売会社は、以下のいずれかの事由に該当する場合には、本受益権の取得申込みの受付を停止することまたはすでに受け付けた本受益権の取得申込みの受付を取り消すことができる。その場合、販売会社、委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（以下「受託者」という。）または受託者が選定し本外国指標連動証券の保管業務を委託した外国所在の者（以下「カストディアン」という。）のいずれも、当該受付の停止または取消しにより投資家に生じた損害について責任を負わない。

- ① 以下のいずれかの事由により本受益権または本外国指標連動証券の適正な条件での取得が困難な場合または遅延する場合
 - ・ 国内外の金融商品取引所等における取引の停止または遅延
 - ・ 決済機能の停止または遅延
 - ・ 外国為替取引の停止または遅延
 - ・ 申込みに係る口数が極めて多いものと販売会社が合理的に判断した場合
- ② 天災地変または政治、経済、軍事、通貨等に係る非常事態が発生した場合、その他販売会社、委託者、受託者またはカストディアンの支配を超えた事由により、本受益権または本外国指標連動証券の適正な条件での調達または取得が困難な場合または遅延する場合

払込期日

各申込受付日の追加の信託設定に係る発行価格の総額は、販売会社を通じて、申込受付日の6決済営業日（以下に定義する。）後または委託者の指定するそれ以降の日（以下本項において「払込期日」という。）に、委託者の指定する口座に払い込まれる。本書において、「決済営業日」とは、商業銀行および外国為替市場が東京において支払決済および一般業務を行い、かつ証券保管振替機構および各本外国指標連動証券の関連する決済システム（原則としてユーロクリア（下記「本外国指標連動証券の概要 3 支払 (a) 支払に関する一般規定に定義する。））が決済指図の受理および実行のために稼働している日をいう。

ただし、投資家は、取得申込みを行った販売会社の指定する日までに申込代金を当該販売会社に支払うものとする。なお、販売会社所定の方法により、払込期日以前に申込代金を支払う必要がある場合がある。

権利の内容

各本受益権に係る権利の内容は、以下のとおりである。

分配金

本外国指標連動証券について利息が支払われる場合、受託者は、受益者に対して分配金を支払うため、次の方法により、本受益権1口当たりの信託分配単価の算出を行う。本受益権1口当たりの信託分配単価は、入金された利息の総額を、本受益権の総口数で除して算出するものとする。

受託者は、分配金に係る権利確定日現在の受益者に対して、上記の本受益権1口当たりの信託分配単価を基準に、本受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税（地方税を含む。）を適用される範囲で控除した残額を分配する。

転換請求権（解約による信託財産等の交付）

受益者は、自己の有する本受益権につき、本信託の全部または一部を解約し、受託者から当該本受益権の表章する信託財産である本外国指標連動証券の交付を受けることはできない。これに代わる換金手段として、下記の委託者に対する買取請求権の他、本受益権を上場することで、金融商品取引所により流通市場を提供するものである。

委託者に対する買取請求権

受益者は、本受益権が上場している間、自己の有する本受益権の全部または一部に関して、委託者に対して、買取を請求することができる。ただし、本受益権の買取の請求は、1回の請求につき、同一銘柄につき20,000口（受益権付与率に変更された場合その他必要と認める場合には、委託者は東京証券取引所にあらかじめ開示した上で、当該口数を変更することがある。）以上1口単位とする。

委託者は、受益者より上記の請求（以下「委託者買取請求」という。）が行われた場合、5東証営業日（以下に定義する。）を上回らない期間内の東証営業日（請求除外日（以下に定義する。）を除く。）に当該委託者買取請求を受け付ける。委託者買取請求に基づく委託者による本受益権の買取価額は、本受益権1口当たり、以下に定める日（ただし、当該日が請求除外日である場合、または当該日において市場混乱事由（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c) 用語の定義」に定義する。）、追加障害事由（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (d) 本指数の調整 (ロ) 調整事由」に定義する。）もしくは指数調整事由（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (d) 本指数の調整 (ロ) 調整事由」に定義する。）が発生した場合には、その直後の請求除外日ではない日であって当該事由が発生していない日とする。）現在の本外国指標連動証券1口当たりの償還価額の99.95%に受益権付与率で除して算定される価額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

- (1) 当該委託者買取請求が行われた日の午前10時までに委託者が受理した当該委託者買取請求については、当該委託者買取請求が行われた日
- (2) 当該委託者買取請求が行われた日の午前10時より後に委託者が受理した当該委託者買取請求については、当該委託者買取請求が行われた日の翌東証営業日

委託者買取請求に係る手続（委託者買取請求が完了する日数を含み、以下「委託者買取請求手続」という。）および委託者買取請求において受益者が負担すべき手数料（以下「委託者買取請求手数料」という。）については、委託者が別途定める。

本書において、「東証営業日」とは、東京証券取引所が休業日としている日以外の日をいう。また、本書において、「請求除外日」とは、以下の日をいう。

- (1) 銀行営業日以外の日
- (2) ロンドンおよびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日以外の日
- (3) 本指数に関連する本取引所の取引所営業日以外の日

上記にかかわらず、委託者は、以下に掲げる事由に該当する場合には、委託者買取請求の受付を停止することまたは委託者買取請求を受け付けた後における委託者買取手続を中断もしくは中止することができる。

- (1) 本外国指標連動証券の1口当たりの償還価額が算出されない場合
- (2) 委託者買取請求手数料および委託者買取請求手数料に係る消費税等の相当額の入金、委託者において確認できない場合
- (3) 委託者買取請求手続において委託者による受益者を確認する手続が完了しない場合
- (4) 東京証券取引所における本受益権の取引の停止、清算または決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるため委託者買取請求手続が実施できない場合

委託者が委託者買取請求の受付を停止したときは、受益者は、当該受付停止の当日に行った委託者買取請求のうち、当該受付停止前に行った委託者買取請求を撤回することができる。受益者がその委託者買取請求を撤回しない場合には、当該委託者買取請求は、当該受付停止を解除した後の最初の東証営業日に受け付けたものとみなす。

受益者は、委託者買取請求を行った場合には、上記の場合を除き、当該委託者買取請求を撤回、取消または中断することはできない。

信託変更に係る異議申述権および本受益権の買取請求権

受益者は、一定の事由に該当する信託の変更がなされる場合には、異議を述べることができる。また、当該信託の変更がなされる場合には、一定の要件を満たす受益者は、受託者に対して、自己の有する本受益権を取得することを請求できる。

具体的な要件や行使方法等は、以下のとおりである。

- (1) 受託者は、信託の目的に反しないことが明らかであるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、その裁量により、信託契約条項の内容を変更（適用ある法令等の改正または解釈の変更その他事情の変更により、受託者の責任、負担もしくは受託者が行うべき事務が加重されまたは受託者の権利が制限される場合に行う変更であって、信託の目的に反しないことおよび受益者の利益に適合することが明らかであるときを含む。）することができる。なお、受託者は、かかる変更後遅滞なく、委託者および受益者に対し、変更後の信託契約条項の内容を東京証券取引所で開示するが、信託法第149条第2項に定める通知は行わない。
- (2) 上記(1)にかかわらず、①本信託について信託法第103条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に係る信託の変更（ただし、信託法第103条第1項第4号に掲げる受益債権の内容の変更については、本信託の商品としての同一性を失わせ、受益者の利益を害する変更に関し、かかる変更以外の変更については上記(1)に従うものとする。（以下「重要な信託の変更」という。））がなされる場合および②かかる重要な信託の変更には該当しないものの、次のいずれかに関する変更であって本信託の商品としての同一性を失わせることとなる変更（以下「非軽微な信託の変更」という。）がなされる場合には、受託者は、あらかじめ、変更内容および変更について異議ある受益者は一定の期間（ただし、1箇月以上とする。）内にその異議を述べるべき旨等を、日本経済新聞へ掲載する方法により公告し、または知れている受益者に対して催告し、当該期間内に異議を述べた受益者の有する本受益権の口数が総受益権口数の2分の1を超えなかったときには、信託契約条項の内容を変更することができる。
 - ・ 受益者に関する事項
 - ・ 受益証券に関する事項
 - ・ 指数に関する事項
 - ・ 信託財産の給付に関する事項
 - ・ 信託期間、その延長および信託期間中の解約に関する事項
 - ・ 計算期間に関する事項
 - ・ 受託者の受ける信託報酬（ただし、第一管理信託報酬（以下に定義する。）について受託者と委託者が信託契約条項第56条第1項に従って別途定める事項を除く。）その他の手数料の計算方法ならびにその支払の方法および時期に関する事項本書において、「第一管理信託報酬」とは、受託者が委託者から収受する信託報酬であって、委託者と受託者が別途定める信託報酬とする。
 - ・ 受託者の辞任および解任ならびに新たな受託者の選任に関する事項
 - ・ 信託の元本の追加に関する事項
 - ・ 受益権の買取請求に関する事項（ただし、委託者買取請求手続および委託者買取請求手数料を除く。）
 - ・ その他受益者の利益を害するおそれのある事項
- (3) 本信託について重要な信託の変更がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者（ただし、信託の目的の変更および受益権の譲渡の制限に係る信託の変更の場合には、損害を受けるおそれのあることを要しない。）は、東証営業日（請求除外日を除く。）に受託者に対し、自己の有する本受益権を、本受益権1口当たり、以下に定める日（ただし、当該日が請求除外日である場合、または当該日において市場混乱事由、追加障害事由もしくは指数調整事由が発生した場合には、その直後の請求除外日ではない日であって当該事由が発生していない日とする。）現在の本外国指標連動証券1口当たりの償還価額の99.95%に受益権付与率で除して算定される価額（1円未満の端数は切り上げる。）で取得することを請求することができる。

- (i) 当該取得請求が行われた日の午前10時までに受託者が受理した当該取得請求については、当該取得請求が行われた日
- (ii) 当該取得請求が行われた日の午前10時より後に受託者が受理した当該取得請求については、当該取得請求が行われた日の翌東証営業日

ただし、重要な信託の変更に賛成する旨の意思を表示した受益者はこの限りではない。

非軽微な信託の変更がなされる場合には、上記(2)の一定の期間（以下「異議期間」という。）内に受託者に異議を述べた受益者に限り、受託者に対し、自己の有する本受益権を異議期間の最終日の翌東証営業日（ただし、同日が請求除外日である場合、または当該日において市場混乱事由、追加障害事由もしくは指数調整事由が発生した場合には、その直後の請求除外日ではない日であって当該事由が発生していない日とする。）現在の本外国指標連動証券1口当たりの償還価額の99.95%に受益権付与率で除して算定される価額（1円未満の端数は切り上げる。）で取得することを請求することができる。

受益者決議手続実施請求権

各本受益権の総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項および受益者決議手続が必要となる合理的な理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができる。具体的な行使方法等については、下記の照会先まで問い合わせされたい。

＜照会先＞

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

信託終了時の残余財産の給付

本信託が終了した場合には、受益者は金銭で残余財産の給付を受ける。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受ける権利を有する。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできない。

なお、信託契約条項に定める場合を除いて、発行会社、委託者、受託者または受益者のいずれも本信託を終了させることはできない。

本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由または以下に掲げる事由のいずれかが発生したときに、速やかに終了する。

- (1) 本外国指標連動証券が全てまたは一部償還されたとき（繰上償還を含むが、下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」に従った投資家の請求に基づく本外国指標連動証券の期限前償還を除く。）。
- (2) 本受益権の東京証券取引所での上場が廃止されたとき。
- (3) 法令等（オランダ王国および英国の法令等を含む。）または裁判所もしくは監督官庁の命令により、本信託の終了が必要となったとき。
- (4) 個別契約の当事者（受託者を除く。）が信託契約条項または個別契約上の義務につき重大な違反を犯したとき。
- (5) 受託者の辞任もしくは解任または解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (6) 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令または免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき。
- (7) 委託者または発行会社について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが14日以内に却下されずまたは取り下げられなかったとき。
- (8) 信託費用または信託報酬が信託契約条項および個別契約に基づいて支払われず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (9) 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止しまたは取りやめたとき。
- (10) 本信託が法人税法第2条第29号ハに規定する特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。

- (11) 本受益権が金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき。
- (12) 純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回ったときであって、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき。
- (13) 法令等（オランダ王国および英国の法令等を含む。）またはその解釈の変更等により、委託者による転換請求が不可能または著しく困難になったとき。
- (14) 前各号に定める場合以外の事由により本信託の継続が困難であると受託者が判断し、本信託の終了につき信託契約条項第41条の規定に従って受益者の承認が得られたとき。

権利行使請求の方法・条件

上記「権利の内容」を参照のこと。

決済の方法

上記の他、決済の方法については以下を参照されたい。

本受益権の取得日

取得申込みが行われた各本受益権は、申込受付日の6決済営業日後または委託者の指定するそれ以降の日において、当該投資家の指定した口座に振り替えられる。

名義書換の手続等

(1) 受益証券の発行等について

本受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第127条の2第1項に規定する振替受益権である。

受益証券は、振替法で定められた例外的な場合を除き発行されず、本受益権には、無記名式や記名式の別はない（ただし、受益証券が発行される場合には、その受益証券は無記名式である。）。

(2) 本受益権の譲渡

- ① 受益者は、自己の有する本受益権を譲渡する場合には、譲渡を行う本受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等（振替法第2条第5項に規定する振替機関等をいう。以下同じ。）に振替の申請をするものとする。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の有する本受益権の口数の減少および譲受人の有する本受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとする。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含む。）に対して、譲受人の振替先口座に本受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとする。
- ③ なお、受益者は、信託終了日後は、本受益権の譲渡はできない。

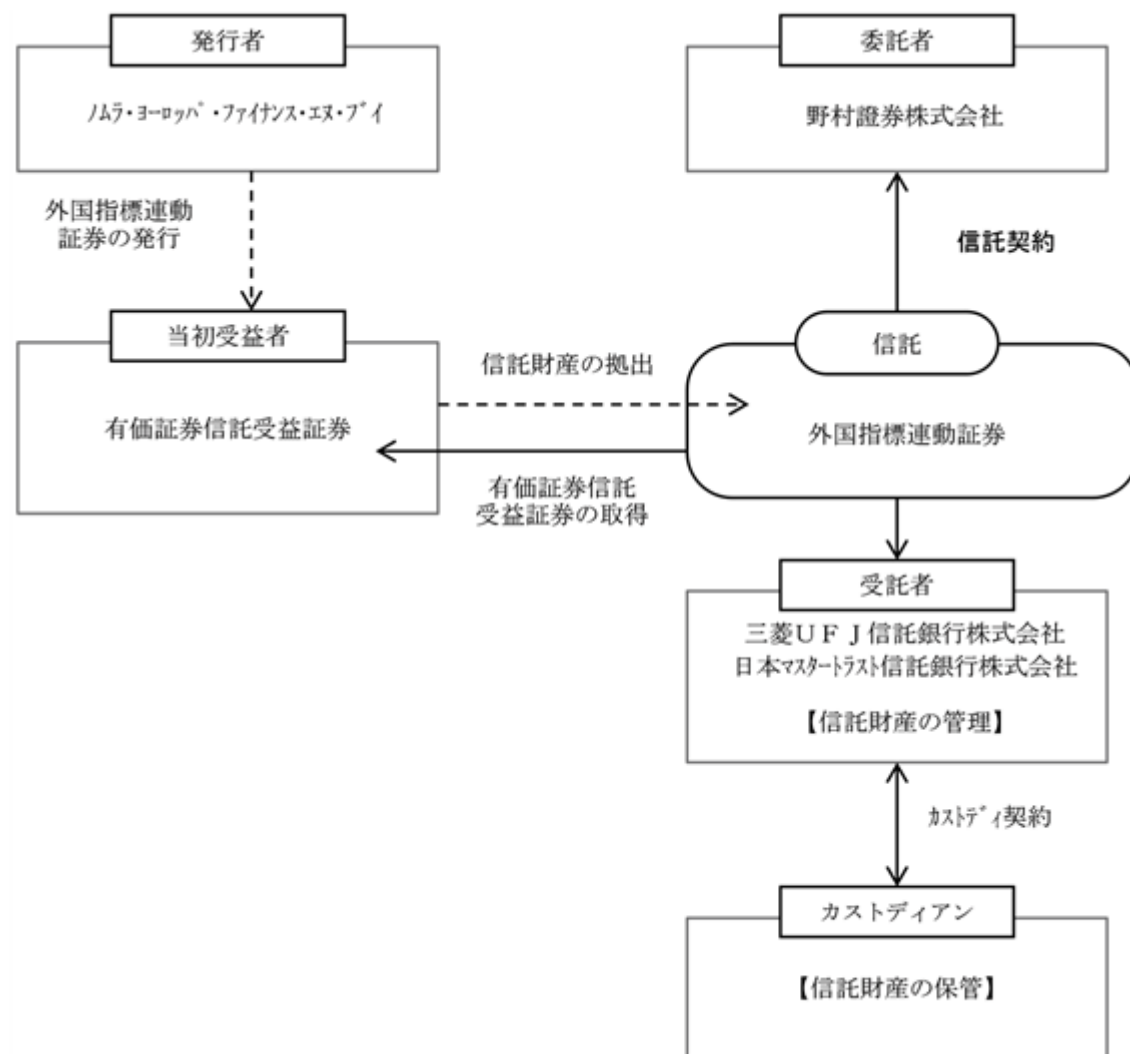
取得格付

各本受益権に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

有価証券信託受益証券の発行の仕組み

委託者と受託者との間で本受益権を発行する旨を定めた信託法による信託契約が締結され、受託者は、当該信託契約に基づき、委託者が当初の信託設定および追加信託により拠出した本外国指標連動証券を管理および処分し、委託者が当初受益者として指定する者（以下「当初受益者」という。）が本受益権を取得する。本受益権は、信託法に規定する受益証券発行信託の受益権であり、有価証券として金融商品取引法の適用を受ける。金融商品取引法第2条第5項および金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内

閣府令第14条第2項第3号に基づき、受託有価証券である本外国指標連動証券の発行者（ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ）が本受益権の発行者である。



<NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN、NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2033年2月7日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、	本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。
「営業日」とは、	ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合： 東京、香港およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。 韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合： 東京、ソウルおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。
「管理費用」とは、	0.80%（＝0.008）をいう。 ※当該外国指標連動証券に係る費用は上記管理費のみであり、本ETN/JDRの総経費率は管理費用と同一となる。

「関連取引所」とは、

計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数または原指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。

「規定通貨」とは、

日本円をいう。

「原指数」とは、

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

ハンセン指数をいう。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

韓国総合株価指数200をいう。

「最終評価日」とは、

満期償還日の10営業日前の日をいう。

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるハンセン指数・レバレッジインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、ハンセン指数・レバレッジインデックスは、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。ハンセン指数・レバレッジインデックスが最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したハンセン指数・レバレッジインデックスを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートが、最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを算出し、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

ハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるハンセン指数・ショートインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、ハンセン指数・ショートインデックスは、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。ハンセン指数・ショートインデックスが最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したハンセン指数・ショートインデックスを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートが、最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを算出し、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスは、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスが最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートが、最終評価日の8営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを算出し、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスは、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスが最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートが、最終評価日の8営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを算出し、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

「参照通貨」とは、

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

日本円、香港ドルおよび／または米ドルをいう。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

日本円、韓国ウォンおよび／または米ドルをいう。

「市場混乱事由」とは、

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に原指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の原指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該有価証券に起因する原指数の水準の部分と(y)原指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはその他が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

「早期償還決定期間」

とは、

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債の場合：

(i)償還価額を算出するために使用されるハンセン指数・レバレッジインデックスを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたハンセン指数・レバレッジインデックスを用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

(ii)償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

ハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

(i)償還価額を算出するために使用されるハンセン指数・ショートインデックスを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたハンセン指数・ショートインデックスを用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

(ii)償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスを用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスを用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2013年2月14日をいう。

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるハンセン指数・レバレッジインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたハンセン指数・レバレッジインデックスを用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

ハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるハンセン指数・ショートインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたハンセン指数・ショートインデックスを用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスを用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスを用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

「取引所営業日」とは、

本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「取引日」とは、	2013年1月25日をいう。
「評価時刻」とは、	本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。
「ヘッジ・カウンター パーティー」とは、	NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがそれを通じてヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。
「ヘッジコストの増加」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。
「ヘッジ障害」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。
「ヘッジ取引」とは、	NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「ヘッジ・ポジション」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「法令変更」とは、	取引日以降、(i)適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、(a)NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。
「本指数」とは、	ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債の場合： ハンセン指数・レバレッジインデックス（HSI Leveraged Index）をいう。 ハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合： ハンセン指数・ショートインデックス（HSI Short Index）をいう。 韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債の場合： 韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス（KOSPI200 Leverage）をいう。 韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合： 韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス（F-KOSPI200 Inverse）をいう。

「本取引所」とは、	ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合： 香港証券取引所（Hong Kong Stock Exchange）をいい、その承継取引所を含むものとする。 韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合： 韓国証券取引所（Korean Stock Exchange）をいい、その承継取引所を含むものとする。
「予定取引所営業日」とは、 「予定終了時刻」とは、	本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。 本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。
「FKOSPI2I[t]」または「韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス」とは、 「FKOSPI2I[0]」とは、	ブルームバーグの「FKOSPI2I Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの終値をいう。 当初評価日における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスをいう。
「FX[t]」または「適用為替レート」とは、	以下の算式により算出される為替レートをいい、ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合、小数点第3位未満を四捨五入し、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合、小数点第5位未満を四捨五入する。 $FX[t] = \frac{FX2}{FX1}$
「FX1」または「参照通貨為替レート」とは、	ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合： 計算代理人が決定した日の午後4時（ロンドン時間）頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information Services）の「WMRSPOT12」のページの「Hong Kong Dollar」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される香港ドル／米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりの香港ドルの値として表示される。）をいう。 韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合： 計算代理人が決定した日の午後4時（ロンドン時間）頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information Services）の「WMRSPOT13」のページの「South Korean Won」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される韓国ウォン／米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりの韓国ウォンの値として表示される。）をいう。
「FX2」または「日本円／米ドル為替レート」とは、	計算代理人が決定した日の午後4時（ロンドン時間）頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information Services）の「WMRSPOT12」のページの「Japanese Yen」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される日本円／米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりの日本円の値として表示される。）をいう。
「FX[0]」とは、 「HSILI[t]」または「ハンセン指数・レバレッジインデックス」とは、	当初評価日における適用為替レートをいう。 ブルームバーグの「HSILI Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のハンセン指数・レバレッジインデックスの終値をいう。

「HSILI[0]」とは、
「HSISI[t]」または「ハン
セン指数・ショート
インデックス」とは、
「HSISI[0]」とは、
「IL_t」または「償還価額」とは、

当初評価日におけるハンセン指数・レバレッジインデックスをいう。
ブルームバーグの「HSISI Index」のページまたは計算代理人が決定する後継も
しくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のハ
ンセン指数・ショートインデックスの終値をいう。
当初評価日におけるハンセン指数・ショートインデックスをいう。
当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のい
ずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をい
う。

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(HSILI[t] \times FX[t])}{(HSILI[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

ハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(HSISI[t] \times FX[t])}{(HSISI[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(KOSPI2LG[t] \times FX[t])}{(KOSPI2LG[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(FKOSPI2I[t] \times FX[t])}{(FKOSPI2I[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、
「KOSPI2LG[t]」または
「韓国総合株価指数200・
レバレッジインデック
ス」とは、
「KOSPI2LG[0]」とは、
「t」とは、

100をいう。
ブルームバーグの「KOSPI2LG Index」のページまたは計算代理人が決定する後
継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日
の韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの終値をいう。
当初評価日における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスをいう。
当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する
各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1
暦日目目の日の場合には1を意味し、第2暦日目目の日の場合には2を意味し、以
降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ
可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるもの
と同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数
に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公
表するかもしくはその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成株式および資本構成ならび
にその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修
正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在し
ない場合（以下「本指数の取消し」という。）、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出およ
び公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」とい
う。）、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの

増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」という。）が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、償還金額および／または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由（以下に定義する。）に対応するための相応な調整（もしあれば）を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額（下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。）を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合（ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。）、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

本指数は、ハンセン・データ・サービスズ・リミテッド（Hang Seng Data Services Limited）からのライセンスに基づきハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッド（Hang Seng Indexes Company Limited）により公表かつ編纂されている。本指数のマークおよび名称に係る権利は、ハンセン・データ・サービスズ・リミテッドが保有している。ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービスズ・リミテッドは、本外国指標連動証券に関してノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイが本指数を利用しかつ参照することに合意しているが、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービスズ・リミテッドのいずれも、本外国指標連動証券のブローカーもしくは所持人またはその他いかなる者に対しても、(i)本指数の正確性もしくは完全性および本指数に関する計算もしくは情報、(ii)本指数もしくは本指数の要素もしくはデータの目的適合性、または(iii)目的の如何を問わず、本指数もしくは本指数の要素もしくはデータの使用による結果について、いかなる保証も表明も行わず、また、本指数に関して、いかなる種類の保証も表明も行われず、その示唆もなされない。本指数の計算および編纂の手順および根拠ならびに関連する算式、指数構成銘柄および要素はいずれも、通知なしにハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドにより随時変更または修正されることがある。適用ある法律により認められる範囲で、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドまたはハンセン・データ・サービスズ・リミテッドは、(i)本外国指標連動証券に関するノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイによる本指数の利用および／もしくは参照について、(ii)本指数の計算におけるハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドによる誤り、脱漏、間違いもしくは過失について、(iii)本指数の計算に関連して用いた、他の者により提供された情報の誤り、脱漏、間違い、過失もしくは不完全性について、または(iv)上記の結果として、本外国指標連動証券のブローカーもしくは所持人もしくは本外国指標連動証券を取り扱う他の者が直接的もしくは間接的に被った経済的損失その他の損失について、いかなる責任も義務も負わず、また、ブローカー、所持人もしくは本外国指標連動証券を取り扱う他の者は、いかなる方法においても、本外国指標連動証券に関して、ハンセン・イン

デックス・カンパニー・リミテッドおよび／またはハンセン・データ・サービス・リミテッドに対していかなる請求、訴訟または法的手続も行うことができない。したがって、ブローカー、所持人または本外国指標連動証券を取り扱う他の者は、本免責事項を完全に理解して本外国指標連動証券を取り扱い、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービス・リミテッドに対していかなる依拠もできない。疑義を避けるために付言すると、本免責事項は、ブローカー、所持人またはその他の者とハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよび／またはハンセン・データ・サービス・リミテッドとの間にいかなる契約関係またはそれに準じた関係も生じさせるものではなく、また、かかる関係を生じさせるものとして解釈されてはならない。

- (i) 投資家は、本外国指標連動証券の申込みまたは購入を行うことによって本免責事項を認め、理解し、同意したものとみなされ、かつそれに拘束されるものとし、
- (ii) 本外国指標連動証券のための当該本指数の水準は、いかなる時点においても、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドがその単独の裁量により算出する水準とする。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

1. 韓国証券取引所（以下本号において「KRX」という。）は、本指数または本指数に含まれる一切のデータの正確性および／または完全性を保証するものではなく、本指数に含まれるいかなる過失、脱漏または障害についても責任を負うものではない。
2. KRXは、野村ホールディングス株式会社（以下本号において「ライセンシー」という。）、本指数に連動する金融商品の購入者、または本指数もしくは本指数に含まれる一切のデータを利用するその他のいかなる者もしくは事業体に対しても、本指数または本指数に含まれる一切のデータの正確性および／または完全性を保証するものではない。
3. KRXは、本指数または本指数に含まれる一切のデータにつき、明示的にも黙示的にも保証するものではなく、その目的または利用に係る商品性または適合性につき一切の保証責任を明示的に否認する。
4. 上記にかかわらず、KRXは、当該損害について通知された場合であっても、いかなる場合においても、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果的な損害（逸失利益を含む。）につき責任を負うものではない。
5. KRXは、本指数に連動する金融商品の所有者または一般の者に対して、有価証券全般もしくは特定の商品への投資の妥当性について、または本指数が株式市場全体のパフォーマンス（利益性）に連動する能力について、明示的にも黙示的にも表明または保証を行うものではない。
6. KRXのライセンシーに対する唯一の関係は、KRXおよび本指数の特定の登録商標および商標名につき利用許諾を与えることであり、KRXは、本指数の決定、作成および計算を、ライセンシーまたは本外国指標連動証券の内容を考慮に入れずに行う。
7. KRXは、本指数の決定、作成および計算において、ライセンシーまたは本指数に連動する金融商品の所有者の要求を考慮に入れる義務を負うものではない。KRXは、本指数に連動する金融派生商品の発行もしくは販売の時期の決定、または本指数に連動する金融派生商品を現金に換算する算式の決定もしくは計算について責任を負わず、また、これらに関与していない。
8. KRXは、本指数に連動する金融商品の所有者に対し、本外国指標連動証券の管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を負うものではない。
9. 本号に基づくKRXの免責は、本指数のライセンス契約の終了後も有効に存続する。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

(i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証 (b) 本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、

(ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われないものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通

知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、以下の意味を有する。

ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債およびハンセン指数・ショートインデックス連動債の場合：

東京、ロンドンおよび香港において、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債および韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債の場合：

東京、ロンドンおよびソウルにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

(i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。

(ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。

(iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。

(iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2011年7月29日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i)当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディベンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

- (a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。
- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。
- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）

日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。

(e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。

(f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。

(g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社がその旨主張する）場合。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後に最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

(a) (NEFおよび保証会社の意見において) 本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。

(b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ（NEFの場合）もしくは日本（保証会社の場合）またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

(i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

(ii) 貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。

(iii) 欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

(iv) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。

(v) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は、あらゆる場合において、内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服する。源泉徴収または控除された金額は、本外国指標連動証券に関するあらゆる目的において支払われたものとみなされ、かかる源泉徴収または控除に関して追加額は支払われない。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。

(v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。

- (vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。
- (b) 承継債務会社による引受け
- 上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。
- (c) 書類の預託
- 本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。
- (d) 承継通知
- 書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。
- (e) 承継債務会社
- 「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

- (i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

- (ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。
- (iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。
- (A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。
- (B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。
- (iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。
- (v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付しまたは交付させること。
- (A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。
- (B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。
- (C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。
- (vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。
- (b) 承継保証会社による引受け
- 上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。
- (c) 保証会社承継書類の預託
- 本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書

類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2012年7月27日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。）。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

(iv) 欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ（(i) 支払不能の場合、または(ii) 支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従い定義される。））には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに）効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、（本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の

義務に影響を及ぼすことなく）本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人
が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国
指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計
算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、
代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かか
る取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んで
いる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併
を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項
が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、およ
び発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、
かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

ハンセン指数

ハンセン指数は、香港取引所のメインボードに上場している銘柄のうち、時価総額が大きく、流動性の高い銘柄で構成される指数である。ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドは、構成銘柄数を2022年半ばまでに80銘柄に増やし、最終的に100銘柄に固定することを目標としている。浮動株調整後の時価総額加重平均指数であり、1964年7月31日を基準日とし、基準値は100として算出される。一方、ハンセン指数（配当込指数）は、1990年1月2日の指数値を2,838.07ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200

韓国総合株価指数200は、韓国証券取引所上場の主要200銘柄からなる浮動株調整後の時価総額加重平均指数である。1990年1月3日を基準日とし、その日の基準値を100として算出される。

韓国総合株価指数200（先物）

韓国総合株価指数200（先物）は、韓国総合株価指数200先物市場に上場している直近限月の価格の値動きに連動した指数である。2007年1月2日を基準日とし、その日の基準値を1,000として算出される。

（※ロール時は直近限月と翌限月を加重平均、またロールオーバーコスト込み指数である。）

ハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス、韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス

ハンセン指数・レバレッジインデックスは、日々の騰落率をハンセン指数の騰落率の2倍として計算された指数で、2006年1月3日の指数値を14,944.77ポイントとして計算されている。

ハンセン指数・ショートインデックスは、日々の騰落率をハンセン指数（配当込指数）の騰落率の-1倍として計算された指数で、2006年1月3日の指数値を26,650.28ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200の騰落率の2倍として計算された指数で、2010年2月22日の指数値を217.81ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200（先物）の騰落率の-1倍として計算された指数で、2009年9月16日の指数値を1,062.83ポイントとして計算されている。

ハンセン指数・レバレッジインデックスの計算方法

$$\text{HSILI}(T) = \text{HSILI}(T-1) \times [1 + \{K \times (\text{HSI}(T)/\text{HSI}(T-1) - 1) - (K-1) \times (\text{HIBOR}/365) \times D(T, T-1) - K \times (K-1) \times |(\text{HSI}(T)/\text{HSI}(T-1) - 1)| \times \text{Stamp Duty} \}]$$

HSILI(T): 指数計算時点(T)におけるハンセン指数・レバレッジインデックス値

HSILI(T-1): 指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・レバレッジインデックス終値

K: 2

D(T, T-1): TからT-1までの実日数

HIBOR: 前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（% 年率）

HSI(T): 現在のハンセン指数値

HSI(T-1): 前日のハンセン指数値

Stamp Duty: 印紙税率

※ハンセン指数・レバレッジインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

ハンセン指数・ショートインデックスの計算方法

$$\text{HSISI}(T) = \text{HSISI}(T-1) \times [1 + \{-K \times (\text{TRHSI}(T)/\text{TRHSI}(T-1) - 1) + (K+1) \times (\text{HIBOR}/365) \times D(T, T-1) - K \times (K+1) \times |(\text{TRHSI}(T)/\text{TRHSI}(T-1) - 1)| \times \text{Stamp Duty} \}]$$

HSISI(T): 指数計算時点(T)におけるハンセン指数・ショートインデックス値

HSISI(T-1): 指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・ショートインデックス終値

K: 1

D(T, T-1): TからT-1までの実日数

HIBOR: 前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（% 年率）

TRHSI(T): 現在のハンセン指数値（配当込指数値）

TRHSI(T-1): 前日のハンセン指数値（配当込指数値）

Stamp Duty: 印紙税率

※ハンセン指数・ショートインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの計算方法

$$L(T) = L(T-1) \times [1 + \{K \times (S(T)/S(T-1) - 1) - (K-1) \times (r/365) \times D(T, T-1)\}]$$

L(T): 指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

L(T-1): 指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

K: 2

D(T, T-1): TからT-1までの実日数

r: 91日満期CDの金利（% 年率）

S(T): 現在の韓国総合株価指数200指数値

S(T-1): 前日の韓国総合株価指数200指数終値

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの計算方法

$$I(T) = I(T-1) \times [1 + \{K \times (F(T)/F(T-1) - 1) + (1 - |K| \times M) \times (r/365) \times D(T, T-1)\}]$$

I(T): 指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

I(T-1): 指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

K: -1

M: 先物マージン・レート

D(T, T-1): TからT-1までの実日数

r: 91日満期CDの金利（% 年率）

F(T): 現在の韓国総合株価指数200（先物）指数値

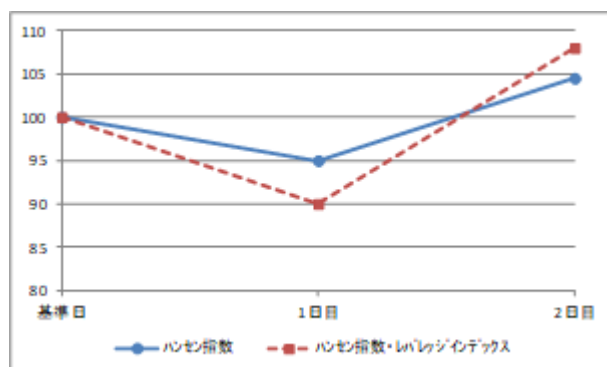
F(T-1): 前日の韓国総合株価指数200（先物）指数終値

レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意すべきである。

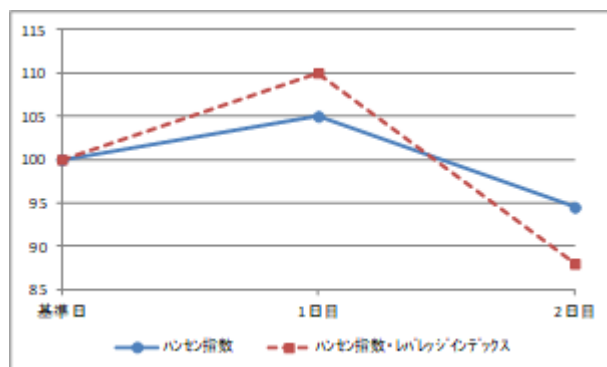
<1> ハンセン指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ハンセン指数	-5%	10%		ハンセン指数	-5%	4.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	20%		ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	8%



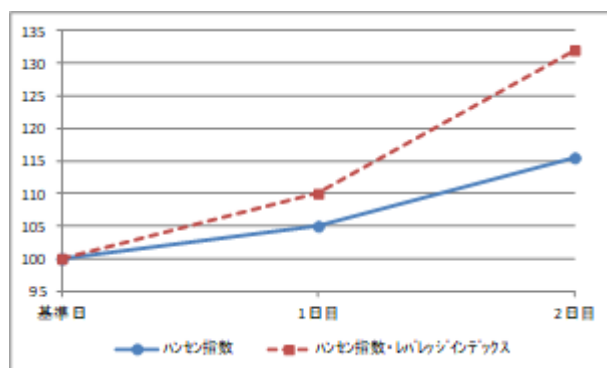
<2> ハンセン指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ハンセン指数	5%	-10%		ハンセン指数	5%	-5.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	-20%		ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	-12%



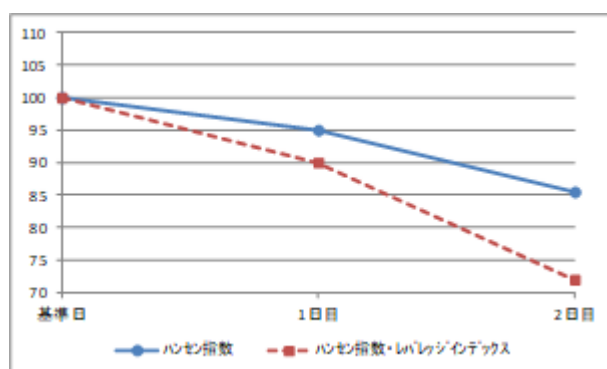
＜3＞ ハンセン指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ハンセン指数	5%	10%		ハンセン指数	5%	15.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	20%		ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	32%



＜4＞ ハンセン指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ハンセン指数	-5%	-10%		ハンセン指数	-5%	-14.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	-20%		ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	-28%



※これらの例示は、ハンセン指数の値動きとハンセン指数・レバレッジインデックスの値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

インバース（ショート）指数の値動きについて

インバース（ショート）指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の－1（マイナス1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース（ショート）指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「－1倍」とならないので、十分留意すべきである。

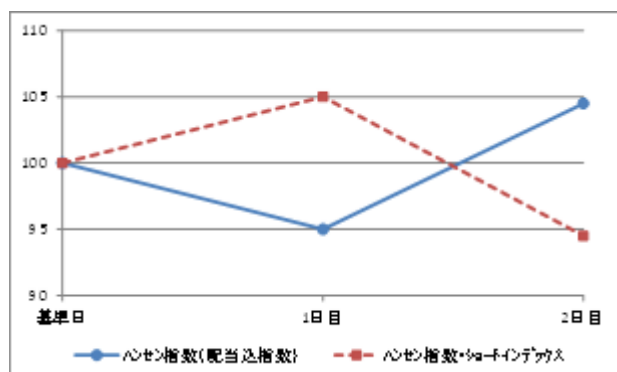
< 5 > ハンセン指数（配当込指数）が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	-5%	10%
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	-10%

基準日からの値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	-5%	<u>4.5%</u>
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	<u>-5.5%</u>



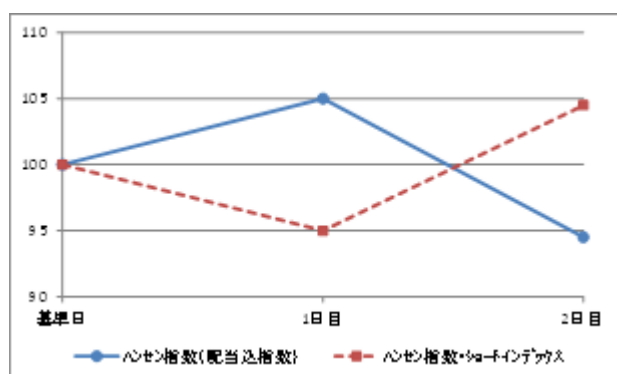
< 6 > ハンセン指数（配当込指数）が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	5%	-10%
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	10%

基準日からの値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	5%	<u>-5.5%</u>
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	<u>4.5%</u>



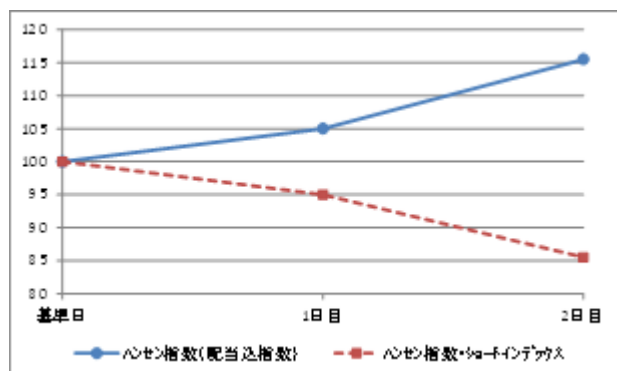
<7> ハンセン指数（配当込指数）が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	5%	10%
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	-10%

基準日からの値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	5%	<u>15.5%</u>
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	<u>-14.5%</u>



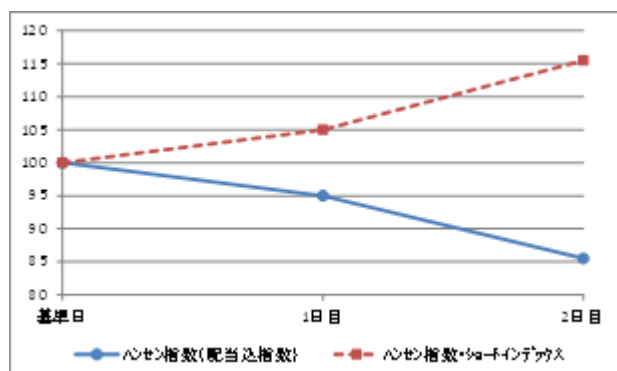
<8> ハンセン指数（配当込指数）が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	-5%	-10%
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	10%

基準日からの値動き

	1日目	2日目
ハンセン指数(配当込指数)	-5%	<u>-14.5%</u>
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	<u>15.5%</u>



※これらの例示は、ハンセン指数（配当込指数）の値動きとハンセン指数・ショートインデックスの値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標であるハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスおよび韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス（以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されているリスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

本受益権に係る為替リスク

各本外国指標連動証券および／または各本受益権は、香港ドル建て指数であるハンセン指数・レバレッジインデックスおよびハンセン指数・ショートインデックスを円換算したパフォーマンス、また韓国ウォン建て指数である韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスおよび韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスを円換算したパフォーマンスに連動しているため、為替相場の変動により影響を受ける。これにより、本受益権の価額が、投資元本を割り込むことがある。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関連している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、いずれかのシリーズの本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、そのシリーズの満期時または償還時に当該シリーズの本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、当該シリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかのシリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

レバレッジ・インデックス、インバース（ショート）・インデックスと対象指数との利益・損失の違い

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算されるので、対象指数と比べて利益・損失の額が大きくなる。

一方、インバース（ショート）・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「－1倍」（マイナス1倍）となるよう計算されるので、対象指数と反対の利益・損失の額となる。

レバレッジ・インデックス、インバース（ショート）・インデックスの対象指数について

レバレッジ・インデックスの対象指数は、それぞれハンセン指数または韓国総合株価指数200であるが、インバース（ショート）・インデックスの対象指数は、それぞれハンセン指数または韓国総合株価指数200（先物）であり、レバレッジ・インデックスとインバース（ショート）・インデックスで対象指数は異なる。

レバレッジ・インデックスに内在する性質に関する注意点

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の2倍とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の2倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

また、一般的に配当を加味していない株価指数は、配当を加味した株価指数に比して配当落ち分だけ減価する。当該レバレッジ・インデックスの対象指数は配当を加味していない指数であるため、レバレッジ・インデックスも配当落ちの影響を受ける。

インバース（ショート）・インデックスに内在する性質に関する注意点

インバース（ショート）・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「－1倍」（マイナス1倍）となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるインバース（ショート）・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の「－1倍」とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

2営業日以上離れた期間におけるインバース（ショート）・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の「－1倍」倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETNおよびNEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

<NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES 金先物 ベア ETN、NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合：

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2033年2月7日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合：

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2033年2月7日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額100円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$100円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0} \times 100$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、

本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。

「営業日」とは、

東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「管理費用」とは、	日経・JPX指数連動債の場合： 0.80%（＝0.008）をいう。 ※当該外国指標連動証券に係る費用は上記管理費のみであり、本ETN／JDRの総経費率は管理費用と同一となる。
「関連取引所」とは、	日経・JPX指数連動債の場合： 東京証券取引所、および、計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数または原指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。
「規定通貨」とは、	日本円をいう。
「原指数」とは、	日経・JPX金レバレッジ指数連動債および日経・JPX金インバース指数連動債の場合： 日経・JPX金指数をいう。 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3および日経・JPX原油インバース指数連動債の場合： 日経・JPX原油指数をいう。
「最終評価日」とは、	日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合： 満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される日経・JPX金レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、日経・JPX金レバレッジ指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。 日経・JPX金レバレッジ指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した日経・JPX金レバレッジ指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。 日経・JPX金インバース指数連動債の場合： 満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される日経・JPX金インバース指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、日経・JPX金インバース指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。 日経・JPX金インバース指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した日経・JPX金インバース指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合： 満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される日経・JPX原油レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、日経・JPX原油レバレッジ指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。 日経・JPX原油レバレッジ指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した日経・JPX原油レバレッジ指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。 日経・JPX原油インバース指数連動債の場合： 満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される日経・JPX原油インバース指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、日経・JPX原油インバース指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。 日経・JPX原油インバース指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した日経・JPX原油インバース指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。
「参照通貨」とは、	日本円をいう。

「市場混乱事由」とは、

日経・JPX指数連動債の場合：

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に原指数に含まれる構成銘柄に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該構成銘柄の原指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該構成銘柄に起因する原指数の水準の部分と(y)原指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する構成銘柄に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはその他が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する構成銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

「早期償還決定期間」

とは、

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX金レバレッジ指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX金レバレッジ指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

日経・JPX金インバース指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX金インバース指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX金インバース指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX原油レバレッジ指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX原油レバレッジ指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

日経・JPX原油インバース指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX原油インバース指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX原油インバース指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2013年4月17日をいう。

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX金レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX金レバレッジ指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

日経・JPX金インバース指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX金インバース指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX金インバース指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX原油レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX原油レバレッジ指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

日経・JPX原油インバース指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX原油インバース指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX原油インバース指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

「取引所営業日」とは、

本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「取引日」とは、	2013年4月2日（ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は2020年5月11日）をいう。
「評価時刻」とは、	本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。
「ヘッジ・カウンター パーティー」とは、	NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがそれを通じてヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。
「ヘッジコストの増加」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。
「ヘッジ障害」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。
「ヘッジ取引」とは、	日経・JPX指数連動債の場合： NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約または(ii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「ヘッジ・ポジション」とは、	日経・JPX指数連動債の場合： NEFおよび／またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約または(ii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「法令変更」とは、	取引日以降、(i)適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、(a)NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。

「本指数」とは、 「本取引所」とは、 「予定取引所営業日」とは、 「予定終了時刻」とは、	日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合： 日経・JPX金レバレッジ指数（Nikkei-JPX Leveraged Gold Index）をいう。 日経・JPX金インバース指数連動債の場合： 日経・JPX金インバース指数（Nikkei-JPX Inverse Gold Index）をいう。 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債 3 の場合： 日経・JPX原油レバレッジ指数（Nikkei-JPX Leveraged Crude Oil Index）をいう。 日経・JPX原油インバース指数連動債の場合： 日経・JPX原油インバース指数（Nikkei-JPX Inverse Crude Oil Index）をいう。
「CRUDE OILIN[t]」または「日経・JPX原油インバース指数」とは、 「CRUDE OILIN[0]」とは、 「CRUDE OILLV[t]」または「日経・JPX原油レバレッジ指数」とは、 「CRUDE OILLV[0]」とは、 「GOLDIN[t]」または「日経・JPX金インバース指数」とは、 「GOLDIN[0]」とは、 「GOLDLV[t]」または「日経・JPX金レバレッジ指数」とは、 「GOLDLV[0]」とは、 「IL_t」または「償還価額」とは、	日経・JPX金レバレッジ指数連動債および日経・JPX金インバース指数連動債の場合： 株式会社大阪取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債 3 および日経・JPX原油インバース指数連動債の場合： 株式会社東京商品取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。 本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。 本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。
	ブルームバーグの「NTCS11IV」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の日経・JPX原油インバース指数の終値をいう。 当初評価日における日経・JPX原油インバース指数をいう。 ブルームバーグの「NTCS11LV」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の日経・JPX原油レバレッジ指数の終値をいう。 当初評価日における日経・JPX原油レバレッジ指数をいう。 ブルームバーグの「NTCCS4IV」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の日経・JPX金インバース指数の終値をいう。 当初評価日における日経・JPX金インバース指数をいう。 ブルームバーグの「NTCCS4LV」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の日経・JPX金レバレッジ指数の終値をいう。 当初評価日における日経・JPX金レバレッジ指数をいう。 当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のいずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(GOLDLV[t])}{(GOLDLV[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

日経・JPX金インバース指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(GOLDIN[t])}{(GOLDIN[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債 3 の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(CRUDE OILLV[t])}{(CRUDE OILLV[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

日経・JPX原油インバース指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(CRUDE OILIN[t])}{(CRUDE OILIN[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「 IL_0 」とは、

100をいう。

「 t 」とは、

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるものと同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしれないその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成銘柄および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合（以下「本指数の取消し」という。）、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。）、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」という。）が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、償還金額および／または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由（以下に定義する。）に対応するための相応な調整（もしあれば）を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額（下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。）を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合（ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。）、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

日経・JPX金レバレッジ指数連動債、日経・JPX金インバース指数連動債、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3および日経・JPX原油インバース指数連動債の場合：

1. 本指数は、株式会社日本経済新聞社および株式会社J P X総研によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社および株式会社J P X総研は、本指数自体および本指数を算定する手法、さらには、本指数の算定の基礎になる原指数に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
2. 本指数を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社、株式会社日本取引所グループおよび株式会社J P X総研に帰属している。
3. 本外国指標連動証券は、NEFの責任・信用力のもとで発行・償還されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社J P X総研は、その発行・償還および受益証券発行信託の組成・取引に関して、一切の責任を負わない。
4. 株式会社日本経済新聞社および株式会社J P X総研は、本指数および原指数を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負わない。
5. 株式会社日本経済新聞社および株式会社J P X総研は、本指数および原指数の計算方法など、その内容を変える権利および公表を停止する権利を有している。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合、額面金額2億円以上1万円単位、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合、額面金額200万円以上100円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

(i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証 (b) 本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、当該課税管轄（下記「8 課税上の取扱い」に定義する。））の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、本外国指標連動証券に基づく支払から徴収または控除されることが要求される金額に関し、）下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、または（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場

合には）それぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、

- (ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には）上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われないものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、）NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には）上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除（以下、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、「第871(m)条源泉徴収」という。）もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。さらに、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、NEFは、本外国指標連動証券について支払われる金額に関して課される第871(m)条源泉徴収の金額を決定する際に、いかなる「配当同等物」（内国歳入法第871(m)条において定義される。）も、適用ある法令に基づいて可能となるかかる源泉徴収からの免除または源泉徴収の減額にかかわらず、かかる支払に適用されうる最も高い税率にて、源泉徴収することができるものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、土曜日および日曜日を除く。）をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのそ

の時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2011年7月29日付保証状（ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は2019年7月19日付保証状）（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i) 当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii) 当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディベンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことによ

り（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

- (a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。
- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。
- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。
- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。

(g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社がその旨主張する）場合。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後に最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合、代理契約は、(i)代理契約に従って招集および開催された集会において、当該決議に投じられた議決権の4分の3以上の過半で採択された決議、(ii)本外国指標連動証券の元本残高の額面金額4分の3以上を保有する者によりまたはかかる者に代わって署名された書面による決議、または(iii)本外国指標連動証券の元本残高の額面金額4分の3以上を保有する者によりまたはかかる者に代わって（代理人が満足する様式で）関連する決済システムを通じて電子的同意により与えられた同意は、いずれの場合も、本外国指標連動証券の所持人の特別決議として効力を有することを規定する。）社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

(a)（NEFおよび保証会社の意見において）本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。

(b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ（NEFの場合）もしくは日本（保証会社の場合）またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、課税管轄）によりまたはそれら（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、課税管轄）に代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

- (i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (ii) 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には、貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。
- (iii) 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には、欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (iv) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。
- (v) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (vi) 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、(x)内国歳入法第1471(b)条に記載の契約により、もしくは内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈に従い、または(y)内国歳入法第871(m)条に従い、かかる源泉徴収または控除が要求される場合。

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は、あらゆる場合において、内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服する。源泉徴収または控除された金額は、本外国指標連動証券に関するあらゆる目的において支払われたものとみなされ、かかる源泉徴収または控除に関し追加額は支払われない。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味し、「課税管轄」とは、NEFまたは（場合により）保証会社による本外国指標連動証券に係る元本の払込が一般に服する、オランダもしくはその行政区画もしくは課税当局（NEFによる支払の場合）または日本もしくはその行政区画もしくは課税当局（保証会社による支払の場合）またはいずれの場合もそれらのその他の管轄もしくはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には、保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。

(v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。

(vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以

外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vii)保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(viii)保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(ix)本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i)かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

(ii)承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、

本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii)保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A)かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B)保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv)本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v)保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付しまたは交付させること。

(A)英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(B)日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(C)承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(vi)本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF（ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合はNEFおよび野村グローバル・ファイナンス株式会社）、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2012年7月27日付の変更および改訂済代理契約（ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は2020年4月9日付の変更および改訂済代理契約）（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合、1万円、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合、100円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。）。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

(iv) 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には、欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ（(i)支払不能の場合、または(ii)支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈（もしくは（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には）かかる条項に関する政府間の提案を施行する法律）に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合（もしくは（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には）「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されるようにならないかしくは同日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されなくなる場合）（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈（もしくは（日経・JPX原油レバレッジ指数連動

債3の場合には)かかる条項に関する政府間の提案を施行する法律)に従い定義される。)には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに)効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、(本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく)本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

日経・JPX金指数

日経・JPX原油指数

日経・JPX金指数と日経・JPX原油指数は、日経・JPXサブ商品指数（※１）として、算出される指数である。

日経・JPX金指数の構成銘柄は金のみ、また日経・JPX原油指数の構成銘柄は原油のみであり、「中心限月を対象限月とする」、「月初第５取引日から第９取引日までの５取引日間で５分の１ずつ５番限月から６番限月へ限月切り替えを行う（※ただし、貴金属市場およびアルミニウム市場の偶数限月の商品については、奇数月のみ限月の切り替えを行う。）」指数である。

日経・JPXサブ商品指数は、帳入値段（※２）にて、１日１回算出・公表される。

※１．日経・JPXサブ商品指数とは、市場ごとまたは商品ごとのベンチマークとなることを目指し、基本的に日経・JPX商品指数（Nikkei-JPX Commodity Index）（※３）と同様の計算方法に基づく指数である。

※２．大阪取引所が取り扱う各構成銘柄においては、「帳入値段」は「清算値段」を意味する。

※３．「日経・JPX商品指数」は、2002年５月31日を基準日として（同日の帳入値段に基づく指数値を100.00とする）、構成銘柄ごとの配分比率に当該銘柄の価格騰落率を乗じ、それを全銘柄分合計して算出される。

「日経・JPX商品指数」は、当初「東京工業品取引所商品指数」として2006年７月24日より公表を開始し、その後、名称を2009年４月１日算出分から「日経・東工取商品指数」に変更し、2013年２月12日付で「日経・東商取商品指数」に変更し、2020年７月27日付で「日経・JPX商品指数」に変更したものである。

日経・JPX金レバレッジ指数

日経・JPX原油レバレッジ指数

日経・JPX金レバレッジ指数は、日経・JPX金指数を原指数として、原指数の１日の変化率（前日清算値段ベースの原指数値と当日清算値段ベースの原指数値とを比較して算出）を２倍したものを、前日の指数値に乘じて算出される。

日経・JPX原油レバレッジ指数は、日経・JPX原油指数を原指数として、原指数の１日の変化率（前日帳入値段ベースの原指数値と当日帳入値段ベースの原指数値とを比較して算出）を２倍したものを、前日の指数値に乘じて算出される。

日経・JPX金レバレッジ指数および日経・JPX原油レバレッジ指数は2012年12月３日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、１日１回、大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引および東京商品取引所の商品先物取引の日中立会終了後に算出される。

日経・JPX金インバース指数

日経・JPX原油インバース指数

日経・JPX金インバース指数は、日経・JPX金指数を原指数として、原指数の１日の変化率（前日清算値段ベースの原指数値と当日清算値段ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乘じて算出される。

日経・JPX原油インバース指数は、日経・JPX原油指数を原指数として、原指数の１日の変化率（前日帳入値段ベースの原指数値と当日帳入値段ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乘じて算出される。

日経・JPX金インバース指数および日経・JPX原油インバース指数は2012年12月３日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、１日１回、大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引および東京商品取引所の商品先物取引の日中立会終了後に算出される。

日経・JPXレバレッジ指数（日経・JPX金レバレッジ指数、日経・JPX原油レバレッジ指数）の計算方法

日経・JPXレバレッジ指数は、以下の算式に従って算出される。

（日経・JPX商品指数および各日経・JPXサブ商品指数のレバレッジ指数（日経・JPX金レバレッジ指数、日経・JPX原油レバレッジ指数を含む）を総称して、「日経・JPXレバレッジ指数」という。）

$$\text{Lev. Index}_{t,d} = \text{Lev. Index}_{s,d-1} \times \max[\{1 + 2 \times ((\text{Index}_{t,d} / \text{Index}_{s,d-1}) - 1)\}, 0.1]$$

ただし、

$\text{Lev. Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・JPXレバレッジ指数

$\text{Lev. Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段（※）に基づく原指数値より算出した日経・JPXレバレッジ指数

$\text{Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値

なお、 $\text{Index}_{t,d}$ は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

$\text{Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値

※大阪取引所が取り扱う各構成銘柄においては、「帳入値段」は「清算値段」を意味する。

日経・JPXインバース指数（日経・JPX金インバース指数、日経・JPX原油インバース指数）の計算方法

日経・JPXインバース指数は、以下の算式に従って算出される。

（日経・JPX商品指数および各日経・JPXサブ商品指数のインバース指数（日経・JPX金インバース指数、日経・JPX原油インバース指数を含む）を総称して、「日経・JPXインバース指数」という。）

$$\text{Inv. Index}_{t,d} = \text{Inv. Index}_{s,d-1} \times \max[\{1 - 1 \times ((\text{Index}_{t,d} / \text{Index}_{s,d-1}) - 1)\}, 0.1]$$

ただし、

$\text{Inv. Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・JPXインバース指数

$\text{Inv. Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値より算出した日経・JPXインバース指数

$\text{Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値

なお、 $\text{Index}_{t,d}$ は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

$\text{Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値

日経・JPXレバレッジ指数の値動きについて

日経・JPXレバレッジ指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・JPXレバレッジ指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意する必要がある。

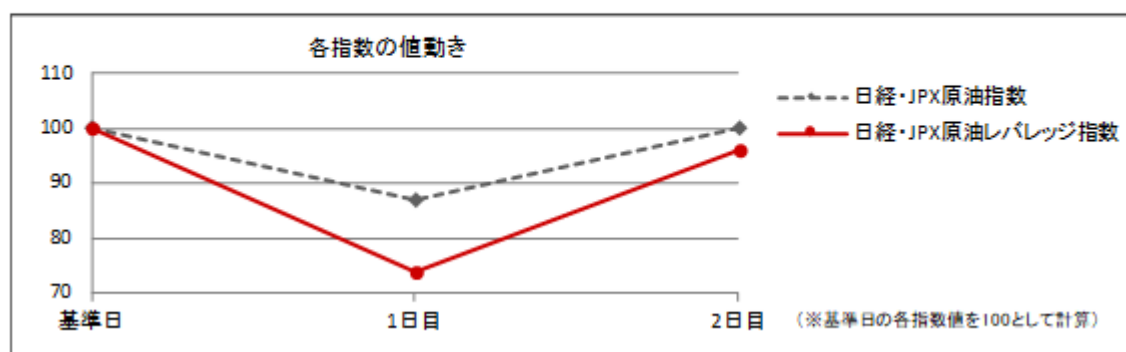
< 1 > 日経・JPX原油指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-13%	15%
日経・JPX原油レバレッジ指数	-26%	30%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-13%	<u>0.0%</u>
日経・JPX原油レバレッジ指数	-26%	<u>-3.8%</u>



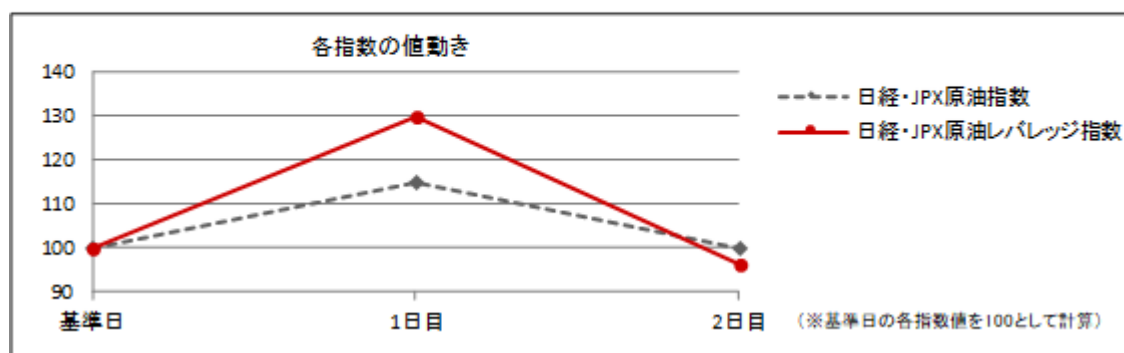
< 2 > 日経・JPX原油指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	-13%
日経・JPX原油レバレッジ指数	30%	-26%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	0.0%
日経・JPX原油レバレッジ指数	30%	-3.8%



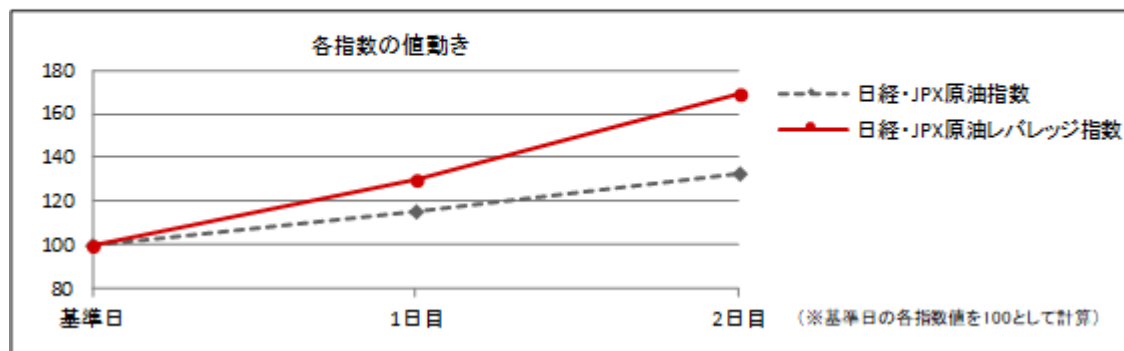
＜3＞ 日経・JPX原油指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	15%
日経・JPX原油レバレッジ指数	30%	30%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	32.3%
日経・JPX原油レバレッジ指数	30%	69.0%



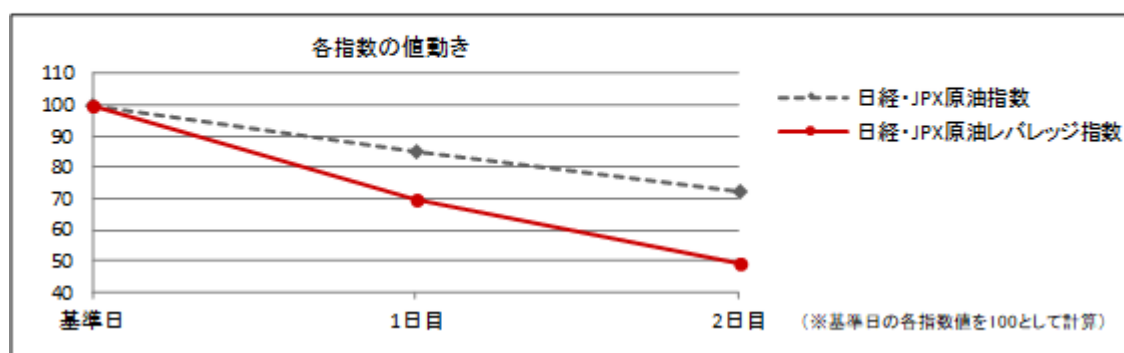
＜4＞ 日経・JPX原油指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-15%	-15%
日経・JPX原油レバレッジ指数	-30%	-30%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-15%	-27.8%
日経・JPX原油レバレッジ指数	-30%	-51.0%



※これらの例示は、日経・JPX原油指数の値動きと日経・JPX原油レバレッジ指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

日経・JPXインバース指数の値動きについて

日経・JPXインバース指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の－1（マイナス1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・JPXインバース指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「－1倍」とならないので、十分留意する必要がある。

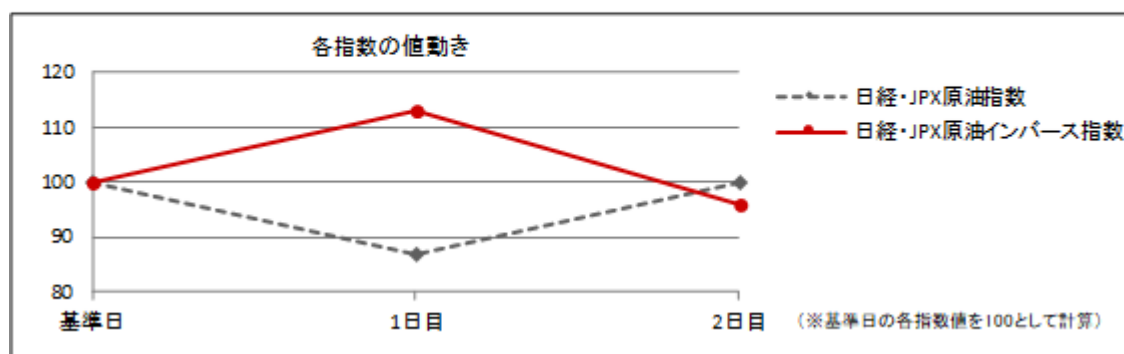
< 5 > 日経・JPX原油指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-13%	15%
日経・JPX原油インバース指数	13%	-15%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-13%	<u>0.0%</u>
日経・JPX原油インバース指数	13%	<u>-4.0%</u>



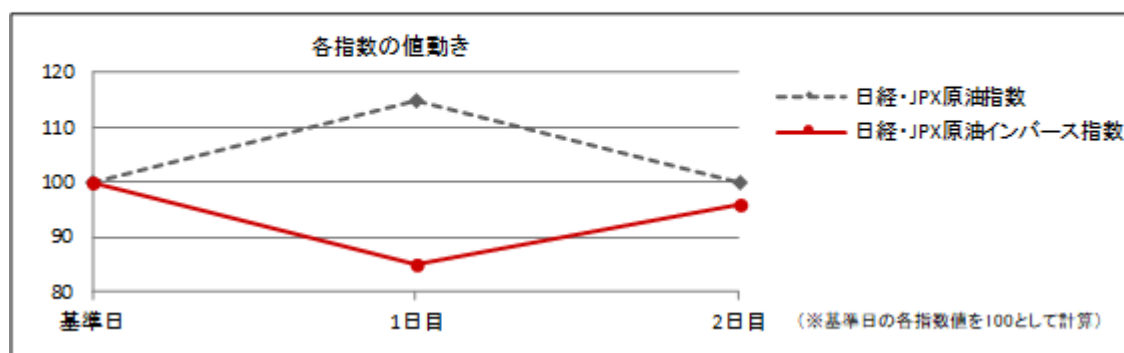
< 6 > 日経・JPX原油指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	-13%
日経・JPX原油インバース指数	-15%	13%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	<u>0.0%</u>
日経・JPX原油インバース指数	-15%	<u>-4.0%</u>



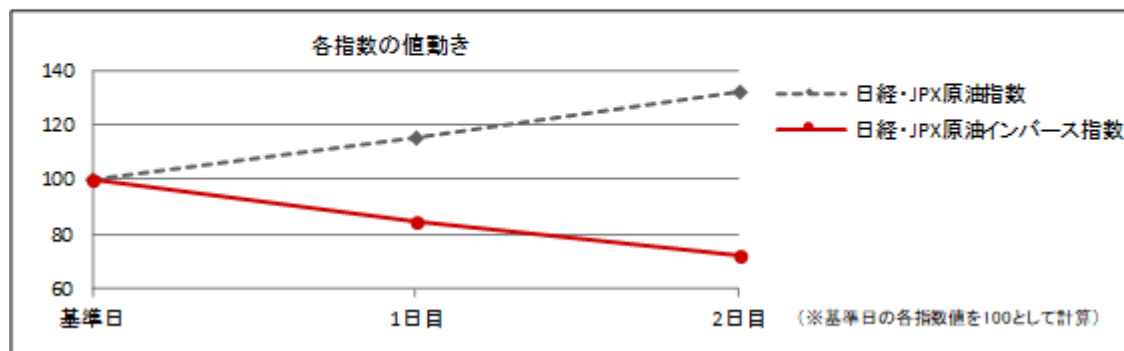
<7> 日経・JPX原油指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	15%
日経・JPX原油インバース指数	-15%	-15%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	15%	32.3%
日経・JPX原油インバース指数	-15%	-27.8%



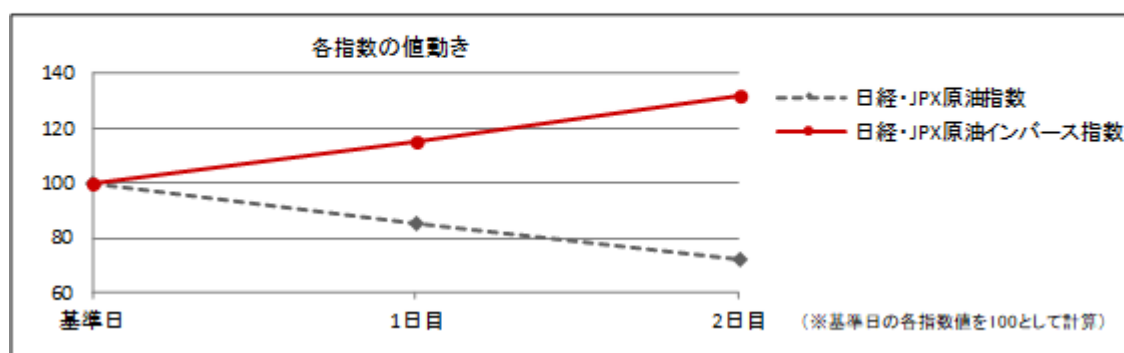
<8> 日経・JPX原油指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-15%	-15%
日経・JPX原油インバース指数	15%	15%

基準日からの騰落率

	1日目	2日目
日経・JPX原油指数	-15%	-27.8%
日経・JPX原油インバース指数	15%	32.3%



※これらの例示は、日経・JPX原油指数の値動きと日経・JPX原油インバース指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標である日経・JPX金レバレッジ指数、日経・JPX金インバース指数、日経・JPX原油レバレッジ指数および日経・JPX原油インバース指数（以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されているリスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間

- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関連している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、その満期時または償還時に本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

レバレッジ・インデックス、インバース・インデックスと対象指数との利益・損失の違い

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算されるので、対象指数と比べて利益・損失の額が大きくなる。

一方、インバース・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「－1倍」（マイナス1倍）となるよう計算されるので、対象指数と反対の利益・損失の額となる。

レバレッジ・インデックスに内在する性質に関する注意点

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の2倍とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の2倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

インバース・インデックスに内在する性質に関する注意点

インバース・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「－１倍」（マイナス１倍）となるよう計算される。しかしながら、２営業日以上離れた期間におけるインバース・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の「－１倍」とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

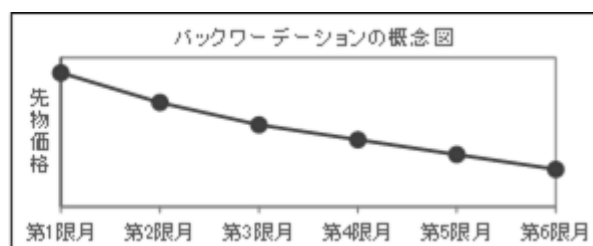
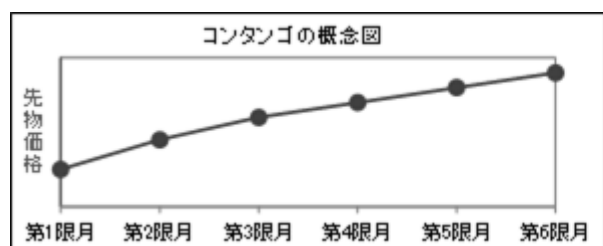
２営業日以上離れた期間におけるインバース・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の「－１倍」倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES 金先物 ベア ETNおよびNEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

商品先物価格を参照する指数に内在する性質に関する注意点

日経・JPXレバレッジ指数および日経・JPXインバース指数の原指数は、商品先物価格を参照する指数であり、商品現物価格の値動きとは差異がある。

また、通常、商品先物は在庫などの需給や保管コスト等を反映した限月間の価格差がある。先物の各限月の価格形状には、以下の図に示すように、期近の先物価格よりも期先の先物価格が高い状態（以下「コンタンゴ」という。）と、期近の先物価格よりも期先の先物価格が低い状態（以下「バックワーデーション」という。）がある。期近の先物価格に大きな変動がない場合、時間の経過に伴い、コンタンゴでは期先の先物価格は徐々に低下し、バックワーデーションでは期先の先物価格は徐々に上昇する傾向がある。



なお、これらの図は先物の各限月の価格形状を説明するために示した概念図であり、過去の価格形状を表したのではなく、将来の価格形状を示唆するものでもない。

原指数は、商品先物の中心限月（最も取引高が多い限月）を対象限月とした指数であり、毎月月初第5取引日から第9取引日までの5取引日間で5分の1ずつ次限月への切り替え（ロールオーバー）が行われる。限月の切り替え前後で原指数の値は連続的に推移するのに対し、商品先物（中心限月）価格は限月交代の際に、コンタンゴの場合は不連続に上振れし、バックワーデーションの場合は不連続に下振れする。その結果、原指数の値動きは、コンタンゴの場合は商品先物（中心限月）の値動きから下方乖離が生じ、バックワーデーションの場合は上方乖離が生じる。このような乖離は、商品先物の限月間の価格差が大きくなるほど、また、限月の切り替えを繰り返すほど拡大する可能性がある。

次のグラフは、コンタンゴの状態が多かった期間と、バックワーデーションの状態が多かった期間のそれぞれについて、原指数と先物価格の過去の値動きを例として示したものである。ただし、これらのグラフは将来の値動きを示唆・保証するものではない。





このような原指数の特性について、NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES 金先物 ベア ETN、NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETNに投資を行う場合には留意が必要である。

＜NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジETN、NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジETNおよび NEXT NOTES 東証グロース市場250 ETNに関する情報＞

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2033年8月8日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・
スポンサー」とは、

本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。

「営業日」とは、

ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合：

東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「管理費用」とは、

ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合：

0.80%（＝0.008）をいう。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

0.50%（＝0.005）をいう。

※当該外国指標連動証券に係る費用は上記管理費のみであり、本ETN/JDRの総経費率は管理費用と同一となる。

「関連取引所」とは、

ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合：

計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数または原指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。

「規定通貨」とは、

日本円をいう。

「原指数」とは、

ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債に関して、ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数をいう。

「最終評価日」とは、

ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数連動債の場合：

満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数連動債の場合：

満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される東証グロース市場250指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、東証グロース市場250指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。東証グロース市場250指数が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した東証グロース市場250指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

「参照通貨」とは、

ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合：

日本円および米ドルをいう。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

日本円をいう。

「市場混乱事由」とは、

ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合：

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1 時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に原指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の原指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x) 当該有価証券に起因する原指数の水準の部分と(y)原指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはそのほか許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

「取引障害」とは、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはそのほか許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

「早期償還決定期間」とは、

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用されるダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用されるダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される東証グロース市場250指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された東証グロース市場250指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2013年10月24日をいう。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用されるダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用されるダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される東証グロース市場250指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された東証グロース市場250指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

「取引所営業日」とは、	本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。
「取引日」とは、	2013年10月8日をいう。
「評価時刻」とは、	本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。
「ヘッジ・カウンター パーティー」とは、	NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがそれを通じてヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。
「ヘッジコストの増加」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。
「ヘッジ障害」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。
「ヘッジ取引」とは、	NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「ヘッジ・ポジション」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「法令変更」とは、	取引日以降、(i)適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、(a)NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。

「本指数」とは、

ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数連動債の場合：

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ（２倍）・インデックス（円ヘッジ・プライスリターン）（DJIA PR JPY-Monthly Hedged Leveraged (x2) Index）をいい、かかる指数を本書において「ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数」ということがある。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数連動債の場合：

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース（－１倍）・インデックス（円ヘッジ・トータルリターン）（DJIA TR JPY-Monthly Hedged Inverse (x1) Index）をいい、かかる指数を本書において「ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数」ということがある。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

東証グロース市場250指数（Tokyo Stock Exchange Growth Market 250 Index）をいう。

「本取引所」とは、

ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合：

ニューヨーク証券取引所およびナスダック株式市場をいい、その承継取引所を含むものとする。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

株式会社東京証券取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。

「予定取引所営業日」

本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。

とは、

「予定終了時刻」とは、

本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。

「DJIAIN[t]」または

ブルームバーグの「DJIAIJT Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数の終値をいう。

「ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数」とは、

「DJIAIN[0]」とは、

当初評価日におけるダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数をいう。

「DJIALV[t]」または

ブルームバーグの「DJIA2LJP Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数の終値をいう。

「ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数」とは、

「DJIALV[0]」とは、

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のいずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

「IL_t」または「償還価額」とは、

ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(DJIALV[t])}{(DJIALV[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(DJIAIN[t])}{(DJIAIN[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

東証グロース市場250指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(TSEMOTHR[t])}{(TSEMOTHR[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、

100をいう。

「t」とは、

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

「TSEMOTHR[t]」またはブルームバーグの「TSEMOTHR Index」のページまたは計算代理人が決定する後
「東証グロース市場250指数」と 継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日
は、 の東証グロース市場250指数の終値をいう。
「TSEMOTHR[0]」とは、 当初評価日における東証グロース市場250指数をいう。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるものと同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしくはその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成株式および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合（以下「本指数の取消し」という。）、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。）、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」という。）が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、償還金額および／または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由（以下に定義する。）に対応するための相応な調整（もしあれば）を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額（下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。）を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合（ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。）、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合：

本指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシー（S&P Dow Jones Indices LLC）またはその関連会社（以下「SPDJI」という。）の商品であり、これを利用するライセンスが野村證券株式会社（以下本項において「ライセンシー」という。）に付与されている。ダウ・ジョーンズ®（Dow Jones®）は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エルエルシー（Dow Jones Trademark Holdings LLC）（以下「ダウ・ジョーンズ」という。）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに付与され、さらにライセンシーが特定の目的のためにこれら

を利用するサブライセンスが付与されている。本外国指標連動証券は、SPDJI、ダウ・ジョーンズ、スタンダード・アンド・プアーズまたはそれぞれの関連会社（以下「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」と総称する。）がスポンサーとなっているものではなく、また、それらによって、保証、販売または宣伝されているものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本外国指標連動証券の所有者または公衆に対して、有価証券一般または本外国指標連動証券が投資に適するものであるかという点、または本指数が市場全体のパフォーマンスに対応したパフォーマンスをあげられるかという点に関して、明示的または黙示的を問わず、いかなる表明または保証もしていない。本指数に関するS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとライセンシーとの間の関係は、本指数およびS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスまたはそのライセンサーの商標、サービスマークまたは商号に関するライセンスの付与だけである。本指数は、ライセンシーまたは本外国指標連動証券とは関係なく、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスによって決定、構成および計算される。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本指数の決定、構成または計算において、ライセンシーまたは本外国指標連動証券の所有者の要求を考慮する義務を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本外国指標連動証券の価格および数量もしくは本外国指標連動証券の発行もしくは販売のタイミングの決定、または本外国指標連動証券が将来換金、譲渡または償還される計算式の決定もしくは計算に関して責任を負わず、またこれらに関与していない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本外国指標連動証券の管理、販売または取引に関して、いかなる義務または責任も負わない。本指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスに正確に対応したパフォーマンスをあげるかまたはプラスの投資収益を提供するという保証はない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーは投資顧問会社ではない。ある指数に株式が含まれることは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスがかかる株式の売り、買いまたは保有を推奨していることを意味するものではなく、また、投資することの助言とみなしてはならない。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本指数またはその関連データもしくはそれらに関する口頭または書面の通信（電子通信も含む。）を含むがこれらに限定されないあらゆる通信について、その適切性、正確性、適時性または完全性を保証するものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、かかる通信に含まれる誤謬、欠落または遅延に対して、いかなる義務または責任も負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、本指数またはそれに関連するデータの商品性、特定の目的もしくは使用への適合性またはそれらを使用することによってライセンシー、本外国指標連動証券の所有者もしくはその他の個人または法人により得られる結果について、あらゆる保証を行うことを明示的に否認する。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、利益の逸失、営業損失および時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的損害、特別損害、偶発的損害、懲罰的損害または派生的損害に関して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約責任、不法行為責任または厳格責任のいずれの形態であっても、一切の責任を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンサーを除き、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとライセンシーとの間の契約または取決めの第三者受益者は存在しない。

東証グロース市場250指数連動債の場合：

- (i) 東証グロース市場250指数の指数値および東証グロース市場250指数に係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下本項において「J P X」と総称する。）の知的財産であり、東証グロース市場250指数の指数値の算出、公表および利用など東証グロース市場250指数に関するすべての権利・ノウハウならびに東証グロース市場250指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有する。
- (ii) J P Xは、東証グロース市場250指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証グロース市場250指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証グロース市場250指数に係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができる。

- (iii) J P Xは、東証グロース市場250指数の指数値および東証グロース市場250指数に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証グロース市場250指数の指数値について、何ら保証または表明をするものではない。
- (iv) J P Xは、東証グロース市場250指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性または完全性を保証するものではない。また、J P Xは、東証グロース市場250指数の指数値の算出の誤謬、公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。
- (v) 東証グロース市場250指数の指数値に関連する金融商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではない。
- (vi) J P Xは、東証グロース市場250指数の指数値に関連する金融商品の購入者または公衆に対し、東証グロース市場250指数の指数値に関連する金融商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負わない。
- (vii) J P Xは、特定の銘柄または銘柄群を選定したり、当社または東証グロース市場250指数の指数値に関連する金融商品の購入者のニーズを東証グロース市場250指数の指数値の計算に考慮したりするものではない。
- (viii) 以上の項目を含むがこれに限らず、J P Xは東証グロース市場250指数の指数値に関連する金融商品の発行および販売に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

- (i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証（b）本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次回の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、

(ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われえないものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i)支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii)1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債の場合は、東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいい、東証グロース市場250指数連動債の場合は、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2013年8月5日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債

務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i)当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディベンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

(a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。

- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。
- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。
- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。
- (g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社がその旨主張する）場合。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後に最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

- (a) （NEFおよび保証会社の意見において）本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。
- (b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ（NEFの場合）もしくは日本（保証会社の場合）またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

- (i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租

公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

- (ii) 貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。
- (iii) 欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (iv) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。
- (v) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生

じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる

証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

(ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付しまたは交付させること。

(A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付

で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」および

これに関連する用語はこれに従って解釈される。)において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる(この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。)。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人(合衆国内国歳入法に定義される。)は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人(発行代理人兼主支払代理人)、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人(発行代理人兼主支払代理人)

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク(ルクセンブルク) エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

(iv) 欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ（(i)支払不能の場合、または(ii)支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従い定義される。）には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに）効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、（本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく）本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

ダウ・ジョーンズ工業株価平均™ (Dow Jones Industrial Average™ - DJIA-)

1896年に誕生したこの指数はダウ®の名称でも呼ばれており、米国を代表する優良企業30銘柄の株価加重指数である。この指数は、輸送株および公共株を除く全ての業種をカバーしている（輸送株および公共株については、ダウ・ジョーンズ 輸送株価平均™およびダウ・ジョーンズ 公共株価平均™でカバーされている）。銘柄選択は定量的なルールに従ったものではないが、採用銘柄は主として、企業の評判が高く、持続的な成長を達成し、多くの投資家が高い関心を示すものに限定されている。また、銘柄選択においては指数内で適切なセクター配分を維持できることも考慮されている。

指数の計算

この指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの全ての株価指数において使用される除数メソドロジーに従って計算される。

この指数が最初に構築されたときには、指数の価値は単純に構成銘柄の株価を合計し、構成銘柄の数で除することにより計算された。今日では、除数を調整することで、株式分割やその他の構成銘柄変更の影響を抑え、指数の連続性を維持している。

構成銘柄の選出方法

ウォール・ストリート・ジャーナルの編集担当者たちが、構成する銘柄を選出する。工業（industrial）という意味に対しては広範な考えを持ち、鉄道と公共事業以外の会社であれば、全ての会社が対象となる。

（ダウ・ジョーンズ平均株価には工業株の他に鉄道株、公共株の指数がある。）ダウ平均に加える新しい企業の選出にあたっては膨大な数の企業の中から、企業の継続的な成長性や投資家たちの関心を考慮に入れて選出する。ただし、指数の連続性を維持するため、構成銘柄の変更は稀であり、通常は構成銘柄の企業のコア・ビジネスにおいて買収やその他の重大な変化があった場合に構成銘柄が変更される。そうしたイベントにより、一つの銘柄を入れ替える必要が生じた場合、指数全体が審査されて、その結果、いくつかの構成銘柄の変更が同時に行われることもある。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)およびダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)では、標準的な方法を適用することにより、為替リスクのヘッジを行い、ダウ・ジョーンズ工業株価平均に対するレバレッジもしくはインバース・エクスポージャーを提供する。

為替ヘッジ指数

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの標準為替ヘッジ指数は、1ヶ月ごとにロールオーバーされる先渡取引を利用し、期初におけるバランスをヘッジすることで計算される。ヘッジされる額は毎月調整される。

毎月の為替ヘッジ指数の計算

m = 計算における月、0、1、2などの数字で示される。

SPI_EH_m = m 月の末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

SPI_EH_{m-1} = 前月($m-1$)末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

SPI_E_m = m 月の末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準（外貨建て）

SPI_E_{m-1} = 前月($m-1$)末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準（外貨建て）

SPI_EL_{m-1} = 前月($m-1$)末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準（現地通貨建て）

HR_m = m 月におけるヘッジ・リターン（%）

S_m = m 月の末における現地通貨に対する外貨のスポット・レート（FC/LC）

F_m = m月の末における現地通貨に対する外貨の先渡レート（FC/LC）

$m = 1$ の月の末において

$$SPI_EH_1 = SPI_EH_0 \times (SPI_E_1 / SPI_E_0 + HR_1)$$

m月の末において

$$SPI_EH_m = SPI_EH_{m-1} \times (SPI_E_m / SPI_E_{m-1} + HR_m)$$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$$HR_m = (S_{m-1} / F_{m-1}) - (S_{m-1} / S_m)$$

日次のリターンはスポット価格と先渡価格の間で内挿することにより計算される。

各m月について、 $d=1,2,3, \dots, D$ の暦日がある。

md はm月におけるd日であり、 $m0$ はm-1月における最終日である。

F_I_{md} = m 月のd 日時点における内挿された先渡レート

$$F_I_{md} = S_{md} + (D-d)/D \times (F_{md} - S_{md})$$

m 月のd 日において

$$SPI_EH_{md} = SPI_EH_{m0} \times (SPI_E_{md} / SPI_E_{m0} + HR_{md})$$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$$HR_m = (S_{m0} / F_{m0}) - (S_{m0} / F_I_{md})$$

レバレッジ指数の計算方法

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのレバレッジ指数は、対象指数の複数倍のリターンを生み出すように設計されており、投資家はキャッシュ・ポジションを超えたエクスポージャーを得るために資金を借り入れる。アプローチとしては、まず対象指数を計算し、その次にレバレッジ指数の日次リターンを計算し、最後に、日次リターンにより前回の価値を増加させることにより、レバレッジ指数の現在の価値を計算する。

レバレッジ指数の日次リターンは2つの部分から構成される：（１）対象指数のトータル・ポジションのリターンから、（２）レバレッジのための借入コストを減じる：

レバレッジ指数の数式は以下のようになる：

$$\text{レバレッジ指数のリターン} = K \times [\text{対象指数}(t) / \text{対象指数}(t-1) - 1] - (K-1) \times (\text{借入金利}/360) \times D(t, t-1)$$

上記の式で、借入金利がレバレッジ指数に適用されている。これは、借入資金を表す。これを踏まえ、時間tにおけるレバレッジ指数価値は以下のように計算される：

$$\text{レバレッジ指数の価値}(t) = (\text{レバレッジ指数の価値}(t-1)) \times (1 + \text{レバレッジ指数のリターン})$$

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下のようになる：

$$\begin{aligned} \text{レバレッジ指数の価値}(t) &= (\text{レバレッジ指数の価値}(t-1)) \\ &\times [1 + [K \times [\text{対象指数}(t)/\text{対象指数}(t-1) - 1] - (K-1) \times (\text{借入金利}/360) \times D(t, t-1)]] \end{aligned}$$

K = レバレッジ・レシオ

$$K = 2, \text{エクスポージャー} = 200\%$$

借入金利 = 3ヶ月日本円TIBOR(TI0003M)

Dt, t-1 = t とt-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIA2LJP)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(プライス・リターン、円ヘッジ)(DJIHJP)の2倍のレバレッジがかかっており、DJIA2LJPの数式は以下のようになる。

$$\begin{aligned} \text{DJIA2LJP}(t) &= \\ \text{DJIA2LJP}(t-1) &\times [1 + [2 \times [\text{DJIHJP}(t)/\text{DJIHJP}(t-1) - 1] - (2-1) \times [\text{TI0003M}/360] \times D(t, t-1)]] \end{aligned}$$

インバース指数の計算方法

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのインバース指数は、対象指数のショート・ポジションを保有することにより、対象指数と反対のパフォーマンスを提供するように設計されている。投資家がショート・ポジションを保有する場合、借株の配当と金利を支払う必要がある。指数の計算はレバレッジ指数と同様の一般的なアプローチに従っており、いくつか調整が行われる：第一に、対象指数のリターンはプラスマイナスが逆となり、対象指数のトータル・リターンに基づくものとなるため、配当や価格の動きが含まれる。第二に、借株コストは含まれないが、初期投資から得られる金利と、対象指数の証券の空売りから生じる収益から得られる金利を反映するために調整が行われる。こうした前提は業界における通常の慣習を反映している。（借株コストを含めるため、或いは空売りによる収益から得られる金利や初期投資から得られる金利を除外するため、単純な調整を行うことができる。）

インバース指数のリターンを計算するための一般的な数式は：

$$\begin{aligned} \text{インバース指数のリターン} &= \\ &-K \times [\text{対象指数のトータルリターン}(t)/\text{対象指数のトータルリターン}(t-1) - 1] \\ &+ (K+1) \times (\text{貸出金利}/360) \times D(t, t-1) \end{aligned}$$

ここで、右辺の最初の項は対象指数のトータル・リターンを示し、右辺の2つ目の項は初期投資から得られる金利および空売りによる収益から得られる金利を示している。

時間tにおけるインバース指数価値は以下のように計算される：

$$\text{インバース指数の価値}(t) = (\text{インバース指数の価値}(t-1)) \times (1 + \text{インバース指数のリターン})$$

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下のようになる：

$$\begin{aligned} \text{インバース指数の価値}(t) &= (\text{インバース指数の価値}(t-1)) \\ &\times [1 - [K \times [\text{対象指数のトータルリターン}(t)/\text{対象指数のトータルリターン}(t-1) - 1] \\ &- (K+1) \times (\text{貸出金利}/360) \times D(t, t-1)]] \end{aligned}$$

K = レバレッジ・レシオ

$$K = 1, \text{エクスポージャー} = 100\%$$

貸出金利 = 3ヶ月日本円TIBOR(TI0003M)

Dt, t-1 = t とt-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(－1倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIAIJT)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（トータル・リターン、円ヘッジ）(DJIHJT)のインバース・バージョンである。DJIAIJTの数式は以下のようになる。

DJIAIJT(t)=

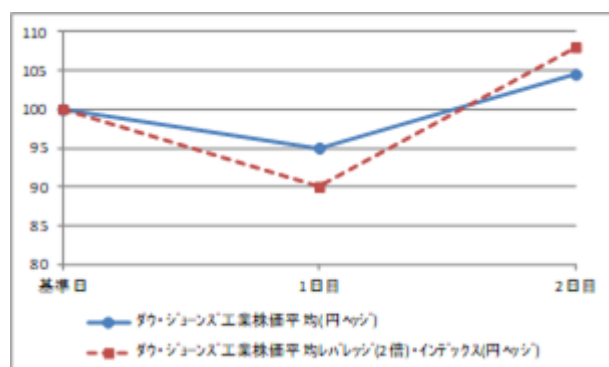
$$DJIAIJT(t-1) \times [1 - \{1 \times [DJIHJT(t) / DJIHJT(t-1) - 1] - (1+1) \times [TI0003M/360] \times D(t, t-1)\}]$$

レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意すべきである。

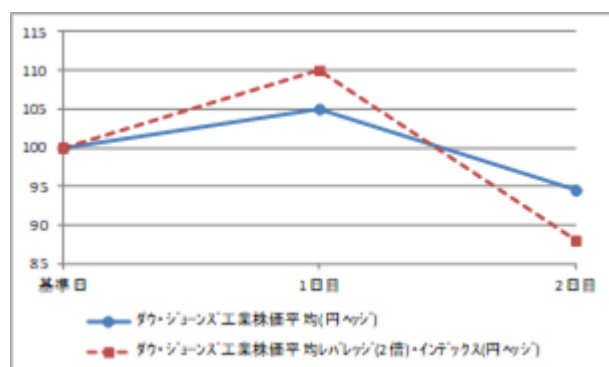
＜１＞ ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、１日目「下落」、２日目「上昇」の場合

日々の値動き	1日目	2日目	基準日からの値動き	1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	4.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	20%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	8%



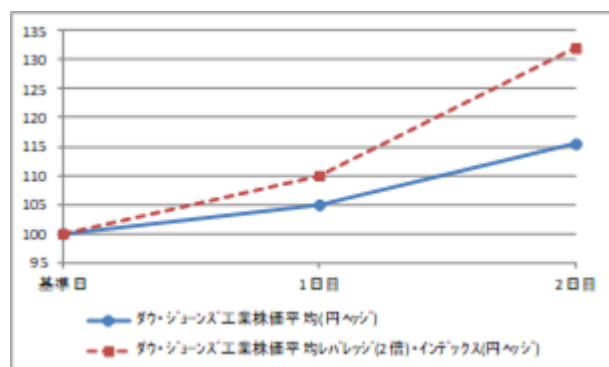
＜２＞ ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、１日目「上昇」、２日目「下落」の場合

日々の値動き	1日目	2日目	基準日からの値動き	1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-5.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	-20%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	-12%



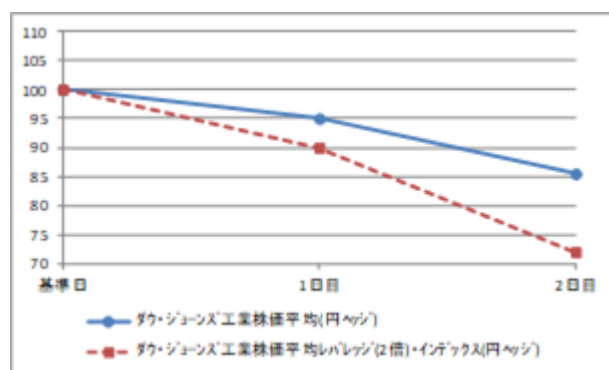
<3> ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	15.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	20%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	32%



<4> ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-14.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	-20%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	-28%



※これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ（2倍）・インデックス（円ヘッジ）の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

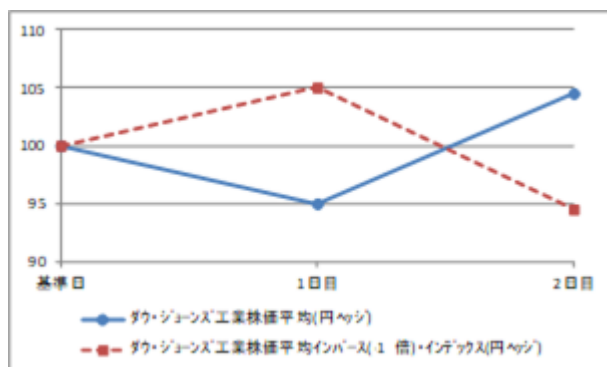
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

インバース指数の値動きについて

インバース指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の－1（マイナス1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「－1倍」とならないので、十分留意すべきである。

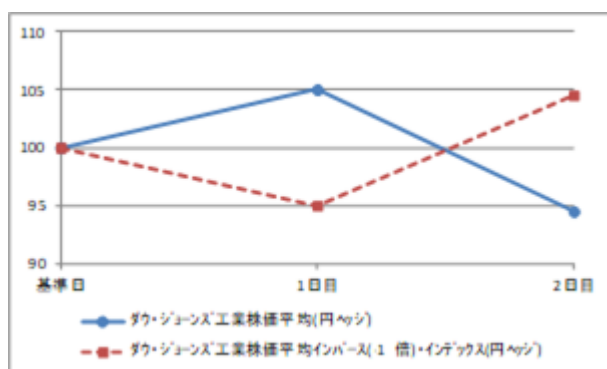
<5> ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	4.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	-5.5%



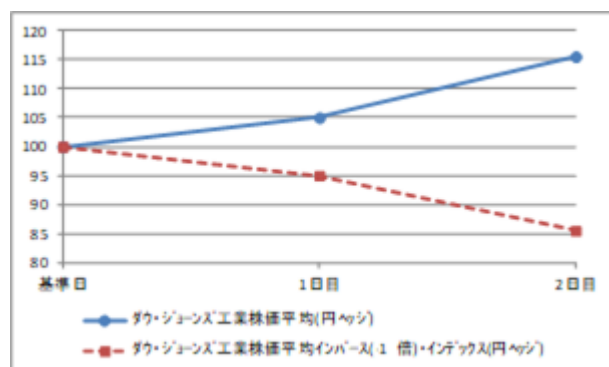
< 6 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-5.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	4.5%



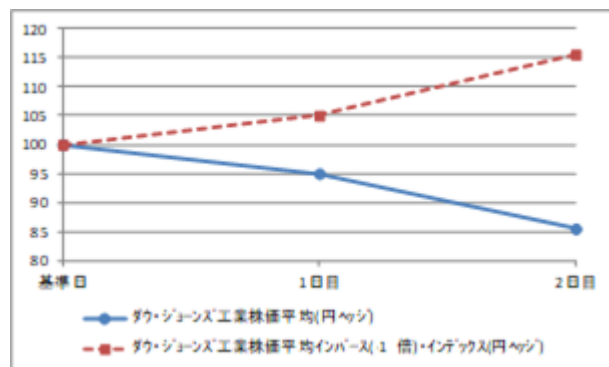
<7> ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	15.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	-14.5%



<8> ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-14.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	15.5%



※これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース（-1 倍）・インデックス（円ヘッジ）の値動きの関係の説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

東証グロース市場250指数

東証グロース市場250指数は、東証グロース市場指数の算出対象を母集団とし、上場時価総額を基準としてJPX総研が選定した銘柄を算出対象とする浮動株調整後時価総額加重型の株価指数である。基準日は2003年9月12日、基準値は1,000ポイントである。

東証グロース市場250指数の算出に用いる浮動株比率は、後述のキャップ調整係数および移行係数考慮後の値を用いる。

個別銘柄のウェイト上限は20%である。キャップ調整に係るウェイト計算における基準日（以下本項において「ウェイト基準日」という。）における浮動株時価総額ウェイトが上限を超える銘柄については、10月最終営業日にキャップ調整係数を設定する。その後に株価の変動等により上限を超える場合も翌年の10月最終営業日までキャップ調整係数は変更しないものとする。

算出対象の追加・除外

- ・算出対象の定期入替は毎年1回（10月最終営業日）行われる。
- ・定期入替に係る基準日（以下本項において「定期入替基準日」という。）およびウェイト基準日は、毎年8月最終営業日とし、以下の手順により構成銘柄が決定される。
 - ▽ 定期入替基準日時点における東証グロース市場指数の構成銘柄を母集団とする。
ただし、以下のいずれかに該当する銘柄は母集団から除外する。
 - ◇ 定期入替基準日において、整理銘柄に指定されていること。
 - ◇ 定期入替基準日において、特設注意市場銘柄に指定されていること。
 - ◇ 定期入替基準日において、上場市場を変更することが公表されていること。
 - ◇ 定期入替基準日において、TOPIX（東証株価指数）の構成銘柄に含まれていること。
 - ▽ 母集団からの除外の条件は、原則として、定期入替基準日から定期入替結果の発表までの間に該当することが判明した銘柄を含む。
 - ▽ 基準日における上場時価総額の大きい順に250銘柄を構成銘柄として選定する。ただし、母集団の総数が300を下回る場合、母集団の総数から50を減じた銘柄数を選定する。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標であるダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)、ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(－1倍)・インデックス(円ヘッジ)および東証グロース市場250指数（以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されているリスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間

- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関連している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、その満期時または償還時に本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

レバレッジ・インデックス、インバース・インデックスと対象指数との利益・損失の違い

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算されるので、対象指数と比べて利益・損失の額が大きくなる。

一方、インバース・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「－1倍」（マイナス1倍）となるよう計算されるので、対象指数と反対の利益・損失の額となる。

レバレッジ・インデックスに内在する性質に関する注意点

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の2倍とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の2倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

インバース・インデックスに内在する性質に関する注意点

インバース・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「－１倍」（マイナス１倍）となるよう計算される。しかしながら、２営業日以上離れた期間におけるインバース・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の「－１倍」とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

２営業日以上離れた期間におけるインバース・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の「－１倍」倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

為替ヘッジ指数の留意点

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(２倍)・インデックス(円ヘッジ)およびダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(－１倍)・インデックス(円ヘッジ)の対象となる為替ヘッジ指数は、米ドルと日本円の為替レートの変動にともなう為替リスクの回避（ヘッジ）を目指した指数であるものの、現地米国市場の投資家が現地通貨で確保できる指数のリターンと全く等しいリターンになるとは限らない。それは、為替ヘッジ指数がその算出の際に想定している毎月の先渡取引のロールオーバーが、完全なヘッジとはならないこと、また、日米の金利差等によりヘッジコストが生じる場合があることによる。

また、現地通貨と投資家の自国通貨の間の為替レートの変動により、為替ヘッジ指数戦略の結果とヘッジされていない戦略の結果は異なるものとなる。過去においては、1999年にはユーロが下落したため、欧州の投資家にとって、ヘッジされていないS&P500指数のリターンは40.0%となったが、米ドルのエクスポージャーをヘッジしていた欧州の投資家のリターンは17.3%にとどまった。その反対の例として、2003年にユーロが上昇した際には、欧州の投資家にとって、ヘッジされていないS&P500指数のリターンは5.1%となったが、米ドルのエクスポージャーをヘッジしていた欧州の投資家のリターンは27.3%となったことがある。

<NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、本外国指標連動証券は、NEFにより、2034年2月6日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、	本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。
「営業日」とは、	東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。
「管理費用」とは、	0.80%（＝0.008）をいう。 ※当該外国指標連動証券に係る費用は上記管理費のみであり、本ETN/JDRの総経費率は管理費用と同一となる。
「関連取引所」とは、	計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。
「規定通貨」とは、	日本円をいう。

「最終評価日」とは、	満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。
「参照通貨」とは、	インドネシアルピア、日本円、マレーシアリングgit、フィリピンペソ、シンガポールドル、タイバーツおよび／または米ドルをいう。
「市場混乱事由」とは、	取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1 時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。 本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に本指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の本指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x) 当該有価証券に起因する本指数の水準の部分と(y)本指数の水準全体との比較に基づくものとする。 「取引障害」とは、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはその他が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。 「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。 「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1 時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。 本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。
「早期償還決定期間」とは、	当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。償還価額を算出するために使用されるSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。

「通貨関連障害」とは、	以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。 (i)計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。 (a)慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。 (b)参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。 (c)規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。 (d)参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。 (e)規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。 (ii)参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があるとして計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。 参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。
「当初評価日」とは、	2014年3月10日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるSTOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたSTOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）を用いて、当初評価日における償還価額を決定することができる（ただし、決定する必要はない。）。
「取引所営業日」とは、	本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。
「取引日」とは、	2014年2月17日をいう。
「評価時刻」とは、	本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。
「ヘッジ・カウンターパーティー」とは、	NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがそれを通じてヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。
「ヘッジコストの増加」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。
「ヘッジ障害」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。

「ヘッジ取引」とは、	NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「ヘッジ・ポジション」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「法令変更」とは、	取引日以降、(i)適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、(a)NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。
「本指数」とは、	STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）（STOXX ASEAN-Five Select Dividend 50 (Net Return JPY)）をいう。
「本取引所」とは、	フィリピン証券取引所、マレーシア証券取引所、タイ証券取引所、シンガポール取引所およびインドネシア証券取引所をいい、それらの承継取引所を含むものとする。
「予定取引所営業日」とは、	本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。
「予定終了時刻」とは、	本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。
「IL _t 」または「償還価額」とは、	当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のいずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。
	$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(SXA E5DJN[t])}{(SXA E5DJN[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$
「IL ₀ 」とは、 「SXA E5DJN[t]」または 「STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）」とは、	100をいう。 ブルームバーグの「SXA E5DJN Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）の終値をいう。
「SXA E5DJN[0]」とは、 「t」とは、	当初評価日におけるSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）をいう。 当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるもの

と同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ)調整事由

(i) インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしれないその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成株式および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合（以下「本指数の取消し」という。）、(ii) インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。）、または(iii) 計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」という。）が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、償還金額および／または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由（以下に定義する。）に対応するための相応な調整（もしあれば）を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額（下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。）を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ)指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合（ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。）、計算代理人は、(i) かかる訂正、(ii) 計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii) かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

ストックス・リミテッド (STOXX Ltd.)（以下本項において「STOXX」という。）および同社のライセンサー（以下本項において「ライセンサー」という。）は、本外国指標連動証券に関連して本指数および関連商標を利用するライセンスを付与することを除き、野村證券株式会社（以下本項において「ライセンシー」という。）と一切関係をもっていない。STOXXおよびライセンサーは、以下のことを行わない。

- (i) 本外国指標連動証券に対して支援、支持、販売または宣伝をすること
- (ii) 本外国指標連動証券やその他の証券への投資を勧めること
- (iii) 本外国指標連動証券に関するタイミング、数量または価格について責任または義務を負ったり、これらについての意思決定をしたりすること
- (iv) 本外国指標連動証券の管理、運営またはマーケティングについて責任または義務を負うこと
- (v) 本指数の決定、組成または計算にあたり、本外国指標連動証券へのニーズもしくは本外国指標連動証券の保有者を考慮することまたはそのような考慮をすべき義務を負うこと

STOXXおよびライセンサーは、本外国指標連動証券に関連していかなる責任も負わない。具体的には、STOXXおよびライセンサーは、以下について明示または黙示の保証をせず、あらゆる保証責任を否認する。

- (i) 本指数の利用およびそれに包含されるデータの利用に関連し、本外国指標連動証券、その保有者またはその他いかなる者が得るべき成果
- (ii) 本指数およびそのデータの正確性または完全性
- (iii) 本指数およびそのデータの商品性および特定の目的または使用への適合性

STOXXおよびライセンサーは、本指数およびそのデータに関するエラー、遺漏または中断について一切の責任を負わない。STOXXまたはライセンサーは、どのような状況の下でも、あらゆる逸失利益または間接的、懲罰的、特殊もしくは結果的な損害もしくは損失について一切の責任を負わない。このことは、たとえSTOXXまたはライセンサーがそうした損失が発生しうることを知っていた場合でも同様である。

ライセンサーとSTOXXとの間のライセンス契約は専ら両者の利益をはかるものであって、本外国指標連動証券の保有者またはその他いかなる第三者の利益をはかるものではない。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

- (i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証（b) 本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、
- (ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われえないものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って

課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2013年8月5日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i)当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディバンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

- (a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。
- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。

- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。
- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。
- (g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社がその旨主張する）場合。
- 上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後に最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

- (a) （NEFおよび保証会社の意見において）本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。
- (b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ（NEFの場合）もしくは日本（保証会社の場合）またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

- (i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (ii) 貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。

- (iii) 欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (iv) 関連日(以下に定義する。)後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券(ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。)
- (v) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日(上記「8 課税上の取扱い」に定義する。)から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状(ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務)は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争(本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。)を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続(以下「訴訟手続」と総称する。)が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国(本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1)に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国

における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承

継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

(ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付または交付させること。

(A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書

類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。）。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

(iv) 欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ ((i) 支払不能の場合、または(ii) 支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくは

かかる条項の公的な解釈に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従い定義される。）には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに）効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、（本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく）本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）では、東南アジア諸国（ASEAN）の企業を構成銘柄とする投資ユニバースから、最も配当が多い50社を選択することを目指している。対象国は、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアで、ベトナムはこのインデックスの投資ユニバースに入っていない。

このインデックスは、日本円建てインデックスであり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資するネットリターン・インデックスである。

投資ユニバース： 配当利回りで選択した投資可能なユニバースの全ての株式銘柄。

加重スキーム： このインデックスは、浮動株の時価総額に従って加重されている。

基準価額と基準日： 2004年3月31日時点の数値を1,000としている。

インデックス構成銘柄の見直し

構成銘柄の選択と35-70バッファ・ルール

この投資ユニバースは、STOXX Asia Total Marketインデックス中の、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアに属する全ての株式銘柄である。（STOXX Asia Total Marketインデックスとは、アジア地域に存在する13ヶ国の株式市場の動きを全体的に反映することを目的にした株価指数であり、各対象国の浮動株時価総額の95%をカバーした国別の指数をもとに構築されている。2011年1月31日を基準日として100を基準値としている。）

以下の株式は、この投資ユニバースから外されている。

- ・3ヶ月平均の日次取引金額が、150万米ドル未満の銘柄
- ・セクター「351020」-不動産投資信託（REIT）企業に指定されている銘柄
- ・配当性向が0%未満か、80%を超える銘柄

残りの全ての株式は、過去12ヶ月間の配当利回りでランク付けされる。選択銘柄は1ヶ国当たり最大15銘柄とし、1ヶ国当たりの最少銘柄数は設定されていない。選択リスト中、上位35銘柄がまず選択される。残りの15銘柄は、36位から70位の間にランク付けされた株式銘柄の中から、既存の構成銘柄をランク上位から順に選択される。このようにして選択した株式銘柄数がまだ50銘柄未満の場合、50銘柄になるまで、残りの株式銘柄からランク順に選択される。

構成銘柄の見直し頻度： このインデックスは毎年3月に見直される。第1金曜日に構成銘柄を発表し、第3金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。

株式数と浮動株調整係数については、四半期ごとに更新される。変更は全て3月、6月、9月、12月の第3金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。

ウェイト調整係数： 各構成銘柄のウェイトが最大10%になるよう、四半期ごとに調整係数が設定される。ウェイト調整係数は、見直し月の第2金曜日に公表される。その際、木曜日（第2金曜日の前日）の終値が使用される。

期中のメンテナンス

銘柄の置き換え：上場廃止等の銘柄の除外により、インデックス構成銘柄数が45銘柄未満に減少した場合、選択リストに掲載されている最上位の非構成銘柄と、除外された銘柄が置き替えられる。選択リストは年1回、インデックスの年次見直し時に更新される。

臨時除外：なし

臨時追加：なし

スピンオフ：スピンオフした株式銘柄は、インデックスに恒久的に追加されるわけではない。次回の構成銘柄見直し時に条件を満たす場合のみ、見直し後も継続してインデックスにとどまる。

配信のタイミング

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）は、インデックス配信期間中、15秒ごとに計算して配信され、また1日1回、インデックス配信期間の最後に計算して配信される。

為替レート

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）では、以下の為替レートが使用される。

- ・ CET（中央欧州時間）00:00から11:15までは、アジア太平洋地域のインデックスを計算する為替レートとして、直近リアルタイムの買値と売値の仲値が使用され、CET（中央欧州時間）17:30からは、固定為替レートを使用して、インデックスが計算される（The World Markets Company PLC（以下「WM社」という。）のCET17:00時点の固定為替レートを使用）。

固定為替レートは、WM社が提供している。詳しくはロイターの「WMRSPOT01」ページまたはブルームバークの「WMCO」ページを参照のこと。

インデックス計算式

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。

時価総額加重指数

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。

$$\text{Index}_t = \frac{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it})}{D_t} = \frac{M_t}{D_t}$$

上の式のうち、

t = インデックスの計算時点

n = インデックスの構成銘柄数

p_{it} = (t)時点における銘柄(i)の株価

s_{it} = (t)時点における銘柄(i)の株式数

ff_{it} = (t)時点における銘柄(i)の浮動株係数

cf_{it} = (t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数

x_{it} = (t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート

M_t = (t)時点におけるインデックスの浮動株時価総額

D_t = (t)時点におけるインデックスの除数

インデックスの除数計算

時価総額加重指数

各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。資本異動によるウェイトの変動は、インデックス構成銘柄全体に比例配分される。インデックスの除数は、以下のように計算される。

$$D_{t+1} = D_t \cdot \frac{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it}) \pm \Delta MC_{t+1}}{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it})}$$

上の式のうち、

D_{t+1} =(t+1)時点の除数

D_t =(t)時点の除数

n =インデックスの構成銘柄数

p_{it} =(t)時点における銘柄(i)の株価

s_{it} =(t)時点における銘柄(i)の株式数

ff_{it} =(t)時点における銘柄(i)の浮動株係数

cf_{it} =(t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数

x_{it} =(t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート

ΔMC_{t+1} =インデックスの終値時価総額と調整済み終値時価総額の差額：

(t+1)時に有効となる資本異動がある銘柄の場合、浮動株時価総額は、調整済み終値、(t+1)時点における新しい株数、(t+1)時点の浮動株係数から計算した時価総額から、（調整前）終値、(t)時点の株数、(t)時点の浮動株係数で計算した時価総額を差し引いて算出する。

円建てのインデックス

円建てインデックス：まず非ユーロ建ての株価がユーロに換算される。次にユーロ建ての株価と共に日本円に換算して、インデックス計算が行われる。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標であるSTOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）（以下本項において「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されているリスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間

- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関係している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、その満期時または償還時に本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

<NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETN、NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETN、NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES インドNifty・ベア ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2034年11月6日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、

本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。

「営業日」とは、

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

東京、シンガポールおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

Nifty指数連動債の場合：

東京、ムンバイおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「管理費用」とは、

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債およびNifty指数連動債の場合：

0.85%（＝0.0085）をいう。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

0.95%（＝0.0095）をいう。

※当該外国指標連動証券に係る費用は上記管理費のみであり、本ETN/JDRの総経費率は管理費用と同一となる。

「関連取引所」とは、

S&P指数(課税後配当込み)連動債の場合：

計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。

Nifty指数連動債の場合：

計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数または原指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。

「規定通貨」とは、

日本円をいう。

「原指数」とは、

Nifty指数連動債に関して、NIFTY 50指数をいう。

「最終評価日」とは、

満期償還日の10営業日前の日をいう。

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、適用為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した適用為替レートを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを算出し、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

Nifty レバレッジ(プライスリターン)指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを算出し、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

Nifty デイリーインバース(トータルリターン)指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に同時に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを算出し、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

「参照通貨」とは、

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

日本円および／または米ドルをいう。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

日本円、シンガポールドルおよび／または米ドルをいう。

Nifty指数連動債の場合：

日本円、米ドルおよび／またはインドルピーをいう。

「市場混乱事由」とは、

S&P指数(課税後配当込み)連動債の場合：

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1 時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に本指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の本指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該有価証券に起因する本指数の水準の部分と(y)本指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはそのほか許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

Nifty指数連動債の場合：

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に原指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の原指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該有価証券に起因する原指数の水準の部分と(y)原指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはそのほか許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における原指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における原指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

「早期償還決定期間」とは、

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを計算し、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

Nifty レバレッジ(プライスリターン)指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを計算し、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

Nifty デイリーインバース(トータルリターン)指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニエーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2014年11月13日をいう。

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートをを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートをを用いて適用為替レートを計算し、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

Nifty レバレッジ(プライスリターン)指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを計算し、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

Nifty デイリーインバース(トータルリターン)指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に参照通貨為替レートおよび／または日本円／米ドル為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に同時に表示された参照通貨為替レートおよび日本円／米ドル為替レートを用いて適用為替レートを計算し、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

「取引所営業日」とは、

本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「取引日」とは、

2014年10月27日をいう。

「評価時刻」とは、

本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。

「ヘッジ・カウンター
パーティー」とは、

NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニニーがそれを通じてヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。

「ヘッジコストの増加」とは、

NEFおよび／またはその関連会社が、(i) 本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii) かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。

「ヘッジ障害」とは、

NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i) 本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii) かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。

「ヘッジ取引」とは、	NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「ヘッジ・ポジション」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「法令変更」とは、	取引日以降、(i)適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、(a)NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。
「本指数」とは、	S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合： S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み) (S&P 500 Dividend Aristocrats Net Total Return Index) をいう。 S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合： S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み) (S&P Singapore REIT Net Total Return Index) をいう。 Nifty レバレッジ(プライスリターン)指数連動債の場合： Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン) (Nifty50 PR 2x Leverage Index) をいう。 Nifty デイリーインバース(トータルリターン)指数連動債の場合： Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン) (Nifty50 Total Returns (TR) Daily Inverse Index) をいう。
「本取引所」とは、	S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合： ニューヨーク証券取引所 (New York Stock Exchange) およびナスダック株式市場 (NASDAQ Stock Market) をいい、それらの承継取引所を含むものとする。 S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合： シンガポール取引所 (Singapore Exchange Ltd.) をいい、その承継取引所を含むものとする。 Nifty指数連動債の場合： インド・ナショナル証券取引所 (National Stock Exchange of India Ltd.) をいい、その承継取引所を含むものとする。
「予定取引所営業日」とは、	本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。
「予定終了時刻」とは、	本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。

「FX[t]」または「適用為替レート」とは、

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

計算代理人が決定した日の午後4時（ロンドン時間）頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information Services）の「WMRSPOT12」のページの「Japanese Yen」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される日本円／米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりの日本円の値として表示される。）をいう。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債およびNifty指数連動債の場合：

以下の算式に従って算出される為替レートをいい、S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合、小数点第3位未満を四捨五入し、Nifty指数連動債の場合、小数点第4位未満を四捨五入する。

$$FX[t] = \frac{FX2}{FX1}$$

「FX1」または「参照通貨為替レート」とは、

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

計算代理人が決定した日の午後4時（ロンドン時間）頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information Services）の「WMRSPOT13」のページの「Singapore Dollar」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示されるシンガポールドル／米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりのシンガポールドルの値として表示される。）をいう。

Nifty指数連動債の場合：

計算代理人が決定した日の午後4時（ロンドン時間）頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information Services）の「WMRSPOT12」のページの「Indian Rupee」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示されるインドルピー／米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりのインドルピーの値として表示される。）をいう。

「FX2」または「日本円／米ドル為替レート」とは、

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債およびNifty指数連動債に関して、計算代理人が決定した日の午後4時（ロンドン時間）頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information Services）の「WMRSPOT12」のページの「Japanese Yen」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される日本円／米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりの日本円の値として表示される。）をいう。

「FX[0]」とは、

当初評価日における適用為替レートをいう。

「IL_t」または「償還価額」とは、

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のいずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(SPDAUDN[t] \times FX[t])}{(SPDAUDN[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(SPSGDRSN[t] \times FX[t])}{(SPSGDRSN[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

Nifty レバレッジ(プライスリターン)指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NPR2XL[t] \times FX[t])}{(NPR2XL[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

Nifty デイリーインバース(トータルリターン)指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NTRIXI[t] \times FX[t])}{(NTRIXI[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、
「NPR2XL[t]」または
「Nifty50 レバレッジ(2倍)
インデックス
(プライスリターン)」とは、
「NPR2XL[0]」とは、

100をいう。
ブルームバーグの「NPR2XL Index」のページまたは計算代理人が決定する後継
もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の
Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の終値をいう。

「NTRIXI[t]」または
「Nifty50 デイリーインバース
インデックス
(トータルリターン)」

当初評価日におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)
をいう。
ブルームバーグの「NTRIXI Index」のページまたは計算代理人が決定する後継
もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の
Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の終値をいう。

とは、
「NTRIXI[0]」とは、

当初評価日におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリター
ン)をいう。

「SPDAUDN[t]」または
「S&P500 配当貴族指数
(課税後配当込み)」とは、
「SPDAUDN[0]」とは、
「SPSGDRSN[t]」または
「S&P シンガポールREIT指数
(課税後配当込み)」とは、
「SPSGDRSN[0]」とは、
「t」とは、

ブルームバーグの「SPDAUDN Index」のページまたは計算代理人が決定する後継
もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の
S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)の終値をいう。
当初評価日におけるS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)をいう。
ブルームバーグの「SPSGDRSN Index」のページまたは計算代理人が決定する後
継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日
のS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)の終値をいう。
当初評価日におけるS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)をいう。
当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する
各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1
暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以
降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ
可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるもの
と同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数
に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公
表するかもしくはその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成株式および資本構成ならび
にその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修
正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在し
ない場合（以下「本指数の取消し」という。）、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出およ
び公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」とい
う。）、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの
増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」という。）が生じたと判断した場合、
NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、満期償還額および／または本外国指標連動証券のその他の条件につい
て、調整事由（以下に定義する。）に対応するための相応な調整（もしあれば）を行い、かか
る調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国
指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に

従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額（下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。）を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合（ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。）、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

S&P指数(課税後配当込み)連動債の場合：

本指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシー (S&P Dow Jones Indices LLC)（以下「SPDJI」という。）の商品であり、これを利用するライセンスが野村證券株式会社に付与されている。スタンダード・アンド・プアーズ® (Standard & Poor's®) およびS&P®は、スタンダード・アンド・プアーズ・ファイナンシャル・サービシズ・エルエルシー (Standard & Poor's Financial Services LLC)（以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。）の登録商標、ダウ・ジョーンズ® (Dow Jones®) は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エルエルシー (Dow Jones Trademark Holdings LLC)（以下「ダウ・ジョーンズ」という。）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに付与され、さらに野村證券株式会社に特定の目的のためにサブライセンスが付与されている。本外国指標連動証券は、SPDJI、ダウ・ジョーンズ、スタンダード・アンド・プアーズまたはそれぞれの関連会社がスポンサーとなっているものではなく、また、それらによって、保証、販売または宣伝されているものではない。また、SPDJI、ダウ・ジョーンズ、スタンダード・アンド・プアーズまたはそれぞれの関連会社は、かかる商品が投資に適するものであるかという点に関して、いかなる表明もしておらず、本指数に係る誤謬、欠落または中断に対して、いかなる責任も負わない。

Nifty指数連動債の場合：

本外国指標連動証券は、NSE Indices Limitedがスポンサーとなっているものではなく、また、NSE Indices Limitedによって、保証、販売または宣伝されているものではない。NSE Indices Limitedは、本外国指標連動証券の所有者または公衆に対して、有価証券一般または本外国指標連動証券が投資に適するものであるかという点、または本指数がインドにおける株式市場全体のパフォーマンスに対応したパフォーマンスをあげられるかという点に関して、明示的または黙示的を問わず、いかなる表明または保証もしていない。NSE Indices Limitedとノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ（以下「NEF」という。）との間の関係は、NEFまたは本外国指標連動証券とは関係なくNSE Indices Limitedにより決定、構成および計算される本指数ならびに本指数に関連する商標および商号に関するライセンスの付与だけである。NSE Indices Limitedは、本指数の決定、構成または計算において、NEFまたは本外国指標連動証券の所有者の要求を考慮する義務を負わない。NSE Indices Limitedは、本外国指標連動証券の発行される時期、価格もしくは数量の決定、または本外国指標連動証券が将来換金される計算式の決定もしくは計算に関して責任を負わず、またこれらに関与していない。NSE Indices Limitedは、本外国指標連動証券の管理、販売または取引に関して、いかなる義務または責任も負わない。

NSE Indices Limitedは、本指数またはそれに含まれるデータについて、その正確性および／または完全性を保証するものではなく、また、NSE Indices Limitedは、それらに含まれる誤謬、欠落または中断に対して、いかなる責任も負わない。NSE Indices Limitedは、本指数またはそれに含まれるデータを使用することによりNEF、本外国指標連動証券の所有者またはその他の個人もしくは法人が得る結果について、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もしない。NSE Indices Limitedは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、本指数またはそれに含まれるデータの商品性、特定の目的もしくは使用への適合性について、あらゆる保証を行うことを明示的に否認する。上記を制限することなく、NSE Indices Limitedは、たとえかかる損害の可能性について通知されていたとしても、あらゆる直接的損害、特別損害、懲罰的損害、間接的損害または派生的損害（逸失利益を含む。）を含む、本外国指標連動証券に起因もしくは関連する請求、損害または損失に関する一切の責任を明示的に否認する。

投資家は、本外国指標連動証券の申込みまたは購入を行うことによって本免責事項を認め、理解し、同意したものとみなされ、かつそれに拘束されるものとする。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

(i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証（b）本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、

(ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われえないものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収

もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、以下の意味を有する。

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債の場合：

東京、ロンドンおよびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債の場合：

東京、ロンドンおよびシンガポールにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

Nifty指数連動債の場合：

東京、ロンドンおよびムンバイにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2014年8月1日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i)当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディバンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前

償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

- (a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。
- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。
- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。
- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。
- (g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社がその旨主張する）場合。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後に最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

- (a) (NEFおよび保証会社の意見において) 本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。
- (b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ（NEFの場合）もしくは日本（保証会社の場合）またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

- (i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (ii) 貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。
- (iii) 欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (iv) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。
- (v) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B)書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iii)本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(iv)NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(v)NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vi)承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vii)保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(viii)保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(ix)本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社

および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

(ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付しまたは交付させること。

(A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を

有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受

渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。）。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての恒久大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

(iv) 欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ（(i) 支払不能の場合、または(ii) 支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従い定義される。））には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに）効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、（本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく）本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)（以下本「指数の概要 S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)」において「本指数」という。）は、S&P500®（※）の構成銘柄のうち、25年以上連続して増配方針に従っている株式の均等加重パフォーマンスを測定している株式指数である。

本指数は米ドル建ての指数であり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

※S&P500®は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が開発した株式インデックスで、ニューヨーク証券取引所（NYSE Arca、NYSE Americanを含む。）、NASDAQおよびCboeに上場している銘柄から同指数の算出要領により選ばれた500銘柄で構成される指数で、米国株式市場を測定する代表的なベンチマークである。

指数適格性

本指数に採用されるためには、銘柄は毎年の年次リバランス時点で次の基準を満たしている必要がある。

1. S&P500の構成銘柄であること。
2. 少なくとも25年間連続で毎年1株当たり配当総額を増やしていること。
3. リバランス参照日（毎年12月の最終営業日をいう。以下本「指数の概要 S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)」において同じ。）時点で最低浮動株調整後時価総額が30億米ドル以上であること。
4. リバランス参照日までの3ヶ月間の1日当たり平均売買代金が5百万米ドル以上であること。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、指数適格性および選択の目的上、配当支払企業が普通配当として公表する現金配当支払（源泉税控除前）のみを考慮する。配当支払企業が特別配当として公表する現金配当支払（反復的な特別現金配当を含む。）は考慮されない。

構成銘柄の選択

指数構成銘柄の選択は以下の手順で行われる。

1. 当初の選択ユニバースは、S&P500の全ての構成銘柄から構成される。
2. 選択ユニバース内において、適格性基準を満たす全ての企業が指数を形成する。
3. 2で選択された構成銘柄数が40未満の場合、20年以上にわたり連続して増配した実績を有し、上記の時価総額および流動性に関する基準も満たしている銘柄が、配当利回りの高い順に本指数の構成銘柄数が40に達するまで指数に追加される。
4. 3が終了した後に、構成銘柄数が依然として40未満の場合、上記の時価総額および流動性に関する基準を満たしているS&P500の残りの構成銘柄が、配当利回りの高い順に本指数の構成銘柄数が40に達するまで指数に追加される。
5. 2～4が終了した後に、特定のGICS（世界産業分類基準）セクターのウェイトが30%を超えていた場合、20年以上にわたり連続して増配した実績を有し、上記の時価総額および流動性に関する基準も満たしている銘柄が、配当利回りの高い順に、いかなるGICSセクターも30%のウェイトを占めないようになるまで指数に追加される。
6. 5が終了した後に、特定のGICSセクターのウェイトが依然として30%を超えていた場合、時価総額および流動性に関する基準を満たしているS&P500の残りの構成銘柄が、配当利回りの高い順に、いかなるGICSセクターも30%のウェイトを占めないようになるまで指数に追加される。

構成銘柄のウェイト付け

指数構成銘柄は、各四半期のリバランス時点で指数内において均等に加重される。さらに、年次リバランスの一環として、GICSの各セクターの指数ウェイトは30%以下に抑えられる。

リバランス

年次リバランス：本指数の構成銘柄は毎年1回見直しされ、変更は1月の最終営業日の取引終了後に有効となる。

四半期リバランス：指数構成銘柄は四半期ごとに均等ウェイトに再加重され、1月、4月、7月および10月の最終営業日の取引終了後に有効となる。四半期リバランスの参照日は、四半期リバランスを行う月の最終営業日の5営業日前となる。

本指数への追加：特定の条件を満たしたスピノフ（企業が社内の1部門を切り離し1企業として分離・独立させることをいう。）の場合を除いて、年次リバランスの間に指数への新たな銘柄の追加は行われない。

本指数からの除外：S&P500から除外された構成銘柄は、同時に本指数から除外される。

月次の配当レビュー：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは指数構成銘柄を月次ベースでレビューする。以下いずれかの場合、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの裁量により、翌月の最初の営業日の取引開始前に指数構成銘柄から除外される場合がある。

- ・予定されていた配当支払が見送られたとき。
- ・企業が期間を定めずに配当支払を停止することを発表したとき。
- ・企業が減配を発表し、その結果、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが次の指数再構築時点で指数にもはや適格でないと判断したとき。

継続的適格性の判断や、次の指数再構築時点で指数に適格であるかどうかの判断は、指数委員会の裁量で行われる。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、企業が予定されていた配当金の支払を先送りまたは延期するものの取り消さなかった場合、企業がさらなる発表を行うか、または指数がリバランスされるかのいずれか早い方まで、通常は何も行わない。継続的適格性のレビューは、企業が当月21日（2月は18日）まで（同日を含む。）に公表した情報に基づき実施する。指数の変更は、翌月第1営業日の取引開始前に有効となり、5営業日前までに通知される。

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)（以下本「**指数の概要 S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)**」において「**本指数**」という。）は、S&Pグローバル不動産指数（※¹）のサブ指数である、S&P 先進国REIT指数（※²）の国別指数のうち、シンガポールに上場する不動産投資信託を対象にした時価総額加重型の指数である。

本指数はシンガポールドル建ての指数であり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

※¹ S&Pグローバル不動産指数は、世界的に投資可能な全ての株式市場の銘柄へのあらゆる投資機会を測定するように意図されているS&Pグローバル総合指数（S&P Global BMI）の構成銘柄の中で、GICS（世界産業分類基準）における不動産セクターに属する銘柄、またはGICSにおけるエクイティ不動産投資信託産業グループに属する銘柄で構成されている。

※² S&P 先進国REIT指数は、先進国市場における不動産投資信託のパフォーマンスを測定する指数である。

指数の構成方法

本指数の構成銘柄は、S&Pグローバル総合指数の適格性基準を満たす必要がある。基準を満たした銘柄は、それぞれの浮動株調整後時価総額の比率に従って配分され、毎年9月に見直しが行われる。

指数への追加基準

- ・S&Pグローバル総合指数の適格性基準を満たしていること。
- ・不動産投資信託（REIT）であること。ただし、森林REIT、モーゲージREIT、モーゲージ担保REITは除外される。

指数からの除外基準

- ・S&Pグローバル総合指数の構成銘柄から除外されること。
- ・合併、買収、被買収、倒産による上場廃止。
- ・GICSの産業分類が不動産投資信託（REIT）から外れること。

NIFTY 50指数(プライスリターン)およびNIFTY 50トータルリターン指数

NIFTY 50指数(プライスリターン)およびNIFTY 50トータルリターン指数は、インド・ナショナル証券取引所に上場する大手企業からなる主要株価指数で、市場の複数のセクターを代表する50銘柄で構成される浮動株調整時価総額加重平均指数である。NIFTY 50指数(プライスリターン)は、1995年11月3日を基準日とし、その日の時価総額を1,000として算出される。一方、NIFTY 50トータルリターン指数は、1999年6月30日の指数値を1,256.38ポイントとして計算されている。

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)は、日々の騰落率をNIFTY 50指数(プライスリターン)の騰落率の2倍として計算された指数で、2009年4月2日の指数値を1,000ポイントとして計算されている。

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)は、日々の騰落率をNIFTY 50トータルリターン指数の騰落率の－1倍として計算された指数で、2009年4月2日の指数値を1,000ポイントとして計算されている。

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の計算方法

$$\text{NPR2XL}(T) = \text{NPR2XL}(T-1) \times (1 + \text{NPR2XL_RETURN})$$

$$\text{NPR2XL_RETURN} = 2 \times (\text{NIFTY_PR}(T) / \text{NIFTY_PR}(T-1) - 1) - (\text{TREPS}(T-1) / 360) \times D(T, T-1)$$

NPR2XL(T)：指数計算日(T)におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)値

NPR2XL(T-1)：指数計算日(T)の前日におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)値

NIFTY_PR(T)：指数計算日(T)におけるNIFTY 50指数(プライスリターン)値

NIFTY_PR(T-1)：指数計算日(T)の前日におけるNIFTY 50指数(プライスリターン)値

D(T, T-1)：TからT-1までの実日数

TREPS(T-1)：指数計算日(T)の前日のTREPSレート（% 年率）

TREPSレート：貸借取引に適用されるオーバーナイト金利（% 年率）

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の計算方法

$$\text{NTRIXI}(T) = \text{NTRIXI}(T-1) \times (1 + \text{NTRIXI_RETURN})$$

$$\text{NTRIXI_RETURN} = -1 \times (\text{NIFTY_TR}(T) / \text{NIFTY_TR}(T-1) - 1) + 2 \times (\text{TREPS}(T-1) / 360) \times D(T, T-1) - (\text{TREPS}(T-1) / 360) \times D(T, T-1)$$

NTRIXI(T)：指数計算日(T)におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)値

NTRIXI(T-1)：指数計算日(T)の前日におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)値

NIFTY_TR(T)：指数計算日(T)におけるNIFTY 50トータルリターン指数値

NIFTY_TR(T-1)：指数計算日(T)の前日における NIFTY 50トータルリターン指数値

D(T,T-1)：TからT-1までの実日数

TREPS(T-1)：指数計算日(T)の前日のTREPSレート（％ 年率）

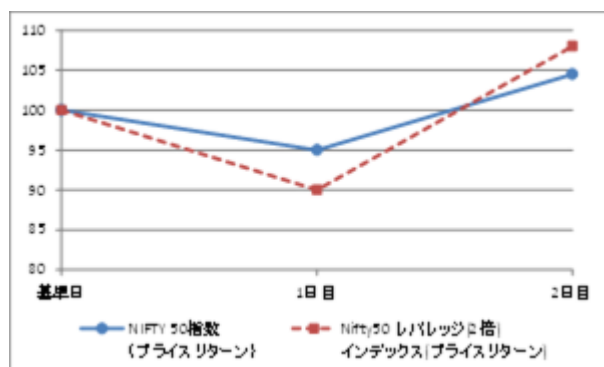
TREPSレート：貸借取引に適用されるオーバーナイト金利（％ 年率）

レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意する必要がある。

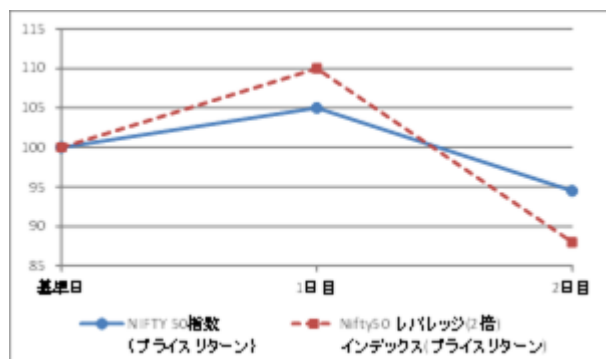
< 1 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き	1日目	2日目	基準日からの値動き	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	4.5%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	8%



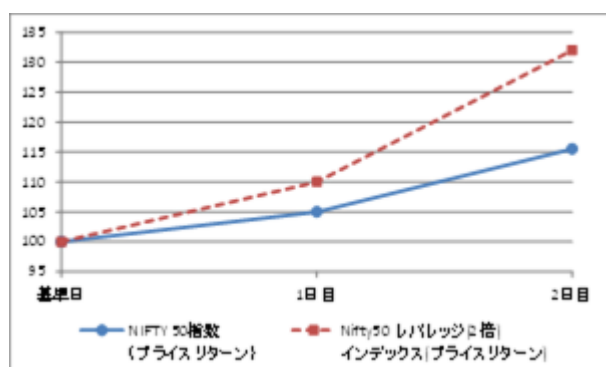
< 2 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き	1日目	2日目	基準日からの値動き	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5%	-10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5%	-5.5%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10%	-20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10%	-12%



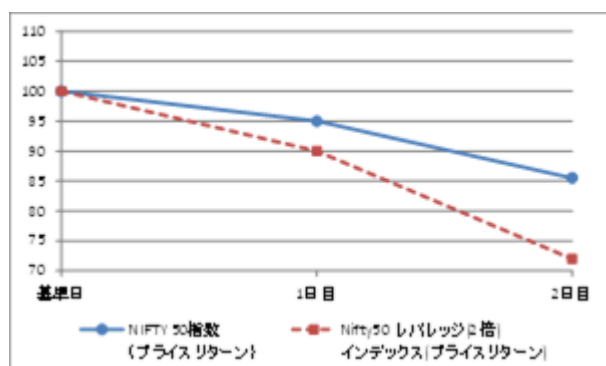
< 3 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き	1日目	2日目	基準日からの値動き	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5%	10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5%	15.5%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10%	20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10%	32%



< 4 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き	1日目	2日目	基準日からの値動き	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	-10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	-14.5%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	-20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	-28%



※これらの例示は、NIFTY 50指数(プライスリターン)の値動きとNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

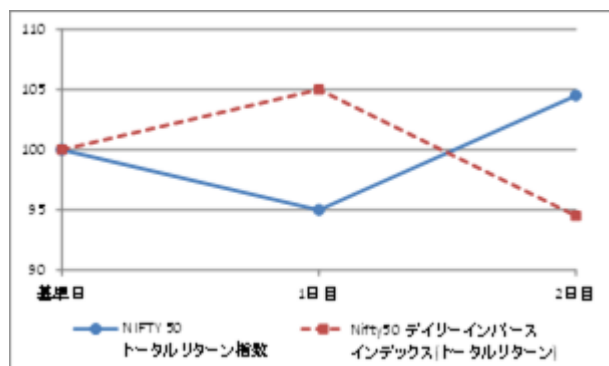
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

インバース指数の値動きについて

インバース指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の -1 （マイナス1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「 -1 倍」とならないので、十分留意する必要がある。

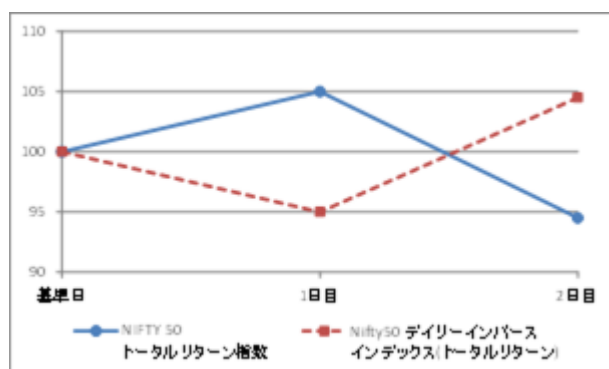
< 5 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	10%	NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	4.5%
Nifty50 デイリーインパース インデックス(トータルリターン)	5%	-10%	Nifty50 デイリーインパース インデックス(トータルリターン)	5%	-5.5%



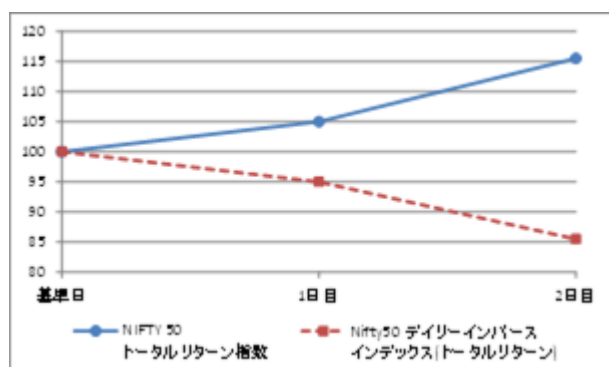
< 6 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	5%	-10%	NIFTY 50トータルリターン指数	5%	-5.5%
Nifty50 デイリーインパース インデックス(トータルリターン)	-5%	10%	Nifty50 デイリーインパース インデックス(トータルリターン)	-5%	4.5%



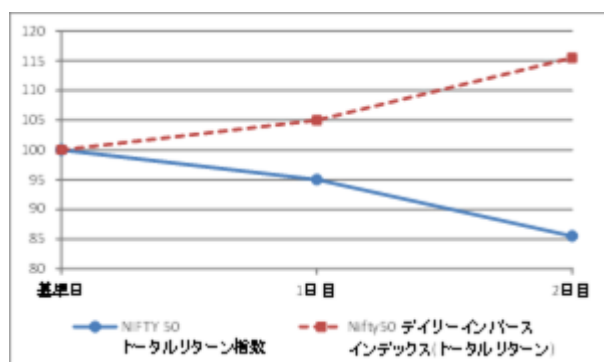
< 7 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き	1日目	2日目	基準日からの値動き	1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	5%	10%	NIFTY 50トータルリターン指数	5%	15.5%
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	-10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	-14.5%



< 8 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き	1日目	2日目	基準日からの値動き	1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	-10%	NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	-14.5%
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	15.5%



※これらの例示は、NIFTY 50トータルリターン指数の値動きとNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。実際の本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きとは必ずしも一致するものではない。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標であるS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)、S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)およびNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)（以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されているリスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資元本の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行される本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

本受益権に係る為替リスク

各本外国指標連動証券および／または各本受益権は、米ドル建て指数であるS&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)を円換算したパフォーマンス、シンガポールドル建て指数であるS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)を円換算したパフォーマンス、またインドルピー建て指数であるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)およびNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)を円換算したパフォーマンスに連動しているため、為替相場の変動により影響を受ける。これにより、本受益権の価額が、投資元本を割り込むことがある。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関連している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額により期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを正確に予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、いずれかのシリーズの本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、そのシリーズの満期時または償還時に当該シリーズの本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、当該シリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかのシリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

レバレッジ・インデックス、インバース・インデックスと対象指数との利益・損失の違い

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算されるので、対象指数と比べて利益・損失の額が大きくなる。

一方、インバース・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「－1倍」（マイナス1倍）となるよう計算されるので、対象指数と反対の利益・損失の額となる。

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)およびNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の対象指数について

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の対象指数は、NIFTY 50指数(プライスリターン)であるが、Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の対象指数は、NIFTY 50トータルリターン指数であり、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)とNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)で対象指数は異なる。

レバレッジ・インデックスに内在する性質に関する注意点

レバレッジ・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の2倍となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の2倍とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

2営業日以上離れた期間におけるレバレッジ・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の2倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

また、一般的に配当を加味していない株価指数は、配当を加味した株価指数に比して配当落ち分だけ減価する。NIFTY 50指数(プライスリターン)は配当を加味していない指数であるため、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)も配当落ちの影響を受ける。

インバース・インデックスに内在する性質に関する注意点

インバース・インデックスは、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の対象指数の騰落率の「－1倍」（マイナス1倍）となるよう計算される。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるインバース・インデックスの騰落率は、一般に対象指数の「－1倍」とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じる。

2営業日以上離れた期間におけるインバース・インデックスの騰落率と対象指数の騰落率の「－1倍」倍との差（ずれ）は、当該期間中の対象指数の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があるが、一般に、対象指数の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなる。また、一般に、期間が長くなればなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向がある。

したがって、NEXT NOTES インドNifty・ベア ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

<NEXT NOTES 野村日本株高配当70（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2035年2月6日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、	本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。
「営業日」とは、	東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。
「管理費用」とは、	0.85%（＝0.0085）をいう。 ※当該外国指標連動証券に係る費用は上記管理費のみであり、本ETN/JDRの総経費率は管理費用と同一となる。
「関連取引所」とは、	計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。
「規定通貨」とは、	日本円をいう。

「最終評価日」とは、

満期償還日の10営業日前の日をいう。

(i) 償還価額を算出するために使用される野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、適用為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した適用為替レートを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

「参照通貨」とは、

日本円および／または米ドルをいう。

「市場混乱事由」とは、

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に本指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の本指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該有価証券に起因する本指数の水準の部分と(y)本指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはその他が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

「早期償還決定期間」

とは、

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。

(i) 償還価額を算出するために使用される野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2015年3月12日をいう。

(i) 償還価額を算出するために使用される野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

「取引所営業日」とは、

本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「取引日」とは、

2015年2月24日をいう。

「評価時刻」とは、

本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。

「ヘッジ・カウンター
パーティー」とは、

NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。

「ヘッジコストの増加」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。
「ヘッジ障害」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。
「ヘッジ取引」とは、	NEF、その関連会社またはノミニニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「ヘッジ・ポジション」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「法令変更」とは、	取引日以降、(i)適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、(a)NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。
「本指数」とは、	野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）（Nomura Japan Equity High Dividend 70, Net Total Return US Dollar Hedged Index）をいう。
「本取引所」とは、	株式会社東京証券取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。
「予定取引所営業日」とは、	本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。
「予定終了時刻」とは、	本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。
「FX[t]」または「適用為替レート」とは、	計算代理人が決定した日の午後4時（ロンドン時間）頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information Services）の「WMRSPOT12」のページの「Japanese Yen」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される日本円／米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりの日本円の値として表示される。）をいう。

「FX[0]」とは、当初評価日における適用為替レートをいう。
 「IL_t」または「償還価額」 当初評価日(当日を含む。)から最終評価日(当日を含む。)までの期間のいずれかの暦日(t)において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。
 とは、

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NMRIUHHD[t] \times FX[t])}{(NMRIUHHD[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、100をいう。
 「NMRIUHHD[t]」または ブルームバーグの「NMRIUHHD Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数(ネットトータルリターン)の終値をいう。
 「野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数(ネットトータルリターン)」とは、

「NMRIUHHD[0]」とは、当初評価日における野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数(ネットトータルリターン)をいう。

「t」とは、当初評価日(当日を含む。)から最終評価日(当日を含む。)までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるものと同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数(以下「承継指数」という。)は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしれないその他の方法により本指数を著しく修正する場合(構成銘柄および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。)、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合(以下「本指数の取消し」という。)、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合(本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。)、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害(以下それぞれを「追加障害事由」という。)が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、満期償還額および／または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由(以下に定義する。)に対応するための相応な調整(もしあれば)を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額(下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。)を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日

以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合（ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。）、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

本指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFR」という。）が公表している指数で、その知的財産権およびその他一切の権利はNFRに帰属する。なお、NFRは、本指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、本指数の利用者およびその関連会社が本指数を用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負わない。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

(i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証 (b) 本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、

(ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われえないものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って

課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2014年8月1日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i)当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディバンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

- (a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。
- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。

- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。
- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。
- (g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社がその旨主張する）場合。
- 上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後に最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

- (a) （NEFおよび保証会社の意見において）本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。
- (b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ（NEFの場合）もしくは日本（保証会社の場合）またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

- (i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (ii) 貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/ECまたは同指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは同指令に適合させるために制定された法律によって、個人に対する支払についてかかる源泉徴収または控除が課され、かつ要求される場合。

- (iii) 欧州連合の加盟国内の別の支払代理人に本外国指標連動証券を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (iv) 関連日(以下に定義する。)後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券(ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。)
- (v) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日(上記「8 課税上の取扱い」に定義する。)から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状(ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務)は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争(本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。)を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続(以下「訴訟手続」と総称する。)が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国(本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1)に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国

における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承

継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

(ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付または交付させること。

(A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書

類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。）。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての恒久大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

(iv) 欧州連合理事会指令2003/48/EC、または当該指令の実施もしくは遵守のための法律もしくは当該指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収または控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ ((i) 支払不能の場合、または(ii) 支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくは

かかる条項の公的な解釈に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈に従い定義される。）には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに）効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、（本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく）本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

野村日本株高配当70

野村日本株高配当70は、日本株の高配当利回り70銘柄を構成銘柄とする等金額型の指数である。継続的な高配当収入獲得を狙う戦略をパッシブ運用で実現するように設計されている。配当継続性と投資可能性を考慮しつつ、国内上場普通株式の中から今期予想配当利回りが高い70銘柄を選択している。

銘柄選定方法

野村日本株高配当70の採用銘柄は、原則として、毎年12月第1営業日の前々月15日時点（休日の場合は前営業日）における国内普通株式の全上場銘柄の中から選択される。ただし、下記の銘柄スクリーニング基準とリバランスバンドを考慮した上で、今期予想配当利回りが高い70銘柄を選択する。定期入替は年1回12月第1営業日（以下「定期入替日」という。）に行われる。定期入替日の前月第5営業日を入替基準日とし、入替基準日時点におけるデータを用いて計算した結果をもとに、定期入替後の構成銘柄と指数組入株数が決定される。

銘柄スクリーニング基準

配当継続性に懸念がある銘柄や浮動株調整時価総額が小さい銘柄などの低流動性銘柄の組入れを抑制するためのルールである。入替基準日時点において下記の条件を満たす銘柄を投資対象とする。

- ・過去3年間の実績経常利益が全て非負の銘柄
- ・今期予想決算期が3、6、9、12月の銘柄
- ・浮動株調整時価総額上位85%に含まれる銘柄
- ・過去60日平均売買代金上位500位以内の銘柄

リバランスバンド

今期予想配当利回りの微小な差による頻繁な銘柄入替を抑制するためのルールである。銘柄スクリーニング基準を満たす銘柄の中から、下記の手順によって指数構成銘柄を選定する。

- ・入替基準日時点の今期予想配当利回り上位50銘柄については無条件で採用する。
- ・次に今期予想配当利回りの上位51位～90位（リバランスバンド）に含まれる既採用銘柄のみを70銘柄に達するまで採用する。
- ・もし上記の手順によって採用銘柄が70銘柄に満たない場合は、不足分を今期予想配当利回りの51位以降の未採用銘柄の中から順に採用する。

銘柄組入株数

上記の「銘柄選定方法」で選定した70銘柄を構成銘柄とし、入替基準日時点において各構成銘柄のウェイトが等しくなるようにして指数を構築する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）は、為替リスクを回避しつつ米ドル建てで原指数に投資する際のパフォーマンスを表す。月末時点の投資残高を1ヶ月のドル円為替フォワード取引を用いて毎月末ヘッジしたものとして算出される。野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）で用いるドル円為替レートは、WMロイターのスポットレートおよび1ヶ月フォワードレートの終値（ロンドン時間16時の仲値、1米ドル当たりの円レート）を使用する。為替レートが取得できない場合には、前日値を用いて計算するものとする。野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の原指数としては、野村日本株高配当70の円建てネットトータルリターン指数（以下「円建て原指数」という。）を使用する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の配当に対する税率は国内非居住者に対する税率に従って計算する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の計算方法

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）(md) =

$$\text{野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）(m0)} \times (1 + \text{ヘッジ前指数リターン(md)} + \text{ヘッジリターン(md)})$$

（各月をmとし、m0は前月末営業日、mdはm月の第d日とする）

ヘッジ前指数リターン(md) =

$$(\text{円建て原指数(md)}/\text{円建て原指数(m0)}) \times (\text{スポットレート(m0)}/\text{スポットレート(md)}) - 1$$

ヘッジリターン(md) =

$$(\text{スポットレート(m0)}/\text{フォワードレート(m0)}) - (\text{スポットレート(m0)}/\text{線形補間されたフォワードレート(md)})$$

線形補間されたフォワードレート(md) =

$$\text{スポットレート(md)} + (D' - d)/D \times (\text{フォワードレート(md)} - \text{スポットレート(md)})$$

(d：当月経過暦日数、D：当月暦日総数、D'：当月最終営業日までの暦日総数)

円建て原指数の計算方法

円建て原指数(t) = 円建て原指数(t-1) × (1 + リターン(t))

リターン(t) = ((時価総額(t) + 課税考慮済配当総額(t))/課税考慮済基準時価総額(t)) - 1

課税考慮済基準時価総額(t) =

$$\text{時価総額(t-1)} + \text{修正時価総額(t)} - \text{課税考慮済修正配当総額(t)}$$

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）（以下本項において「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されている各リスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資金額の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

本受益権に係る為替リスク

本外国指標連動証券および／または本受益権は、米ドル建て指数である本指数を円換算したパフォーマンスに連動しているため、為替相場の変動により影響を受ける。これにより、本受益権の価額が、投資元本を割り込むことがある。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばない

ものである。)が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関連している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを正確に予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人および販売会社との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、その満期時または償還時に本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

また、本受益権の販売会社である野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）は本指数のインデックス・スポンサーであり、当該指数の値の算出および公表を行う。したがって、当該指数の構成および運用に潜在的な利益相反が存在する、または野村證券およびその関連会社等による通常の業務の過程において潜在的な利益相反が存在する可能性がある。野村證券およびその関連会社等は、通常の業務の一環として、当該指数およびその構成要素に連動する金融商品の売買、販売および販売促進を行う可能性がある。

<NEXT NOTES 日本株配当貴族（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNおよびNEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2036年11月6日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、	本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。
「営業日」とは、	東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。
「管理費用」とは、	0.85%（＝0.0085）をいう。 ※当該外国指標連動証券に係る費用は上記管理費のみであり、本ETN/JDRの総経費率は管理費用と同一となる。
「関連取引所」とは、	計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。
「規定通貨」とは、	日本円をいう。

「最終評価日」とは、

満期償還日の10営業日前の日をいう。

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、適用為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した適用為替レートを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、適用為替レートは、かかる日の後に当該情報配信ソースに最初に表示されるレートを用いて決定されるものとする。適用為替レートが最終評価日の8 営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した適用為替レートを用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

日本円および／または米ドルをいう。

「参照通貨」とは、

「市場混乱事由」とは、

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1 時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に本指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の本指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x) 当該有価証券に起因する本指数の水準の部分と(y) 本指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、(i) 本取引所における本指数の水準の20% 以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii) 関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはその他が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i) 本取引所における本指数の水準の20% 以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii) 関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「障害日」とは、

「早期償還決定期間」
とは、

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）連動債の場合：

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債の場合：

当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。

(i) 償還価額を算出するために使用される税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートを決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

「通貨関連障害」とは、

以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。

(i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。

(a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。

(b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。

(c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。

(d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。

(e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。

(ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があるとして計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。

参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、

2016年11月29日をいう。

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用されるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債の場合：

(i) 償還価額を算出するために使用される税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(ii) 償還価額を算出するために使用される適用為替レートの決定にあたり、かかる日に適用為替レートが情報配信ソースに表示されない場合、計算代理人は、かかる日の直前に当該情報配信ソースにおいて最後に表示された適用為替レートを用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

「取引所営業日」とは、

本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「取引日」とは、

2016年11月10日をいう。

「評価時刻」とは、

本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。

「ヘッジ・カウンター
パーティー」とは、

NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。

「ヘッジコストの増加」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。
「ヘッジ障害」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。
「ヘッジ取引」とは、	NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式等貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「ヘッジ・ポジション」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式等貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「法令変更」とは、	取引日以降、(i)適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、(a)NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。
「本指数」とは、	S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）連動債の場合： S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）（S&P/JPX Dividend Aristocrats Index USD Hedged NTR）をいう。 税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債の場合： 税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数（Tokyo Stock Exchange REIT Net Total Return US Dollar Hedged Index）をいう。
「本取引所」とは、	株式会社東京証券取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。
「予定取引所営業日」とは、	本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。
「予定終了時刻」とは、	本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。

「FX[t]」または「適用為替レート」とは、

計算代理人が決定した日の午後4時（ロンドン時間）頃にトムソン・ロイター・インフォメーション・サービスズ（Thomson Reuters Information Services）の「WMRSPOT12」のページの「Japanese Yen」の欄または計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される日本円／米ドルの為替相場の仲値（1米ドル当たりの日本円の値として表示される。）をいう。

「FX[0]」とは、

当初評価日における適用為替レートをいう。

「IL_t」または「償還価額」とは、

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のいずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(SPJXDHUN[t] \times FX[t])}{(SPJXDHUN[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(TSERTNUH[t] \times FX[t])}{(TSERTNUH[t-1] \times FX[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、

100をいう。

「SPJXDHUN[t]」または

ブルームバーグの「SPJXDHUN Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の終値をいう。

「S&P/JPX 配当貴族指数

（米ドルヘッジ、

課税後配当込み）」とは、

「SPJXDHUN[0]」とは、

当初評価日におけるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）をいう。

「t」とは、

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

「TSERTNUH[t]」または

ブルームバーグの「TSERTNUH Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の終値をいう。

「税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数」とは、

「TSERTNUH[0]」とは、

当初評価日における税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数をいう。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるものと同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしれないその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成銘柄および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合（以下「本指数の取消し」という。）、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。）、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」という。）が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(ア)または(イ)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、満期償還額および／または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由（以下に定義する。）に対応するための相応な調整（もしあれば）を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「９ 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「９ 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額（下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。）を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または決定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から１取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合（ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。）、計算代理人は、(i) かかる訂正、(ii) 計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii) かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

< 免責事項 >

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）連動債の場合：

S&P/JPX配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）（以下本項において「当指数」という。）はS&P Dow Jones Indices LLC（以下本項において「SPDJI」という。）、株式会社日本取引所グループ（以下本項において「JPX」という。）および株式会社J P X総研（以下本項において「J P X総研」という。）の商品であり、これを利用するライセンスが野村證券株式会社に付与されている。Standard & Poor's[®]およびS&P[®]はStandard & Poor's Financial Services LLC（以下本項において「S&P」という。）の登録商標で、Dow Jones[®]はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下本項において「Dow Jones」という。）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが野村證券株式会社にそれぞれ付与されている。JPX[®]はJPXの登録商標であり、これを利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが野村證券株式会社に付与されている。TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、J P X総研の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利はJ P X総研が有する。本外国指標連動証券は、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたは／もしくはそれぞれの関連会社、JPXまたはJ P X総研によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当指数の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負わない。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債の場合：

(i) 税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値および税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数に係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下本項において「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数に関するすべての権利・ノウハウおよび税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有する。

(ii) J P Xは、税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値の算出もしくは公表の停止または税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数に係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができる。

- (iii) J P Xは、税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値および税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- (iv) J P Xは、税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P Xは、税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。
- (v) NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではない。
- (vi) J P Xは、NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN の購入者または公衆に対し、NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNの説明または投資のアドバイスをする義務を負わない。
- (vii) J P Xは、当社またはNEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNの購入者のニーズを税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではない。
- (viii) 以上の項目に限らず、J P XはNEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

- (i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証（b）本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、

(ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われえないものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2016年9月16日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律

により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i) 当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii) 当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディベンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

(a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。

(b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証

券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。

- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。
- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。
- (g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社がその旨主張する）場合。
- 上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後に最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

- (a) （NEFおよび保証会社の意見において）本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。
- (b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ（NEFの場合）もしくは日本（保証会社の場合）またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

- (i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

(ii) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。

(iii) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付しまたは交付させること。

- (v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。
- (ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。
- (b) 承継債務会社による引受け
- 上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。
- (c) 書類の預託
- 本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。
- (d) 承継通知
- 書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。
- (e) 承継債務会社
- 「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。
- (II) 保証会社の承継
- (a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

- (i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。
 - (ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。
 - (iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。
 - (A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。
 - (B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。
 - (iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。
 - (v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付しまたは交付させること。
 - (A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。
 - (B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。
 - (C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。
 - (vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。
- (b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。）。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての恒久大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ（(i) 支払不能の場合、または(ii) 支払代理人、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合もしくは「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されるようにならないかもしくは同日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されなくなる場合（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って定義される。）には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに）効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、（本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく）本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）

S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）（以下本「指数の概要 S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」において「本指数」という。）は、東証株価指数（以下本「指数の概要 S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」において「TOPIX」という。）の構成銘柄のうち、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持している最も配当利回りの高い企業のパフォーマンスを測定する株式指数であり、さらに株式の配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの株式指数である。

適格性基準

本指数の採用銘柄は、TOPIXの構成銘柄のうち、下記の適格性ファクターおよび安定性基準を原則として満たす必要がある。

・適格性ファクター

時価総額：リバランス参照日（毎年6月の最終営業日をいう。以下本「指数の概要 S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」において同じ。）時点のTOPIXにおける浮動株調整後時価総額が500億円以上であること。

流動性：リバランス参照日までの3ヶ月間の1日当たり平均売買代金が、新たに選定される銘柄は3億円以上、既存の指数構成銘柄が継続して指数に残るためには2億5,000万円以上であること。

・安定性基準

配当の成長性：新たに選定される銘柄は、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持していること。既存の本指数構成銘柄は、7年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持していること。

配当性向：配当性向が100%未満であること、また、マイナスにならないこと（年間の1株当たり利益（EPS）がマイナスになったときに、配当性向がマイナスになったものとみなされる。配当性向は、リバランス参照日までの12ヶ月間の1株当たり配当を直近12ヶ月間の1株当たり利益（EPS）で除することで計算される。）。

配当利回り：リバランス参照日時点で直近12ヶ月の配当利回りが10%未満であること（配当利回りは、リバランス参照日までの12ヶ月間の1株当たり配当金総額をリバランス参照日時点の株価で除することで計算される。）。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、指数の適格性および選択の目的上、配当支払企業が普通配当として公表する現金配当支払（源泉税控除前）のみを考慮する。配当支払企業が特別配当または記念配当として公表する現金配当支払（反復的な特別現金配当および記念現金配当などを含む。）は考慮されない。

本指数の構築方法とリバランス

まず本指数構成銘柄の選択が行われ、次に本指数内の構成銘柄のウェイト付けが行われる。本指数の構成銘柄は毎年7月にリバランスされ、各リバランス時には、銘柄のウェイトを修正し、個別の銘柄やセクター全体にわたる分散を確保する。

・本指数構成銘柄の選択

本指数の適格性基準を満たす全銘柄をリバランス参照日時点における直近12ヶ月の配当利回りに基づいてランク付けした上で、20銘柄のパッファーを使い、次の手順で直近12ヶ月の配当利回りが最も高い50銘柄を本指数の構成銘柄として選択する。

1. 適格性基準を満たす全銘柄から、配当利回りの高い順で上位30銘柄を構成銘柄として選択する。
2. 上位70位までにランク付けされた既存の指数構成銘柄から、構成銘柄数が50に達するまでランクの上位から選択する。

3. 2までで構成銘柄数が50に達しなかった場合、その他の銘柄から、50銘柄に達するまでランクの上位から選択する。

・銘柄分散基準

各リバランス時点では、最低40の構成銘柄数が必要となるが、仮に適格性基準を満たす構成銘柄数が40を下回った場合には、以下の順序でその基準が緩和される。

①時価総額基準の緩和

浮動株調整後時価総額が300億円以上で、かつその他全ての本指数の適格性基準を満たしているTOPIXの構成銘柄が、40の構成銘柄数に達するまで、配当利回りの高い順に本指数に追加される。

②配当の成長性に関する基準の緩和

①の緩和によって、構成銘柄数が40に達していない場合、配当の成長性に関する基準が緩和される。浮動株調整後時価総額が300億円以上で、過去において7年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持しており、かつその他全ての本指数の適格性基準を満たしているTOPIXの構成銘柄が、40の構成銘柄数に達するまで、配当利回りの高い順に本指数に追加される。

・構成銘柄のウェイト付け

本指数構成銘柄は配当利回りにより加重される。各リバランス時点で、各本指数構成銘柄のウェイトには5%の上限が適用され、GICS（世界産業分類基準）の各セクターのウェイトには30%の上限が適用される。各銘柄の上限を超えたウェイト部分は、上限を超えていない全ての構成銘柄に按分により再配分される。

・リバランス

年次リバランス：本指数は毎年1回全面的にリバランスされ、7月の最終営業日の取引終了後に有効となる。

半期レビュー：年次リバランスと月次の配当レビューに加え、構成銘柄のウェイト付け基準が遵守されているかを確認するために、二次的な見直しを実施する。構成銘柄のウェイト付け基準を遵守するために、各ウェイトを調整する必要がある場合、ウェイトの超過部分は、構成銘柄の現在のウェイトに基づいてその他の銘柄の間で再配分される。新たな構成銘柄のウェイトは、1月の最終営業日の取引終了後に有効となる。レビューの参照日は12月の最終営業日の取引終了後とする。

本指数構成銘柄への追加

特定の条件を満たしたスピノフ（企業が社内の1部門を切り離し1企業として分離・独立させることをいう。）の場合を除いて、各リバランスの間に指数への新たな銘柄の追加は行われない。

本指数構成銘柄からの除外

買収、合併、スピノフまたは破綻もしくは取引停止により、除外が生じる場合がある。指数構成銘柄がTOPIXから除外された場合、それらの銘柄は各リバランスの間であっても本指数から除外される。各リバランスの間に除外される構成銘柄はその他の銘柄に置き換えられない。

月次の配当レビュー

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは指数構成銘柄を月次ベースでレビューする。

以下いずれかの場合、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの裁量により、翌月の最初の営業日の取引開始前に指数構成銘柄から除外される場合がある。

- ・ 予定されていた配当支払が見送られたとき。
- ・ 企業が期間を定めずに配当支払を停止することを発表したとき。

- ・企業が減配を発表し、その結果、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが次の指数再構築時点で指数にもはや適格でないと判断したとき。

継続的適格性の判断や、次の指数再構築時点で指数に適格であるかどうかの判断は、指数委員会の裁量で行われる。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、企業が予定されていた配当金の支払を先送りまたは延期するものの取り消さなかった場合、企業がさらなる発表を行うか、または指数がリバランスされるかのいずれか早い方まで、通常は何も行わない。継続的適格性のレビューは、企業が当月21日（2月は18日）まで（同日を含む。）に公表した情報に基づき実施する。指数の変更は、翌月第1営業日の取引開始前に有効となり、5営業日前までに通知される。

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）（以下本「指数の概要 S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）」において「本指数」という。）はS&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）の米ドル建ての指数であり、日本円以外の通貨で投資を行う事を考慮して、本指数構成銘柄のリスクヘッジを行うのではなく、為替リスクをヘッジした場合のリターンを表象する指数である。そのリターンは、本指数が保有するポートフォリオを1ヶ月の為替フォワード取引により継続的にヘッジした場合の値として算出される。保有するポートフォリオにおける為替リスクのヘッジ割合は100%である。よって、本指数構成銘柄全体の為替リスクがヘッジされていることになる。ただし、あくまでも一定時点のポートフォリオ残高を月次でヘッジしているものであり、為替変動を完全にヘッジしているわけではない。

本指数の計算方法

各月を m とし、各日を $d=1,2,3,\dots,D$ とする。（ md は、 m 月の第 d 日、 m^0 は前月の最終営業日、 mr^0 は前月の最終営業日の前営業日とする。）

m 月 d 日のS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の指数値

$$EH_{md} = EH_{m^0} \times (E_{md} / E_{m^0} + HR_{md})$$

ただし、

$$E_{md} = EL_{md} / S_{md}$$

$$HR_{md} = (S_{mr^0} / F_{m^0} - S_{mr^0} / F_{I_{md}}) \times MAF_m$$

EH：S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の指数値

E：S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）（米ドル建て）の指数値

EL：S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）（日本円建て）の指数値

HR：ヘッジリターン（%）

S：スポットレート（1米ドル当たり日本円）

F：フォワードレート（1米ドル当たり日本円）

$F_{I_{md}}$ ： m 月の第 d 日における線形補間されたフォワードレート

$$F_{I_{md}} = S_{md} + ((D - d) / D) \times (F_{md} - S_{md})$$

MAF_m ： m 月におけるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の月次調整係数

$$MAF_m = EH_{mr^0} / EH_{m^0}$$

とする。

税引後配当込東証REIT指数

東証REIT指数は、東京証券取引所に上場するREIT（不動産投資信託）の全銘柄を対象とした浮動株調整後時価総額加重型の指数であり、基準日である2003年3月31日の基準値を1,000として計算されている。

また、税引後配当込東証REIT指数は、配当落日に、税引後の予想配当金に基づいて配当落金額の総額を算出し基準時価総額の修正を行うことで算出される指数である。仮に配当落日に使用した予想配当金と決算短信

で公表された配当金との間に差異が見られた銘柄については配当落金額の調整が行われる。基準時価総額の算出に用いる配当税率は、修正日時点での上場株式等の配当に係る源泉徴収税率（地方税除く。）とする。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数は税引後配当込東証REIT指数の米ドル建ての指数であり、日本円以外の通貨で投資を行うことを考慮して、指数構成銘柄のリスクヘッジを行うのではなく、為替リスクをヘッジした場合のリターンを表象する指数である。そのリターンは、指数が保有するポートフォリオを1ヶ月の為替フォワード取引により継続的にヘッジした場合の値として算出される。保有するポートフォリオにおける為替リスクのヘッジ割合は100%である。よって、指数構成銘柄全体の為替リスクがヘッジされていることになる。ただし、あくまでも一定時点のポートフォリオ残高を月次でヘッジしているものであり、為替変動を完全にヘッジしているわけではない。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の計算方法

各月を m とし、各日を $d=1,2,3,\dots,D$ とする。（ md は、 m 月の第 d 日、 m^0 は前月の最終営業日、 mr^0 は前月の最終営業日の前営業日とする。）

m 月 d 日の税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値

$$EH_{md} = EH_{m^0} \times (E_{md} / E_{m^0} + HR_{md})$$

ただし、

$$E_{md} = EL_{md} / S_{md}$$

$$HR_{md} = (S_{mr^0} / F_{m^0} - S_{mr^0} / F_{Imd}) \times MAF_m$$

EH：税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値

E：税引後配当込東証REIT指数（米ドル建て）の指数値

EL：税引後配当込東証REIT指数（日本円）の指数値

HR：ヘッジリターン（%）

S：スポットレート（1米ドル当たり日本円）

F：フォワードレート（1米ドル当たり日本円）

F_{Imd} ： m 月の第 d 日における線形補間されたフォワードレート

$$F_{Imd} = S_{md} + ((D - d) / D) \times (F_{md} - S_{md})$$

MAF_m ： m 月における税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の月次調整係数

$$MAF_m = EH_{mr^0} / EH_{m^0}$$

とする。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標であるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）および税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数（以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されている各リスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資金額の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

本受益権に係る為替リスク

各本外国指標連動証券および／または各本受益権は、米ドル建て指数であるS&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）および税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数を円換算したパフォーマンスに連動しているため、為替相場の変動により影響を受ける。これにより、本受益権の価額が、投資元本を割り込むことがある。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本

指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関連している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを正確に予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、いずれかのシリーズの本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、そのシリーズの満期時または償還時に当該シリーズの本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、当該シリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかのシリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

<NEXT NOTES 野村AIビジネス70（ネットリターン）ETN、NEXT NOTES 高ベータ30（ネットリターン）ETNおよびNEXT NOTES 低ベータ50（ネットリターン）ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2037年2月6日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、	本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。
「営業日」とは、	東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。
「管理費用」とは、	0.85%（＝0.0085）をいう。 ※当該外国指標連動証券に係る費用は上記管理費のみであり、本ETN/JDRの総経費率は管理費用と同一となる。
「関連取引所」とは、	計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。
「規定通貨」とは、	日本円をいう。

「最終評価日」とは、

満期償還日の10営業日前の日をいう。

野村AIビジネス70（ネットリターン）連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

野村日本株高ベータ・セレクト30（ネットリターン）連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

野村日本株低ベータ・セレクト50（ネットリターン）連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）が最終評価日の8 予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

「参照通貨」とは、

「市場混乱事由」とは、

日本円をいう。

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

「取引障害」とは、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはその他が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

「障害日」とは、	本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。
「早期償還決定期間」とは、	当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。 野村AIビジネス70（ネットリターン）連動債の場合： 償還価額を算出するために使用される野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。
	野村日本株高ベータ・セレクト30（ネットリターン）連動債の場合： 償還価額を算出するために使用される野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。 野村日本株低ベータ・セレクト50（ネットリターン）連動債の場合： 償還価額を算出するために使用される野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。
「通貨関連障害」とは、	以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。 (i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。 (a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。 (b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。 (c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。 (d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。 (e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。 (ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があることと計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。 参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。

「当初評価日」とは、	2017年2月27日をいう。 野村AIビジネス70（ネットリターン）連動債の場合： 償還価額を算出するために使用される野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。 野村日本株高ベータ・セレクト30（ネットリターン）連動債の場合： 償還価額を算出するために使用される野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。 野村日本株低ベータ・セレクト50（ネットリターン）連動債の場合： 償還価額を算出するために使用される野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。
「取引所営業日」とは、	本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。
「取引日」とは、	2017年2月9日をいう。
「評価時刻」とは、	本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。
「ヘッジ・カウンター パーティー」とは、	NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニニーがヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。
「ヘッジコストの増加」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。
「ヘッジ障害」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i)本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii)かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。
「ヘッジ取引」とは、	NEF、その関連会社またはノミニニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「ヘッジ・ポジション」

とは、

NEFおよび／またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「法令変更」とは、

取引日以降、(i)適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、(a)NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。

「本指数」とは、

野村AIビジネス70（ネットリターン）連動債の場合：

野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）（Nomura AI Companies 70, Net Total Return）をいう。

野村日本株高ベータ・セレクト30（ネットリターン）連動債の場合：

野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）（Nomura Japan Equity High Beta Select 30, Net Total Return）をいう。

野村日本株低ベータ・セレクト50（ネットリターン）連動債の場合：

野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）（Nomura Japan Equity Low Beta Select 50, Net Total Return）をいう。

「本取引所」とは、

株式会社東京証券取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。

「予定取引所営業日」

本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。

とは、

「予定終了時刻」とは、

本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。

「IL_t」または「償還価額」とは、

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のいずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

野村AIビジネス70（ネットリターン）連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NMRCNRAI[t])}{(NMRCNRAI[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

野村日本株高ベータ・セレクト30（ネットリターン）連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NMRCNRHB[t])}{(NMRCNRHB[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

野村日本株低ベータ・セレクト50（ネットリターン）連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NMRCNRLB[t])}{(NMRCNRLB[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

「IL₀」とは、

100をいう。

「NMRCNRAI[t]」または

ブルームバーグの「NMRCNRAI Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）の終値をいう。

「野村AIビジネス70

（配当課税考慮済指数）」

とは、

「NMRCNRAI[0]」とは、

当初評価日における野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）をいう。

「NMRCNRHB[t]」または
「野村日本株高ベータ・
セレクト30
(配当課税考慮済指数)」

ブルームバーグの「NMRCNRHB Index」のページまたは計算代理人が決定する後
継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日
の野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）の終値をいう。

とは、

「NMRCNRHB[0]」とは、

当初評価日における野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）
をいう。

「NMRCNRLB[t]」または
「野村日本株低ベータ・
セレクト50

ブルームバーグの「NMRCNRLB Index」のページまたは計算代理人が決定する後
継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日
の野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）の終値をいう。

(配当課税考慮済指数)」

とは、

「NMRCNRLB[0]」とは、

当初評価日における野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）
をいう。

「t」とは、

当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する
各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1
暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以
降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ
可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるもの
と同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数
に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

(ロ) 調整事由

(i)インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公
表するかもしくはその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成株式および資本構成ならび
にその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修
正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在し
ない場合（以下「本指数の取消し」という。）、(ii)インデックス・スポンサーが本指数の算出およ
び公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」とい
う。）、または(iii)計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの
増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」という。）が生じたと判断した場合、
NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、満期償還額および／または本外国指標連動証券のその他の条件につい
て、調整事由（以下に定義する。）に対応するための相応な調整（もしあれば）を行い、かかる
調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国
指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に
従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に
対して期限前償還金額（下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。）を支払うものと
する。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

(ハ) 指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判
定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／ま
たは利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日
以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合（ただし、いかなる状況においても関連す

る支払期日以前に限る。）、計算代理人は、(i)かかる訂正、(ii)計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および(iii)かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

＜免責事項＞

野村AIビジネス70（ネットリターン）連動債の場合：

本指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFR」という。）が公表している指数で、その知的財産権およびその他一切の権利はNFRに帰属する。なお、NFRは、本指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、本指数の利用者およびその関連会社が本指数を用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負わない。

また、指数算出において、電子計算機の障害または天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、指数算出を延期または中止することがある。

本指数は株式会社日本経済新聞社とは無関係であり、かつ何ら株式会社日本経済新聞社が推奨および保証するものではない。

野村日本株高ベータ・セレクト30（ネットリターン）連動債および野村日本株低ベータ・セレクト50（ネットリターン）連動債の場合：

本指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFR」という。）が公表している指数で、その知的財産権およびその他一切の権利はNFRに帰属する。なお、NFRは、本指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、本指数の利用者およびその関連会社が本指数を用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負わない。

また、指数算出において、電子計算機の障害または天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、指数算出を延期または中止することがある。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

- (i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証（b）本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、またはそれぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、
- (ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対し報告義務のある支払を行う義務が生じる最初の日の90日以前は行われえないものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的な方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であ

り、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2016年9月16日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i)当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディベンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことによ

り（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

- (a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。
- (b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状（もしあれば）に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面による通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。
- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。
- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは（場合により）日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。

(g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社がその旨主張する）場合。

上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後に最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

(a) （NEFおよび保証会社の意見において）本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。

(b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ（NEFの場合）もしくは日本（保証会社の場合）またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局によりまたはそれらに代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる

源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

- (i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (ii) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。
- (iii) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生

じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社（保証会社が保証を付与し、かつ捺印証書に基づき保証が与えられている本外国指標連動証券について）

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる

証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

(ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付しまたは交付させること。

(A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付

で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2013年8月5日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」および

これに関連する用語はこれに従って解釈される。)において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる(この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。)。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリアまたは(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての恒久大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人(合衆国内国歳入法に定義される。)は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人(発行代理人兼主支払代理人)、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人(発行代理人兼主支払代理人)

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク(ルクセンブルク) エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ((i)支払不能の場合、または(ii)支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくは

かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合もしくは「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されるようにならないかもしくは同日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されなくなる場合（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従い定義される。）には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに）効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、（本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく）本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）

野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）（以下本「指数の概要 野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）」において「本指数」という。）は、AI（人工知能）に関するビジネスについてマスメディアを通して報道された企業70銘柄を構成銘柄とする、等金額型の指数である。本指数の組入対象となる銘柄は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式から、ニュース、雑誌、新聞等の各種メディアにおける記事検索結果を基にした定量的な評価指標により選定される。記事検索には「人工知能」と、AIを活用して選んだ複数の関連キーワードを用いる。

本指数の指数値の基準日は2001年11月30日とし、基準日の指数値（基準値）を10,000とする。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

定期入替え

定期入替日を12月第1営業日（前営業日の引け後）の年1回とし、直前の10月15日（休日の場合は前営業日）を定期入替基準日とする。

銘柄選定母集団

銘柄選定母集団は、定期入替基準日の直前の3月末時点における国内金融商品取引所に上場する全ての銘柄のうち、定期入替基準日における浮動株調整時価総額上位98%に相当する銘柄群とする。ただし、新設合併銘柄および定期入替基準日の直前の4月から9月末までに新規上場した銘柄のうち、浮動株調整時価総額上位約85%に相当する銘柄は銘柄選定母集団に含まれるものとし、定期入替基準日時点の外国株式等の銘柄は除外される。その中で過去60日の平均売買代金上位90%を満たす銘柄を対象にスコアを計算する。

指数構成銘柄の選定方法

- ・人工知能順位スコア（※1）が小さい銘柄から順に、10銘柄まで採用する。ただし、同じスコアの銘柄があった場合は、過去60日平均売買代金が高い順に最大70銘柄まで採用する。
- ・上記で採用された銘柄が70銘柄に達していない場合は、続いて人工知能順位スコアと関連キーワード順位スコア（※2）の平均順位スコアが小さい銘柄から順に、上記で採用された銘柄と合わせて70銘柄となるまで採用する。ただし、同じ平均順位スコアの銘柄があった場合は、人工知能順位スコアが小さい順に70銘柄まで採用する。その際、同じ人工知能順位スコアの銘柄があった場合には、過去60日平均売買代金が高い順に70銘柄まで採用する。

（※1）人工知能順位スコア

- ・スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対して人工知能に関する記事を検索する。入替基準日の前日から1年前の入替基準日までの期間に対して記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「直近年の人工知能記事スコア」とする。
- ・1年前の入替基準日の前日から2年前の入替基準日までの期間に対して、人工知能に関する記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「1年前の人工知能記事スコア」とする。
- ・（直近年の人工知能記事スコア×2）＋（1年前の人工知能記事スコア）によって重み付けしたスコアが大きい方から付けた順位（昇順）を、スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対する「人工知能順位スコア」とする。

（※2）関連キーワード順位スコア

- ・スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対して関連キーワードに関する記事を検索する。入替基準日の前日から1年前の入替基準日までの期間に対して、関連キーワードに関する記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「直近年の関連キーワード記事スコア」とする。

- ・1年前の入替基準日の前日から2年前の入替基準日までの期間に対して記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「1年前の関連キーワード記事スコア」とする。
- ・（直近年の関連キーワード記事スコア×2）＋（1年前の関連キーワード記事スコア）によって重み付けたスコアが大きい方から付けた順位（昇順）を、スコア計算対象となる銘柄選定母集団銘柄に対する「関連キーワード順位スコア」とする。
- ・なお、関連キーワードは毎年6月15日（休日の場合は前営業日）に見直しを検討する。5年前の4月1日から直前の3月31日までの5年間の政府官公庁、研究機関の人工知能に関する公表資料等に基づいて、人工知能と関連性が高いキーワードを年1回選定する。

構成銘柄の組入比率

定期入替基準日において、「指数構成銘柄の選定方法」に基づき選定した70銘柄を構成銘柄とし、各構成銘柄のウエイトが等しくなるようにして本指数を構築する。

野村日本株ベータ・セレクト指数

野村日本株ベータ・セレクト指数は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式の中から、日本株市場リターンおよびドル円為替レトリターンに対するベータ値（感応度）等に基づいた定量的な指標の上位30銘柄を組み入れた「野村日本株高ベータ・セレクト30」と、下位50銘柄を組み入れた「野村日本株低ベータ・セレクト50」という2種類の指数の総称であり、いずれも浮動株調整時価総額加重型（個別銘柄のウエイト上限5％）の指数である。

野村日本株ベータ・セレクト指数の指数値の基準日は2000年12月29日とし、基準日の指数値（基準値）を10,000とする。

定期入替え

定期入替日を、6月第1営業日（5月最終営業日の引け後）および12月第1営業日（11月最終営業日の引け後）の年2回とし、定期入替日の前月第5営業日を定期入替基準日とする。

銘柄選定母集団

銘柄選定母集団は、6月の定期入替日の場合は、前年の3月末時点、12月の定期入替日の場合は、直前の3月末時点における国内金融商品取引所に上場する全ての銘柄のうち、定期入替日の直前の10月15日時点（休日の場合は前営業日）における浮動株調整時価総額上位98％に相当する銘柄群とする。ただし、新設合併銘柄および12月の定期入替日の場合は、直前の4月から9月末、6月の定期入替日の場合は、前年4月から直前の3月末までに新規上場した銘柄のうち、浮動株調整時価総額上位約85％に相当する銘柄は銘柄選定母集団に含まれるものとし、定期入替基準日時点の外国株式等の銘柄は除外される。その中で定期入替基準日時点における大型銘柄（銘柄選定母集団の浮動株調整時価総額上位85％相当）で、かつ過去60日の平均売買代金上位500銘柄を満たす銘柄を対象にスコアを計算する。

指数構成銘柄の選定方法

野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）

「野村日本株高ベータ・セレクト30」は、市場連動性等を表す3つのスコア（市場ベータ、為替ベータ、モメンタム）に基づいた定量的な指標値が高い30銘柄を組み入れる。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）

「野村日本株低ベータ・セレクト50」は、市場連動性等を表す3つのスコア（市場ベータ、為替ベータ、銘柄固有リスク）に基づいた定量的な指標値が低い50銘柄を組み入れる。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

・市場ベータ

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰係数を「市場ベータ」スコアとする。

・為替ベータ

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次ドル円為替レートリターンで線形回帰した際の回帰係数を「為替ベータ」スコアとする。

・モメンタム

定期入替基準日における過去11ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰切片を「モメンタム」スコアとする。

・銘柄固有リスク

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰残差の標準偏差を「銘柄固有リスク」スコアとする。

構成銘柄の組入比率

野村日本株ベータ・セレクト指数の指数構成銘柄の組入ウエイトは、定期入替基準日時点の浮動株調整時価総額に比例した比率とする。ただし、組入ウエイトの上限を5%とし、上限超過分を浮動株調整時価総額に応じて他の銘柄に比例配分する。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標である野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）、野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）および野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）（以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されている各リスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資金額の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）

- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関連している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを正確に予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、いずれかのシリーズの本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人および販売会社との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、そのシリーズの満期時または償還時に当該シリーズの本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、当該シリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかのシリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

また、本受益権の販売会社である野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）は本指数のインデックス・スポンサーであり、当該指数の値の算出および公表を行う。したがって、当該指数の構成および運用に潜在的な利益相反が存在する、または野村證券およびその関連会社等による通常の業務の過程において潜在的な利益相反が存在する可能性がある。野村證券およびその関連会社等は、通常の業務の一環として、当該指数およびその構成要素に連動する金融商品の売買、販売および販売促進を行う可能性がある。

<NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株（ネットリターン）ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2039年5月6日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

最終評価日（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）またはその直後に、計算代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）は、NEFおよび代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に対して、満期償還日における満期償還額を書面で通知するものとする。代理人は、下記「9 通知」に従い、NEFを代理して、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに同様の内容を通知する。

(b) 早期償還

上記「(a) 満期償還」にかかわらず、早期償還決定期間（下記「(c) 用語の定義」に定義する。）中のいずれかの日に償還価額が0以下となった場合（かかる日を、以下「早期終了日」という。）、本外国指標連動証券は、早期終了日の10営業日後の日に0円で自動的に償還される。疑義を避けるため付言すれば、本外国指標連動証券の所持人に対しては、償還金額は支払われないものとする。

(c) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、	本指数に関連して、(i)かかる本指数に関連するルールおよび手続ならびに計算方法および調整方法（もしあれば）を設定および検討する責任を有し、また(ii)各予定取引所営業日に（直接またはその代理人を通じて）かかる本指数の水準を定期的に公表する会社またはその他の事業体をいう。
「営業日」とは、	東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。
「管理費用」とは、	0.85%（＝0.0085）をいう。 ※当該外国指標連動証券に係る費用は上記管理費のみであり、本ETN/JDRの総経費率は管理費用と同一となる。
「関連取引所」とは、	計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。
「規定通貨」とは、	日本円をいう。

「最終評価日」とは、	満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定したファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。
「参照通貨」とは、 「市場混乱事由」とは、	日本円をいう。 取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。
	「取引障害」とは、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはその他が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。 「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、(i)本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または(ii)関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。
「障害日」とは、	「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と(ii)かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。 本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか（関連取引所の場合、計算代理人が重大であると判断するもの）、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。計算代理人は、NEFおよび代理人に対し、その状況下で実務上合理的に可能な限り速やかに、障害日でなければ取引所営業日であった日に、障害日の発生について通知する。
「早期償還決定期間」とは、	当初評価日（当日を除く。）から最終評価日（当日を除く。）までの期間をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、かかる日における償還価額を決定するものとする。

「通貨関連障害」とは、	以下の(i)または(ii)のいずれかをいう。 (i) 計算代理人がその単独の裁量により判断するところにより、NEFもしくはその関連会社またはノミニーもしくはヘッジ・カウンターパーティーが、下記の参照通貨に関する事項を行うことを、直接または間接に妨げるかまたは遅延させる効力を有する事由が発生および／または存在していること。 (a) 慣習的な正規のチャンネルを通じて、参照通貨と規定通貨を交換すること。 (b) 参照通貨の流通域内に所在する国内機関の為替レートと少なくとも同程度に有利な為替レートで参照通貨と規定通貨を交換すること。 (c) 規定通貨を参照通貨の流通域内における口座から参照通貨の流通域外の口座に送金すること。 (d) 参照通貨の流通域内の口座間でまたは参照通貨の流通域内の非居住者である当事者に参照通貨を送金すること。 (e) 規定通貨におけるその対象となるヘッジの価値を効果的に認識すること。 (ii) 参照通貨の流通域内における政府その他の当局が、本外国指標連動証券に関するポジションをヘッジするNEFの能力に重大な影響を与えるかまたはかかるヘッジを解消させる可能性があるとして計算代理人が誠実に判断する資本的な規制を課す予定があることを公表したこと。 参照通貨および規定通貨がいずれも日本円の場合、通貨関連障害に係る規定は適用されないものとする。
「当初評価日」とは、	2019年7月8日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用されるファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示されたファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）を用いて、またはその単独かつ完全な裁量により、当初評価日における償還価額を決定するものとする。
「取引所営業日」とは、	本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。
「取引日」とは、	2019年6月19日をいう。
「評価時刻」とは、	本取引所における予定終了時刻をいう。本取引所が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻はその通常の取引時間における実際の終了時刻とする。
「ヘッジ・カウンターパーティー」とは、	NEFの関連会社、関係会社もしくはNEFが支配する会社、またはNEFもしくはその関連会社もしくはノミニーがヘッジ取引を締結している会社を含む（ただし、これらに限られない）あらゆる法域の当事者をいう。
「ヘッジコストの増加」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、(i) 本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または(ii) かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、NEFおよび／またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。
「ヘッジ障害」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(i) 本外国指標連動証券の発行および本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価もしくはその他の価格に関するNEFのリスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または(ii) かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。

「ヘッジ取引」とは、	NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「ヘッジ・ポジション」とは、	NEFおよび／またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、(ii)株式貸借取引または(iii)その他の商品もしくは取引（その表示方法を問わない。）の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。
「法令変更」とは、	取引日以降、(i)適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または(ii)正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、(a)NEFおよび／もしくはその関連会社がヘッジ・ポジションを維持、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b)本外国指標連動証券に基づく義務を履行するためにNEFおよび／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（NEFおよび／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。
「本指数」とは、	ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）（FactSet Global Niche Top Japanese Enterprise Index, NTR）をいう。
「本取引所」とは、 「予定取引所営業日」とは、 「予定終了時刻」とは、	株式会社東京証券取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。 本取引所および関連取引所のいずれかがそれぞれの通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。 本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。
「FDSGNTN[t]」または 「ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）」 とは、	ブルームバーグの「FDSGNTN Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日のファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）の終値をいう。
「IL _t 」または「償還価額」とは、	当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの期間のいずれかの暦日（t）において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。 $IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(FDSGNTN[t])}{(FDSGNTN[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$
「IL ₀ 」とは、 「t」とは、	100をいう。 当初評価日（当日を含む。）から最終評価日（当日を含む。）までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

(d) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が(i)インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または(ii)本指数の計算に用いられるもの

と同一もしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

（ロ）調整事由

（i）インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしれないその他の方法により本指数を著しく修正する場合（構成株式および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。）、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合（以下「本指数の取消し」という。）、（ii）インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合（本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。）、または（iii）計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害（以下それぞれを「追加障害事由」という。）が生じたと判断した場合、NEFは、その単独かつ完全な裁量により、下記（あ）または（い）に記載する行為を行うことができる。

（あ）計算代理人に対して、その単独かつ完全な裁量により、満期償還額および／または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由（以下に定義する。）に対応するための相応な調整（もしあれば）を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

（い）下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額（下記「（f）税制変更による繰上償還」に定義する。）を支払うものとする。

「調整事由」とは、指数調整事由または追加障害事由をいう。

（ハ）指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する何らかの計算または判定に用いられた指数の水準が、その後訂正され、本指数の水準に関連して決定された金額および／または利率の訂正を要する場合であって、その本指数の水準の訂正が当初の公表日から1取引所営業日以内にインデックス・スポンサーによって公表された場合（ただし、いかなる状況においても関連する支払期日以前に限る。）、計算代理人は、（i）かかる訂正、（ii）計算代理人により算出されるかかる訂正により発生する支払額および（iii）かかる訂正により生じる本外国指標連動証券の条件への必要な範囲内の調整を、かかる訂正が公表された後可及的速やかにNEFおよび代理人に通知するものとする。

<免責事項>

NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株（ネットリターン）ETN（以下「本商品」という。）はFactSet UK Limited（以下「FactSet」という。）が支援、保証、販売もしくは販売促進しているものではない。FactSetは本商品の保有者または公衆に対し、有価証券への一般的な投資または本商品への投資の妥当性、またはファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）の株式市場全体のパフォーマンスを追従する能力に関して、明示または黙示を問わずいかなる表明または保証をしているものではない。FactSetと野村證券株式会社（以下「ライセンシー」という。）との関係は、FactSetによって決定、構成および計算され、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によってライセンスされた指数作成モデルに基づいて作成された本指数のライセンスを付与することに限定され、本商品および関連商標とは無関係である。FactSetは本指数の決定、構成または計算において、ライセンシーまたは本商品の所有者の要求を考慮に入れる義務を負わない。FactSetは本商品の価格と数量、新規設定または販売のタイミングの特定、あるいは換金の際に用いる数式の決定または計算に対して責任を負うことはなく、その作業にも関与しない。FactSetは本商品の管理、マーケティングまたは取引に関連する義務や責任を一切負わない。

FactSetは、本指数またはこれに含まれるデータの正確性および／または完全性についての保証をせず、また情報の誤り、欠落、中断に対して一切責任を負わない。FactSetはライセンシー、本商品の所有者、または他の人物もしくは団体が本指数またはこれに含まれるデータを使用することで入手した結果について、明示的にも黙示的にも一切保証しない。FactSetは、商品性もしくは特定目的への適合性、または本指数もしくはこれに含まれるデータの使用について、明示的にも黙示的にも一切保証せず、あらゆる保証について明確に放棄する。上記を一切制限することなく、FactSetはいかなる場合においても特別損害、懲罰的損害、間接的損害、派生的損害（逸失利益を含む。）について、たとえばかかる損害の可能性について通知されていても一切責任を負わない。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額2億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定する、通知がなされた日現在の本外国指標連動証券の額面金額の公正な経済価値に相当する金額から、NEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を控除した円貨額をいう。

本外国指標連動証券の所持人による上記の通知は、取消不能とする。ただし、所持人の選択による償還日より前に債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、本外国指標連動証券の所持人は、NEFに通知することにより、上記の通知を取り消すことができ、下記「6 債務不履行事由」に従い本外国指標連動証券の期限の利益を喪失させ、直ちに支払われるべき旨を宣言することを選択することができる。

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

(i) NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証 (b) 本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、当該課税管轄（下記「8 課税上の取扱い」に定義する。）の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、本外国指標連動証券に基づく支払から徴収または控除されることが要求される金額に関し、下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかまたは生じうる場合であり、

(ii) NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、本外国指標連動証券（または場合により保証状）について支払期限が到来した場合、NEF（または保証会社）のかかる追加額の支払義務が生じる最初の日の90日以前は行われないものとする。

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額

の支払義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。「期限前償還金額」とは、計算代理人が本指数の動向および必要とみなすその他の要素を考慮し、誠実にかつ商業上合理的方法で決定する各本外国指標連動証券の公正な市場価格と等しい金額から、かかる期限前償還に関連してNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した金額をいう。

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

NEFは、適用ある法令または規則の変更の結果、本外国指標連動証券が未償還であることのみを理由として、NEFが追加的な法域もしくは規制当局の規制に服することを要求された場合、またはNEFが重大な負担になるとみなす追加的な法律要件もしくは規制に服することとなった、もしくは今後服することとなる場合、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

本号に従い償還される各本外国指標連動証券は、期限前償還金額により償還される。

(h) 買入

NEF、保証会社またはその子会社（以下に定義する。）は随時、公開市場におけるか否かを問わず、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買い入れることができる。かかる本外国指標連動証券は、保有、再発行、再売買し、またはNEFの選択により、支払代理人（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に消却のために提出することができる。

本号において、「子会社」とは、NEFまたは保証会社の子会社（1985年会社法第736条に定義される。）を意味する。

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、(i) 支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに(ii) 1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除（以下「第871(m)条源泉徴収」という。）もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。さらに、NEFは、本外国指標連動証券について支払われる金額に関して課される第871(m)条源泉徴収の金額を決定する際に、いかなる「配当同等物」（内国歳入法第871(m)条において定義される。）も、適用ある法令に基づいて可能となるかかる源泉徴収から

の免除または源泉徴収の減額にかかわらず、かかる支払に適用されうる最も高い税率にて、源泉徴収することができるものとする。

大券の所持人は、当該大券により表章された本外国指標連動証券に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、NEFおよび保証会社は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の名簿に当該大券により表章された本外国指標連動証券の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いNEFまたは保証会社が支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ支払を請求するものとする。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてNEFまたは保証会社に対する請求権を有しない。

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- (i) 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- (ii) 本外国指標連動証券の満期償還額。
- (iii) 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- (iv) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(a) 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、NEFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（下記「5 担保提供制限」に従い、また法律上優先権が認められる一定の債務を除き）NEFのその時々において残存する現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2018年9月14日付保証状（以下「保証状」という。）により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ（下記「5 担保提供制限」に従い）無担保の債務であり、また、（下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き）保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

5 担保提供制限

(a) NEFの担保提供制限

NEFは、未償還残存（代理契約（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に定義される。）の本外国指標連動証券が存在する限り、NEF自身の債務（以下に定義する。）、または第三者の債務について現在もしくは将来の債権者の利益のために行う保証もしくは補償に係る義務を担保するために、NEFの現在または将来のいかなる事業、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続させないものとする。ただし、同時に、当該債務または（場合により）保証もしくは補償と少なくとも同順位かつ同等の比率をもって本外国指標連動証券も担保される場合、または社債権者集会の特別決議（代理契約に定義される。）により承認された他の担保もしくは保証が本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りでない。本項において「債務」とは、満期まで1年を超える期間がある有価証券上の債務で、かつオランダもしくはその他の地域における証券取引所、店頭登録市場もしくはその他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引または売買されているか、その予定であるものを意味する。

(b) 保証会社の担保提供制限

保証会社が保証する本外国指標連動証券に未償還残存のものが存在する限り、保証会社は、いかなる証券（以下に定義する。）の所持人のためにも、(i)当該証券がその要項により円貨以外の通貨で支払われるかもしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を与えるものである場合、または当該証券が円貨で表示され、かつその元本総額の50%超が保証会社もしくは（保証会社でない場合は）NEFにより、もしくはその授権に基づいて、当初日本国外で分売される場合であり、かつ(ii)当該証券が日本国外の証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で相場が立ち、上場され、通常取引もしくは売買されているか、その予定である場合には、①かかる証券に関する支払、②かかる証券の保証に基づく支払、または③かかる証券に関する補償もしくはその他の債務に基づく支払を担保するために、保証会社の現在または将来のいかなる財産、資産または収入の全部または一部に対しても、いかなる抵当権、先取特権、質権その他の担保権も設定せず、また存続を認めないことを保証する。ただし、上記のいずれの場合においても、保証状に基づき、同時に、当該証券、保証、補償もしくはその他類似の債務に関し提供されるか、または残存する担保と同じ担保もしくは社債権者集会の特別決議により承認された他の担保もしくは保証が、本外国指標連動証券のために提供される場合は、この限りではない。

本項において、「証券」とは、発行時から1年を超える期間を有するNEFもしくは保証会社またはその他の者の社債、ディベンチャー、ノートその他類似の投資証券を意味する。

6 債務不履行事由

下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、かつその事由が継続している場合には、各本外国指標連動証券の所持人は、NEFおよび保証会社に対し書面による通知を行うことにより（代理人に対しては単に情報を提供する目的でその写しを送付する。）、当該本外国指標連動証券の所持人が有する本外国指標連動証券につき期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本外国指標連動証券は、呈示、要求、申立その他一切の通知を要せず期限前償還金額で直ちに償還されるものとする。ただし、NEFおよび保証会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

(a) 本外国指標連動証券の元本の償還または本外国指標連動証券に関する証券の交付につき、7日を超える遅滞があった場合。

(b) NEFまたは保証会社が、本外国指標連動証券もしくは保証状に定められるNEFもしくは（場合により）保証会社の他の約束もしくは約定、または代理契約に定められる本外国指標連動証券の所持人のための約束もしくは約定の履行または遵守を怠り、かつ、いずれの場合においても、NEFまたは（場合により）保証会社が当該不履行を治癒することを要求する本外国指標連動証券の所持人からの書面に

よる通知が（直接であるか代理人を通じてであるかを問わず）NEFおよび保証会社に対し交付された後30日間継続した場合。

- (c) 残存元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上のNEFもしくは保証会社の本外国指標連動証券以外の借入金債務が不履行により期限の利益を喪失した場合、もしくはNEFもしくは保証会社がかかる債務につき満期においてもしくは適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合（もしくはかかる債務が要求払の場合、支払要求の後3営業日、もしくはこれより長期の適用ある支払猶予期間が経過してもなお弁済を怠っている場合）、または現存する元本もしくは元本総額が1,000万米ドル（他の通貨の場合は同額相当）以上の第三者の借入金債務についてNEFもしくは保証会社が付与した保証もしくは補償の履行期が到来し、適用ある支払猶予期間の経過後履行の請求を受けたにもかかわらず履行されない場合。
- (d) 所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは支払不能を認める決定もしくは命令を下した場合、もしくはNEFもしくは保証会社の会社更生を求める申立が適正になされたものと認めた場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合、または、所在地において管轄権を有する裁判所が、オランダもしくは日本において適用ある破産、支払不能もしくは会社更生に関する法律に基づき、NEFもしくは保証会社の破産もしくは会社更生に関してもしくはその財産の全部もしくは実質的に全部についてもしくはその解散もしくは清算の事由について管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任する決定もしくは命令を下した場合で、かつ当該決定もしくは命令が継続する60日間解除もしくは停止されない場合。
- (e) NEFまたは保証会社が、オランダもしくは日本において適用ある破産法もしくは会社更生法に基づき自己破産を申立てた場合、NEFもしくは保証会社に対する破産の申立に同意した場合、支払猶予（NEFに関してのみ）、会社更生もしくは債務整理を求める申立、答弁もしくは同意を行った場合、もしくはNEFもしくは保証会社もしくはそれらの財産の全部もしくは実質的に全部について破産もしくは会社更生の管財人、清算人、受託者もしくは譲受人を選任することに同意した場合、もしくはそれらの債権者に対して債権譲渡を行い、債務整理を申入れ、もしくは書面により履行期にある債務の支払ができないことを認めた場合、またはNEFもしくは保証会社が上記の目的のいずれかを達成するための法人活動を行った場合。
- (f) 社債権者集会の特別決議によりその条件が承認された新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合、または存続会社がそれぞれ本外国指標連動証券もしくは保証状に基づくNEFもしくは保証会社の債務の一切を有効に引き受けることとなる新設合併、事業結合、吸収合併もしくは事業再編成を目的としもしくはこれに基づく場合を除き、NEFまたは保証会社がその営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合。ただし、保証会社については、保証会社を持株会社とする事業再編成または保証会社を持株会社の傘下に置く事業再編成の場合で、その結果保証会社が営業の全部もしくは実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分することとなっても、本項は適用されないものとする。
- (g) 理由の如何を問わず、保証状（上記(f)に言及される事業再編成後の承継者たる保証会社によって調印がなされた保証状を含む。）が完全な効力を生じない（または保証会社がその旨主張する）場合。
- 上記(c)に関して、米ドル以外の通貨による借入金債務は、期限の利益を喪失したか、または（場合により）当該債務不履行事由が発生した日（ロンドン時間）において、代理人が指定した主要銀行により表示されるロンドンにおける米ドル買いに対する当該通貨の売りのための直物相場で換算するものとする（ただし、理由の如何を問わず、当日にかかるレートを得られない場合は、その後に最も早く入手可能な日におけるレートによる。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本外国指標連動証券および代理契約の一定の条項を特別決議により修正することを承認することを含む、本外国指標連動証券の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。

NEF、（場合により）保証会社または本外国指標連動証券の元本残高の10分の1以上を有する本外国指標連動証券の所持人は、社債権者集会を招集することができる。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本外国指標連動証券の元本残高の過半を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、保有または代表される本外国指標連動証券の元本金額の如何にかかわらず、本外国指標連動証券の所持人本人またはその代理人1名以上の者とする。ただし、本外国指標連動証券の規定の修正（本外国指標連動証券の償還日の修正、本外国指標連動証券の元本の減額もしくは取消、交換条項付社債もしくはエクイティ・リンク償還条項付社債の償還に関する資産（もしあれば）の交付に係る規定の変更、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨を変更する場合を含む。）、または代理契約の一定の条項の修正を議題とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本外国指標連動証券の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。社債権者集会で採択された特別決議は、出席の有無にかかわらず本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。

代理人、NEFおよび保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、以下について合意することができる。

- (a) （NEFおよび保証会社の意見において）本外国指標連動証券の所持人の利益に重要な影響のない本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状の条項の修正（上記に述べた場合を除く。）（本外国指標連動証券の所持人の個別の状況または特定の法域における調整による課税もしくはその他の結果は勘案しない。）。
- (b) 本外国指標連動証券、代理契約、ディード・オブ・コベナントおよび／または保証状についての（NEFおよび保証会社の意見において）形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記の訂正もしくは適用ある法令の強行規定に従うための訂正。

かかる修正は、本外国指標連動証券の所持人の全てを拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本外国指標連動証券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本外国指標連動証券に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本外国指標連動証券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、課税管轄によりまたは課税管轄に代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは（場合により）保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

- (i) 本外国指標連動証券を保有する以外に、(x)NEFによる支払の場合にはオランダと何らかの関連を有すること、(y)保証状に基づく保証会社による支払の場合には①日本の税法上日本の居住者もしくは日本法人と扱われ、または②その他日本と関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金、公租公課を負担する本外国指標連動証券の所持人によりまたはかかる者に代わって支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。
- (ii) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券（ただし、本外国指標連動証券の所持人がかかる30日目に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）。

(iii) オランダまたは日本において支払のために呈示がなされた本外国指標連動証券。

(iv) (x)内国歳入法第1471(b)条に記載の契約により、もしくは内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈に従い、または(y)内国歳入法第871(m)条に従い、かかる源泉徴収または控除が要求される場合。

本項において「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対してなされた日を意味し、「課税管轄」とは、NEFまたは（場合により）保証会社による本外国指標連動証券に係る元本の払込が一般に服する、オランダもしくはその行政区画もしくは課税当局（NEFによる支払の場合）または日本もしくはその行政区画もしくは課税当局（保証会社による支払の場合）またはいずれの場合もそれらのその他の管轄もしくはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局を意味する。

9 通知

本外国指標連動証券に関する全ての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効とみなされる。かかる掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、掲載された日付、または複数回掲載される場合もしくは複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求される全ての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが通知を受領した日に本外国指標連動証券の所持人になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本外国指標連動証券とともに代理人に預託するものとする。大券が各本外国指標連動証券を表章している間も、本外国指標連動証券の所持人は、代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが認める方法で、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて代理人にかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本外国指標連動証券は、それぞれの関連日（上記「8 課税上の取扱い」に定義する。）から元本の支払および／または資産の交付については10年の期間内に元本に関する請求がなされない場合は失効する。

11 準拠法および送達代理人の任命

代理契約、ディード・オブ・コベナント、本外国指標連動証券および保証状（ならびに代理契約、ディード・オブ・コベナント、保証状および本外国指標連動証券ならびに本外国指標連動証券の発行および買入に関する一切の契約に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務）は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

NEFおよび保証会社はそれぞれ、本外国指標連動証券の所持人のために、英国の裁判所が本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生ずるあらゆる紛争（本外国指標連動証券に起因してまたは本外国指標連動証券に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本外国指標連動証券から生じるかまたは本外国指標連動証券に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起できることに、取消不能の形で合意する。

NEFおよび保証会社は、英国（本書提出日現在、ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1）に登録された住所を有するノムラ・インターナショナル・ピーエルシーを英国における訴訟手続に関する英国

における送達代理人に取消不能の形で任命し、同社が送達代理人としての職務の遂行を停止したときは他の送達代理人を任命する。

12 その他

(1) 代わり券

本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、NEFが合理的に要求する証拠および補償を提出することを条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本外国指標連動証券については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 承継

(I) NEFの承継

(a) NEFの承継に関する前提条件

本外国指標連動証券に関連して、NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継債務会社（下記「(e) 承継債務会社」に定義する。）に代替しまたは承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) 承継債務会社および保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な代理契約の別紙5記載の様式の捺印証書（以下「捺印証書」という。）およびその他の書類（もしあれば）（捺印証書とあわせて以下「書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継債務会社が、NEF（または全ての前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として、本外国指標連動証券、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、それに基づき保証会社が、主要な債務者としての承継債務会社の本外国指標連動証券により支払うべき金額の全額の支払および／または本外国指標連動証券に関する交付義務を、各本外国指標連動証券の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証すること。

(ii) 書類が、以下の表明および保証を含むこと。

(あ) 承継債務会社

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく承継債務会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて承継債務会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(い) 保証会社

(A) かかる保証の付与に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに書類に基づく保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 書類に基づいて保証会社が負う義務および保証は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iii) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継債務会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(iv) NEFおよび承継債務会社が、場合により、代理人に対し、英国における主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有するNEFおよび承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務

会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。)を、保管のため交付または交付させること。

(v) NEFが、代理人に対し、オランダにおける主要な法律事務所からNEFを代理して提出される、オランダ法に基づきNEFが書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vi) 承継債務会社が、代理人に対し、承継債務会社の法域における主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継債務会社が書類を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書、また承継債務会社が英国以外の法域に属する場合は、書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(vii) 保証会社が、代理人に対し、英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(viii) 保証会社が、代理人に対し、日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が書類（保証会社が承継債務会社について付与する保証状を含む。）を締結する能力および権限を有している旨のディーラーを宛先とした法律意見書（かかる意見書は承継債務会社によるNEFの承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）を、保管のため交付または交付させること。

(ix) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)に定める書類が作成された場合、承継債務会社は、NEF（または前任の承継債務会社）に代わり、本外国指標連動証券の主要な債務者として本外国指標連動証券にその名称が記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。発行会社としてのNEF（またはかかる前任の承継債務会社）は、書類の作成をもって、本外国指標連動証券の主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継債務会社または保証会社に対して本外国指標連動証券または書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社および保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継債務会社

「承継債務会社」とは、直接的または間接的に野村ホールディングス株式会社により100%保有される会社を意味する。

(II) 保証会社の承継

(a) 保証会社の承継に関する前提条件

保証会社は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、承継保証会社（下記「(e) 承継保証会社」に定義する。）に代替または承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) かかる承継が、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社またはそれにより構成される企業グループ内の再編成による場合においてのみ行われること。

(ii) 承継保証会社が、承継が完全な効力を有するために必要な書類（以下「保証会社承継書類」という。）を作成し、当該書類の下で、（上記の一般性を制限することなく）承継保証会社が、保証会社（または全ての前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として、本外国指標連動証券および代理契約にその名称が記載されていたかのように、本外国指標連動証券の所持人のために、本外国指標連動証券の要項（下記(b)に記載の方法による修正を含む。）および代理契約の規定に従うことを約束すること。

(iii) 保証会社承継書類が、承継保証会社による以下の表明および保証を含むこと。

(A) かかる承継に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意ならびに保証会社承継書類に基づく承継保証会社の義務の履行に必要な一切の企業、政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意が全て完全に有効であること。

(B) 保証会社承継書類に基づいて承継保証会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って法的に有効かつ拘束力を有していること。

(iv) 本外国指標連動証券が上場されている各証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システム（もしあれば）が、提案されている承継保証会社の承継後も本外国指標連動証券がかかる証券取引所、上場承認機関および／または取引相場システムにおいて引続き上場されること、売買されることおよび／または取引が行われることを確認すること。

(v) 保証会社および（場合により）承継保証会社が、代理人に対し、ディーラーを宛先とした以下の法律意見書を、保管のため交付または交付させること。

(A) 英国における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、保証会社承継書類が英国法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社および承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(B) 日本における主要な法律事務所から保証会社を代理して提出される、日本法に基づき保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨ならびに保証会社承継書類が日本法に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(C) 承継保証会社の法域における主要な法律事務所から承継保証会社を代理して提出される、当該法域における法律に基づいて承継保証会社が保証会社承継書類を締結する能力および権限を有している旨の法律意見書、また承継保証会社が英国以外の法域に属する場合は、保証会社承継書類が当該法律に基づいて法的に有効かつ拘束力を有する承継保証会社の義務を構成する旨の法律意見書（かかる意見書は承継保証会社による保証会社の承継の日付の前7日以内の日付で作成され、代理人の所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人による閲覧に供されることを要する。）。

(vi) 本外国指標連動証券につき債務不履行事由が存在しないこと。

(b) 承継保証会社による引受け

上記(a)に定める保証会社承継書類が作成された場合、承継保証会社は、保証会社（または前任の承継保証会社）に代わり、本外国指標連動証券の保証会社として本外国指標連動証券にその名称が

記載されたものとみなされ、これに基づき、本外国指標連動証券は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされる。保証会社（またはかかる前任の承継保証会社）は、保証会社承継書類の作成をもって、本外国指標連動証券について保証会社としての一切の義務を免除される。

(c) 保証会社承継書類の預託

本外国指標連動証券が未償還であり、かつ承継保証会社に対して本外国指標連動証券または保証会社承継書類に関し本外国指標連動証券の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、保証会社承継書類は、代理人に預託され保管される。保証会社承継書類において承継保証会社は、各本外国指標連動証券の所持人が、本外国指標連動証券または保証会社承継書類につき強制執行するため、保証会社承継書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

保証会社承継書類の作成後15日以内に、承継保証会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対して通知するものとする。

(e) 承継保証会社

「承継保証会社」とは、NEFの最終的な親会社であるかまたはNEFと最終的な親会社が同一である会社のいずれかを意味する。ただし、後者の場合、承継日におけるかかる承継保証会社の格付が、保証会社の格付以上である場合に限る。

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのNEFおよび野村グローバル・ファイナンス株式会社、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン（以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。）、代理契約に記載のその他の支払代理人（代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。）、代理契約に記載の計算代理人（以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。）ならびに代理契約に記載の受渡代理人（以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。）の間の2018年9月14日付の変更および改訂済代理契約（以下「代理契約」といい、随時修正、補完および／または改訂を含む。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は1万円である。

以下に記載される条件に従って、本外国指標連動証券の所有権は受渡により移転する。NEF、保証会社、代理人、支払代理人および受渡代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本外国指標連動証券の所有に係る通知、または本外国指標連動証券の紛失もしくは盗失に係る券面上の記載もしくは通知の有無にかかわらず）本外国指標連動証券の持参人をその完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの名簿に特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として登録されている者は、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により全ての点（本外国指標連動証券の元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、NEF、保証会社、支払代理人および受渡代理人により当該本外国指標連動証券の所持人として取り扱われるものとし、「本外国指標連動証券の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本外国指標連動証券の所持人として取り扱われる（この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本外国指標連動証券の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りがある場合を除き、全ての点において、最終的なものとして、拘束力を有するものとする。）。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関または共通保管機関により保管される大券により表章される本外国指標連動証券は、その時点におけるユーロクリア

または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクのルールおよび手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本外国指標連動証券は、恒久大券の形態で発行され、確定券面に交換することはできない。

NEFおよびディーラーが別途合意した場合を除き、次の文言が、全ての恒久大券に記載される。

「本証券を保有する合衆国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条および第1287(a)条に定められる制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本外国指標連動証券の所持人が、一定の例外を除き、本外国指標連動証券に関する損失を税務上控除することができず、また、本外国指標連動証券に係る売却、処分、償還または元本の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

代理人（発行代理人兼主支払代理人）、支払代理人、計算代理人および受渡代理人の名称ならびにそれぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人（発行代理人兼主支払代理人）

シティバンク・エヌ・エー・ロンドン

(Citibank, N.A., London)

ロンドン市 E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

支払代理人

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

エスペランジュ L-5826、ガスペリッシュ通り33番A棟

(Bâtiment A, 33 rue de Gasperich, L-5826 Hesperange)

計算代理人

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

(Nomura International plc)

ロンドン市 EC4R 3AB エンジェル・レーン1

(1 Angel Lane, London EC4R 3AB)

受渡代理人

本外国指標連動証券については指定されていない。

NEFおよび保証会社は、以下の全ての条件を満たす場合には、支払代理人、計算代理人および／もしくは受渡代理人の指名を変更もしくは終了させる権利ならびに／または追加のもしくはその他の支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人を指名する権利ならびに／または支払代理人、計算代理人もしくは受渡代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) NEFが設立された法域を除くヨーロッパ大陸内に支払代理人を常置すること。

(ii) 計算代理人が任命された本外国指標連動証券に関し計算代理人を常置すること。

(iii) 代理人を常置すること。

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ ((i) 支払不能の場合、または(ii) 支払代理人、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合もしくは「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されるようにならないかもしくは同日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されなくなる場合（上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合

意、もしくはかかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従い定義される。) には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに) 効力を生じるものとする。

代理人、その他の支払代理人、計算代理人および受渡代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、NEFおよび保証会社の代理人としてのみ職務を行い、本外国指標連動証券の所持人に対して義務を負わず、また、本外国指標連動証券の所持人と代理または信託の関係を有しない。ただし、（本外国指標連動証券の所持人に対し本外国指標連動証券の償還の支払をするNEFまたは場合により保証会社の義務に影響を及ぼすことなく）本外国指標連動証券に関して期限が到来した額の支払のために代理人が受領した資金は、上記「10 消滅時効」に定められた消滅時効期間が満了するまで、代理人が本外国指標連動証券の所持人のために保管する。代理契約は、一定の事情の下での代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人に対する補償およびそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人およびその他の支払代理人がNEFおよび保証会社との間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本外国指標連動証券の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。代理契約には、代理人が吸収合併もしくは組織変更を行った事業体、代理人との間で新設合併を行った事業体または代理人がその資産のほぼ全てを譲渡した事業体を承継代理人として認める条項が規定されている。

(6) 追加発行

NEFは、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点（またはその発行総額、および発行価格を除く全ての点）において本外国指標連動証券と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）

ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）は、特定のニッチ産業において高いグローバル・マーケット・シェアを持つ、日本の中小型株のパフォーマンスを表すよう設計された指数である。

指数値の基準日は2015年1月30日とし、基準日の指数値（基準値）を1,000とする。本指数は配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

定期入替え

毎年1月の最終営業日の終了後、定期入替えが行われる（定期入替日）。指数を構成するために使用されるデータは、毎年12月の最終営業日の終了時点（定期入替基準日）のものとする。

構成銘柄の選定方法

- ・日本国内の取引所に上場する、日本国内の銘柄の普通株式（ただし、日本銀行と不動産投資法人（REIT）は除く。）を対象とする。
- ・定期入替基準日における時価総額の降順でランク付けされ、1位から400位、および1001位以降は除外し、さらに過去3ヶ月間の平均日次売買代金の下位10%にランクされている銘柄も除外した結果残った銘柄群から、グローバル競争力ランキング(※)に基づいて100銘柄を選定する。
- ・毎年の定期入替では、グローバル競争力ランキング上位50銘柄を無条件に指数採用銘柄とする。上位51位から150位にランクされた銘柄を採用候補とし、採用候補のうち既採用銘柄を上位から順に100銘柄に達するまで採用する。既採用銘柄を採用した後に、採用銘柄が100銘柄に達しない場合には、不足分を採用候補のうち未採用銘柄の上位から順に採用する。

(※)グローバル競争力ランキング

FactSet RBICS (Revere Business Industry Classification System:リビア業種・産業分類基準) でカバーされるグローバル銘柄から、定期入替基準日の直近2会計年度において、年度末が4月1日から3月31日に到来する最新の決算報告書情報から計算されたデータを使用する。

以下の数式に基づいて各企業の「グローバル・マーケット・シェア (%)」(RBICSレベル5を用いる)を計算する。ここでの「セグメント別売上高」はRBICSレベル5を用いた売上高である。企業の売上高データはFactSetの財務データベースに基づいており、平均為替レートに基づいて米国ドルに換算される（マイナスまたはゼロの売上高の企業は分析から除外される。）。また、企業は1つ以上のRBICSレベル5業種へのエクスポージャーを持つことがあり、1つ以上の「グローバル・マーケット・シェア (%)」を持つことがある。

$$\text{Global Market Share (\%)} = \frac{\text{Segment sales of company } i \text{ within industry}}{\sum \text{segment sales of all company within industry}}$$

各企業の「グローバル・マーケット・シェア (%)」がRBICSレベル5内で計算されると、「グローバル・マーケット・シェア (%)」第1位の企業から昇順にランキングされる。これが「グローバル・マーケット・シェア・ランキング」の基礎となる。

特定のRBICSレベル5の中で同順位が存在する場合、より大きな「セグメント売上高比率」を有する企業が上位にランキングされる。「グローバル・マーケット・シェア (%)」と「セグメント売上高比率」の両方で同順位の場合は絶対的な「セグメント売上高」が大きい企業が上位とみなされる。

次に複数のRBICSレベル5に対してエクスポージャーがあるために複数の「グローバル・マーケット・シェア・ランキング」を持つ企業の場合は、以下の手順を実行して独自のランキングを割り当てる。

ステップ1: 「法人・その他未配分売上高」および「一般・複数業種売上高」と呼ばれるRBICSレベル5の業種を除外する。

ステップ2：企業における収益が10%未満のRBICSレベル5の業種を除外する。

ステップ3：企業における最も高い「グローバル・マーケット・シェア・ランキング」を選択する。

ステップ4：「グローバル・マーケット・シェア・ランキング」において同順位がある場合は、より大きな「グローバル・マーケット・シェア（%）」を有する方を選択する。

構成銘柄の組入比率

選定された100銘柄を浮動株調整時価総額に基づいて加重する。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標であるファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）（以下本項において「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されている各リスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資金額の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権1口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券1券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）。

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間

- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関連している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する可能性がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを正確に予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関してノムラ・インターナショナル・ピーエルシーが計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、その満期時または償還時に本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

<共通事項>

信託報酬

受託者が委託者から収受する信託報酬として、委託者と受託者が定めるもの（第一管理信託報酬）については、委託者がこれを負担する。

租税の取扱い

本受益権に関する租税の取扱いは以下のとおりである。ただし、本受益権が租税特別措置法上、上場株式等に該当しないこととなる場合の個人の受益者に対する課税については、この限りでない。租税の取扱いについては、各受益者において、税務専門家等に確認されたい。また、税法が改正された場合等には、下記の内容が変更されることがある。

(i) 個人の受益者に対する課税

<本受益権の売却時>

本受益権を売却する場合（受益者による委託者買取請求に基づく売却も含む。以下同じとする。）には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる（ただし、2037年12月31日までは、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる。）。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる（原則として、確定申告は不要である。）。

差損（譲渡損）については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等ならびに上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限る。）と損益通算が可能である。

<償還金の受取時>

本信託の終了により交付を受ける金銭（以下「償還金」という。）の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるため、取得価額との差益（譲渡益）は譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率（ただし、2037年12月31日までは、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる。）による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要である。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる（原則として、確定申告は不要である。）。

差損（譲渡損）については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等ならびに上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限る。）と損益通算が可能である。また、償還金の受取時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能である。

(ii) 法人の受益者に対する課税

<本受益権の売却時>

通常の株式の売却時と同様に、本受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税される。

<償還金の受取時>

償還金の全額と取得価額との差益（譲渡益）が、通常の株式の売却時と同様に、他の法人所得と合算して課税される。

2【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1兆1,500億円(注1)	4億円(注2)	1兆1,496億円(注1)

(注1) 当該金額は、上限金額である。

(注2) 当該金額は、各本受益権が上限金額まで発行された場合の発行諸費用の見積概算額である。

（２）【手取金の使途】

各本受益権に係る信託の信託財産として拋出された本外国指標連動証券の発行に係る手取金は、野村ホールディングス株式会社およびその連結子会社に対する貸付資金に充当する予定である。

第２【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本「募集又は売出しに関する特別記載事項」には、本受益権、またはその信託財産である本外国指標連動証券（本項では以下「本指標連動債」という。）のそれぞれについて、主な投資リスクや連動対象となる指標の概要等を記載している。

＜NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETNに関する情報＞

銘柄名	NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETN（銘柄コード：2031）
連動対象となる指標	円換算した「ハンセン指数・レバレッジインデックス」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率がハンセン指数の日々の騰落率の2倍から金利・印紙税相当分を控除して計算されたハンセン指数・レバレッジインデックス（香港ドル建て）を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTESウェブサイト（https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、ハンセン指数は、香港取引所のメインボードに上場している銘柄のうち、時価総額が大きく、流動性の高い銘柄で構成される指数です。ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドは、構成銘柄数を2022年半ばまでに80銘柄に増やし、最終的に100銘柄に固定することを目標としています。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が香港ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
連動対象となる指標に関する注意点	ハンセン指数・レバレッジインデックスの2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間のハンセン指数の騰落率の2倍とは、通常は一致しません。 ハンセン指数の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。

本指標連動債の 償還、または 信託の終了	《満期償還日》2033年2月7日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。
----------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN（銘柄コード：2032）
連動対象となる指標	円換算した「ハンセン指数・ショートインデックス」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率がハンセン指数（配当込指数）の日々の騰落率の－1倍に金利相当分を加算し印紙税相当分を控除して計算されたハンセン指数・ショートインデックス（香港ドル建て）を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTESウェブサイト（https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、ハンセン指数は、香港取引所のメインボードに上場している銘柄のうち、時価総額が大きく、流動性の高い銘柄で構成される指数です。ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドは、構成銘柄数を2022年半ばまでに80銘柄に増やし、最終的に100銘柄に固定することを目標としています。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が香港ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
連動対象となる指標に関する注意点	ハンセン指数・ショートインデックスの2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間のハンセン指数（配当込指数）の騰落率の－1倍とは、通常は一致しません。 ハンセン指数（配当込指数）の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。

本指標連動債の 償還、または 信託の終了	《満期償還日》2033年2月7日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。
----------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETN（銘柄コード：2033）
連動対象となる指標	円換算した「韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率が韓国総合株価指数200の日々の騰落率の2倍から金利相当分を控除して計算された韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス（韓国ウォン建て）を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTES ウェブサイト（https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、韓国総合株価指数200は、韓国証券取引所上場の主要200銘柄で構成される指数です。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が韓国ウォン建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
連動対象となる指標に関する注意点	韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の韓国総合株価指数200の騰落率の2倍とは、通常は一致しません。 韓国総合株価指数200の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。

本指標連動債の 償還、または 信託の終了	《満期償還日》2033年2月7日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。
----------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

＜NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETNに関する情報＞

銘柄名	NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETN（銘柄コード：2034）
連動対象となる指標	円換算した「韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率が韓国総合株価指数200（先物）の日々の騰落率の－1倍に金利相当分を加算して計算された韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス（韓国ウォン建て）を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTESウェブサイト（https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、韓国総合株価指数200（先物）は、韓国総合株価指数200先物市場に上場している直近限月の価格の値動きに連動した指数（ロールオーバーコスト込み）です。
主な投資リスク	＜価格変動リスク＞本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 ＜発行会社または保証会社に関する信用リスク＞本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 ＜為替に関するリスク＞本受益権は、連動対象となる指標が韓国ウォン建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。 ＜市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク＞本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 ＜流動性リスク＞本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 ＜上場廃止に関するリスク＞本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
連動対象となる指標に関する注意点	韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の韓国総合株価指数200（先物）の騰落率の－1倍とは、通常は一致しません。 韓国総合株価指数200（先物）の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。

本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2033年2月7日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。
--------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN（銘柄コード：2036）
連動対象となる指標	日経・JPX金レバレッジ指数
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率が日経・JPX金指数の日々の騰落率の2倍として計算された指数です。指数値が前日の値の10%未満にならないよう、一定の制限があります。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、日経・JPX金指数は、大阪取引所上場の金先物価格を用いて、中心限月から翌限月の乗り換えを行いながら算出される指数です。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
連動対象となる指標の計算に用いられる先物指数に関する注意点	金先物価格（中心限月）と、金先物価格をもとに計算された日経・JPX金指数の値動きは、必ずしも一致しません。 また、長期保有を行うことで、金先物価格（中心限月）と日経・JPX金指数の値動きの乖離が大きくなり、期待した投資成果が得られない可能性があります。

連動対象となる指標に関する 注意点	日経・JPX金レバレッジ指数の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の日経・JPX金指数の騰落率の2倍とは、通常は一致しません。 日経・JPX金指数の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。
本指標連動債の 償還、または 信託の終了	《満期償還日》2033年2月7日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 金先物 ベア ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 金先物 ベア ETN（銘柄コード：2037）
連動対象となる指標	日経・JPX金インバース指数
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率が日経・JPX金指数の日々の騰落率の－1倍として計算された指数です。指数値が前日の値の10%未満にならないよう、一定の制限があります。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、日経・JPX金指数は、大阪取引所上場の金先物価格を用いて、中心限月から翌限月の乗り換えを行いながら算出される指数です。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
連動対象となる指標の計算に用いられる先物指数に関する注意点	金先物価格（中心限月）と、金先物価格をもとに計算された日経・JPX金指数の値動きは、必ずしも一致しません。 また、長期保有を行うことで、金先物価格（中心限月）と日経・JPX金指数の値動きの乖離が大きくなり、期待した投資成果が得られない可能性があります。
連動対象となる指標に関する注意点	日経・JPX金インバース指数の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の日経・JPX金指数の騰落率の－1倍とは、通常は一致しません。 日経・JPX金指数の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2033年2月7日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

＜NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETNに関する情報＞

銘柄名	NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブルETN（銘柄コード：2038）
連動対象となる指標	日経・JPX原油レバレッジ指数
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率が日経・JPX原油指数の日々の騰落率の2倍として計算された指数です。指数値が前日の値の10%未満にならないよう、一定の制限があります。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、日経・JPX原油指数は、東京商品取引所上場の原油先物価格を用いて、中心限月から翌限月の乗り換えを行いながら算出される指数です。
主な投資リスク	＜価格変動リスク＞本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 ＜発行会社または保証会社に関する信用リスク＞本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 ＜市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク＞本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 ＜流動性リスク＞本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 ＜上場廃止に関するリスク＞本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
連動対象となる指標の計算に用いられる先物指数に関する注意点	原油先物価格（中心限月）と、原油先物価格をもとに計算された日経・JPX原油指数の値動きは、必ずしも一致しません。 また、長期保有を行うことで、原油先物価格（中心限月）と日経・JPX原油指数の値動きの乖離が大きくなり、期待した投資成果が得られない可能性があります。
連動対象となる指標に関する注意点	日経・JPX原油レバレッジ指数の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の日経・JPX原油指数の騰落率の2倍とは、通常は一致しません。 日経・JPX原油指数の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	＜満期償還日＞2033年2月7日 ＜早期償還＞満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 ＜信託終了＞「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES ドバイ原油先物 ベアETN（銘柄コード：2039）
連動対象となる指標	日経・JPX原油インバース指数
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率が日経・JPX原油指数の日々の騰落率の－1倍として計算された指数です。指数値が前日の値の10%未満にならないよう、一定の制限があります。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、日経・JPX原油指数は、東京商品取引所上場の原油先物価格を用いて、中心限月から翌限月の乗り換えを行いながら算出される指数です。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
連動対象となる指標の計算に用いられる先物指数に関する注意点	原油先物価格（中心限月）と、原油先物価格をもとに計算された日経・JPX原油指数の値動きは、必ずしも一致しません。 また、長期保有を行うことで、原油先物価格（中心限月）と日経・JPX原油指数の値動きの乖離が大きくなり、期待した投資成果が得られない可能性があります。
連動対象となる指標に関する注意点	日経・JPX原油インバース指数の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の日経・JPX原油指数の騰落率の－1倍とは、通常は一致しません。 日経・JPX原油指数の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2033年2月7日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

＜NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジ ETNに関する情報＞

銘柄名	NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジ ETN（銘柄コード：2040）
連動対象となる指標	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率が、米ドル／円ヘッジされたダウ・ジョーンズ工業株価平均（プライス・リターン）の日々の騰落率の2倍から金利相当分を控除して計算されたものです。その値動きはNEXT NOTESウェブサイト（https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、ダウ・ジョーンズ工業株価平均は、米国の代表的な企業（輸送業と公共事業を除く）の株式30銘柄で構成される指数です。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が米ドル／円の為替ヘッジを目指した指数であるものの、為替変動リスクを完全に排除できるとは限らず、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。また、日米の金利差等により、ヘッジコストが生じる場合があります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
連動対象となる指標に関する注意点	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の米ドル／円ヘッジされたダウ・ジョーンズ工業株価平均（プライス・リターン）の騰落率の2倍とは、通常は一致しません。 ダウ・ジョーンズ工業株価平均（プライス・リターン）の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。

本指標連動債の 償還、または 信託の終了	《満期償還日》2033年8月8日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。
----------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

＜NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジ ETNに関する情報＞

銘柄名	NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジ ETN（銘柄コード：2041）
連動対象となる指標	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(－1倍)・インデックス(円ヘッジ)
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率が、米ドル／円ヘッジされたダウ・ジョーンズ工業株価平均（トータル・リターン）の日々の騰落率の－1倍に金利相当分を加算して計算されたものです。その値動きはNEXT NOTESウェブサイト（https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、ダウ・ジョーンズ工業株価平均は、米国の代表的な企業（輸送業と公共事業を除く）の株式30銘柄で構成される指数です。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が米ドル／円の為替ヘッジを目指した指数であるものの、為替変動リスクを完全に排除できるとは限らず、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。また、日米の金利差等により、ヘッジコストが生じる場合があります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
連動対象となる指標に関する注意点	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(－1倍)・インデックス(円ヘッジ)の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間の米ドル／円ヘッジされたダウ・ジョーンズ工業株価平均（トータル・リターン）の騰落率の－1倍とは、通常は一致しません。 ダウ・ジョーンズ工業株価平均（トータル・リターン）の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。

本指標連動債の 償還、または 信託の終了	《満期償還日》2033年8月8日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。
----------------------------	---

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 東証グロース市場250 ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 東証グロース市場250 ETN（銘柄コード：2042）
連動対象となる指標	東証グロース市場250指数
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、東証グロース市場指数の算出対象を母集団とし、上場時価総額を基準としてJPX総研が選定した銘柄を算出対象とする時価総額加重型の株価指数です。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2033年8月8日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

＜NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）ETNに関する情報＞

銘柄名	NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）ETN （銘柄コード：2043）
連動対象となる指標	STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、アセアン5ヶ国（シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン）の株式のうち、配当利回りが高い50銘柄で構成される課税後配当込み指数です。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト（ https://nextnotes.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が、現地通貨建ての株価を円換算して計算されたものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2034年2月6日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETN（銘柄コード：2044）
連動対象となる指標	円換算した「S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、米国の代表的な株価指数「S&P500®」の構成銘柄のうち、25年以上連続して増配している銘柄で構成される「S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)」(米ドル建て)を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTESウェブサイト（ https://nextnotes.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が米ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2034年11月6日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

＜NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETNに関する情報＞

銘柄名	NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETN (銘柄コード：2045)
連動対象となる指標	円換算した「S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、シンガポール取引所に上場するREIT（不動産投資信託）のうち、時価総額と流動性等の基準を満たす銘柄で構成されるS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)（シンガポール・ドル建て）を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標がシンガポール・ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2034年11月6日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETN（銘柄コード：2046）
連動対象となる指標	円換算した「Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率がNIFTY 50指数(プライスリターン)の日々の騰落率の2倍から金利相当分を控除して計算された、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)（インドルピー建て）を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTES ウェブサイト（https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、NIFTY 50指数(プライスリターン)は、インド・ナショナル証券取引所に上場する主要な株式50銘柄で構成される指数です。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標がインドルピー建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
連動対象となる指標に関する注意点	Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の2営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間のNIFTY50指数(プライスリターン)の騰落率の2倍とは、通常は一致しません。 NIFTY 50指数(プライスリターン)の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。

本指標連動債の 償還、または 信託の終了	《満期償還日》2034年11月6日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。
----------------------------	--

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

＜NEXT NOTES インドNifty・ベア ETNに関する情報＞

銘柄名	NEXT NOTES インドNifty・ベア ETN（銘柄コード：2047）
連動対象となる指標	円換算した「Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日々の騰落率がNIFTY 50トータルリターン指数の日々の騰落率の－1 倍に金利相当分を加算して計算された、Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)（インドルピー建て）を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、NIFTY 50トータルリターン指数は、インド・ナショナル証券取引所に上場する主要な株式50銘柄で構成される指数です。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標がインドルピー建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
連動対象となる指標に関する注意点	Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の2 営業日以上離れた期間の騰落率は、同期間のNIFTY 50トータルリターン指数の騰落率の－1 倍とは、通常は一致しません。 NIFTY 50トータルリターン指数の価格変動性（ボラティリティ）が大きくなればなるほど、また、投資期間が長くなればなるほど、その差は大きくなる傾向があります。

本指標連動債の 償還、または 信託の終了	《満期償還日》2034年11月6日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。
----------------------------	--

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

＜NEXT NOTES 野村日本株高配当70（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNに関する情報＞

銘柄名	NEXT NOTES 野村日本株高配当70（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN (銘柄コード：2048)
連動対象となる指標	円換算した「野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、為替リスクを回避しつつ米ドル建てで野村日本株高配当70の課税後配当込み指数に投資する際のパフォーマンスを表す、「野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）」を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTES ウェブサイト (https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、野村日本株高配当70は、国内上場の普通株式のうち、今期予想配当利回りの高い70銘柄で構成される等金額型の指数です。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が米ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2035年2月6日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 日本株配当貴族（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 日本株配当貴族（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN (銘柄コード：2065)
連動対象となる指標	円換算した「S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、為替リスクを回避しつつ米ドル建てで「S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」に投資する際のパフォーマンスを表す「S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）」を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTESウェブサイト（https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）は、TOPIX（東証株価指数）構成銘柄のうち、10年以上、毎年増配または安定配当を行っている配当利回りの高い50銘柄で構成される指数です。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が米ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2036年11月6日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETNに関する情報>

銘柄名	NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN (銘柄コード：2066)
連動対象となる指標	円換算した「税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数」
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、為替リスクを回避しつつ米ドル建てで「税引後配当込東証REIT指数」に投資する際のパフォーマンスを表す「税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数」を円換算したものです。その円換算前の値動きはNEXT NOTESウェブサイト（https://nextnotes.com/（またはその承継URL））をご参照下さい。 なお、東証REIT指数は、東京証券取引所に上場するREIT（不動産投資信託）の全銘柄を対象とした浮動株調整後時価総額加重型の指数です。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、為替の変動、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《為替に関するリスク》本受益権は、連動対象となる指標が米ドル建て指数を円換算したものであるため、為替相場の変動によって価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2036年11月6日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

＜NEXT NOTES 野村AIビジネス70（ネットリターン）ETNに関する情報＞

銘柄名	NEXT NOTES 野村AIビジネス70（ネットリターン）ETN（銘柄コード：2067）
連動対象となる指標	野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、AI（人工知能）に関するマスメディアの報道記事に基づいて選定された国内上場企業70銘柄で構成される、課税後配当込みの株価指数です。その値動きはNEXT NOTESウェブサイト（ https://nextnotes.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2037年2月6日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

＜NEXT NOTES 高ベータ30（ネットリターン）ETNに関する情報＞

銘柄名	NEXT NOTES 高ベータ30（ネットリターン）ETN（銘柄コード：2068）
連動対象となる指標	野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、国内上場の普通株式のうち、市場連動性等を表す3つのスコア（市場ベータ、為替ベータ、モメンタム）に基づいた定量的な指標値が高い30銘柄で構成される、課税後配当込みの株価指数です。その値動きはNEXT NOTESウェブサイト（ https://nextnotes.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2037年2月6日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

＜NEXT NOTES 低ベータ50（ネットリターン）ETNに関する情報＞

銘柄名	NEXT NOTES 低ベータ50（ネットリターン）ETN（銘柄コード：2069）
連動対象となる指標	野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、国内上場の普通株式のうち、市場連動性等を表す3つのスコア（市場ベータ、為替ベータ、銘柄固有リスク）に基づいた定量的な指標値が低い50銘柄で構成される、課税後配当込みの株価指数です。その値動きはNEXT NOTES ウェブサイト（ https://nextnotes.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2037年2月6日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

＜NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株（ネットリターン）ETNに関する情報＞

銘柄名	NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株（ネットリターン）ETN（銘柄コード：2050）
連動対象となる指標	ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、日本国内の取引所に上場する、中小型の国内普通株式のうち、特定のニッチ産業において高いグローバル・マーケット・シェアを持つ100銘柄で構成される、課税後配当込みの株価指数です。その値動きはNEXT NOTESウェブサイト（ https://nextnotes.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	《価格変動リスク》本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 《発行会社または保証会社に関する信用リスク》本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 《市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク》本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 《流動性リスク》本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 《上場廃止に関するリスク》本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	《満期償還日》2039年5月6日 《早期償還》満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 《信託終了》「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

※上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他】

1【法律意見】

発行会社のオランダにおける法律顧問であるデ・ブラウ・ブラックストーン・ウエストブルック・ロンドン・ビー・ブイ（De Brauw Blackstone Westbroek London B.V.）より、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。ただし、一定の前提および留保に服する。

- （1）発行会社は、日本国財務省関東財務局長に対する有価証券届出書の提出を授権するために必要な一切の行為を行った。
- （2）有価証券届出書により予定されている有価証券信託受益証券の募集は、オランダの法律または発行会社の定款に違反しない。

2【その他の記載事項】

目論見書の表紙には、発行会社、委託者およびNEXT NOTESの名称およびロゴ、野村グループのロゴ **NOMURA**、各本受益権の名称ならびに本外国指標連動証券の名称を記載することがある。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

発行会社が2024年8月14日に関東財務局長に提出した有価証券報告書に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2024年11月11日）までの間において生じた変更およびその他の事由はない。

また、当該有価証券報告書中には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2024年11月11日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

2 有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

2024年11月1日に発表された本外国指標連動証券の保証会社である野村ホールディングス株式会社の2025年3月期第2四半期(中間期)決算短信に含まれる主要な財務数値は以下のとおりである。

中間連結財務諸表

本財務情報は、原則として、野村ホールディングス株式会社の2024年3月期の有価証券報告書（2024年6月26日提出）および様式20-F（2024年6月26日に米国証券取引委員会に提出された年次報告書）の注記で開示した会計方針に従って作成されている。

(1) 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)			
	前期 (2024. 3. 31)	2025年3月期 中間期 (2024. 9. 30)	前期比増減
資産			
現金・預金：			
現金および現金同等物	4,239,359	4,827,144	587,785
定期預金	545,842	564,398	18,556
取引所預託金およびその他の顧客分別金	369,770	398,736	28,966
計	5,154,971	5,790,278	635,307
貸付金および受取債権：			
貸付金	5,469,195	5,354,101	△115,094
顧客に対する受取債権	453,937	410,509	△43,428
顧客以外に対する受取債権	928,632	1,069,071	140,439
貸倒引当金	△18,047	△16,624	1,423
計	6,833,717	6,817,057	△16,660
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券	15,621,132	15,256,239	△364,893
借入有価証券担保金	5,373,663	4,943,857	△429,806
計	20,994,795	20,200,096	△794,699
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デット投資：			
トレーディング資産※	19,539,742	22,000,384	2,460,642
プライベートエクイティ・デット投資※	117,066	134,647	17,581
計	19,656,808	22,135,031	2,478,223
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備			
(2024年3月31日現在 529,605百万円、			
2024年9月30日現在 520,067百万円の減価償却累計額控除後)	448,785	444,335	△4,450
トレーディング目的以外の負債証券※	335,401	331,717	△3,684
投資持分証券※	105,088	95,746	△9,342
関連会社に対する投資および貸付金※	462,017	479,406	17,389
その他	1,155,621	1,164,964	9,343
計	2,506,912	2,516,168	9,256
資産合計	55,147,203	57,458,630	2,311,427

※担保差入有価証券を含む

(単位：百万円)			
	前期 (2024. 3. 31)	2025年3月期 中間期 (2024. 9. 30)	前期比増減
負債および資本			
短期借入	1,054,717	897,073	△157,644
支払債務および受入預金：			
顧客に対する支払債務	1,310,825	1,289,570	△21,255
顧客以外に対する支払債務	2,823,100	3,042,016	218,916
受入銀行預金	2,356,202	2,847,133	490,931
計	6,490,127	7,178,719	688,592
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券	16,870,303	17,929,483	1,059,180
貸付有価証券担保金	2,133,066	1,903,124	△229,942
その他の担保付借入	393,206	406,326	13,120
計	19,396,575	20,238,933	842,358
トレーディング負債	10,890,610	11,383,276	492,666
その他の負債	1,414,546	1,315,745	△98,801
長期借入	12,452,115	13,048,498	596,383
負債合計	51,698,690	54,062,244	2,363,554
資本			
当社株主資本：			
資本金			
授權株式数	— 6,000,000,000株		
発行済株式数	— 2024年3月31日現在	3,163,562,601株	
	2024年9月30日現在	3,163,562,601株	
発行済株式数			
(自己株式控除後)	— 2024年3月31日現在	2,970,755,160株	
	2024年9月30日現在	2,955,024,538株	
	594,493	594,493	—
資本剰余金	708,785	683,561	△25,224
利益剰余金	1,705,725	1,794,479	88,754
累積的其他の包括利益	459,984	372,729	△87,255
計	3,468,987	3,445,262	△23,725
自己株式（取得価額）			
自己株式数	— 2024年3月31日現在	192,807,441株	
	2024年9月30日現在	208,538,063株	
	△118,798	△144,501	△25,703
当社株主資本合計	3,350,189	3,300,761	△49,428
非支配持分	98,324	95,625	△2,699
資本合計	3,448,513	3,396,386	△52,127
負債および資本合計	55,147,203	57,458,630	2,311,427

（２）中間連結損益計算書

	(単位：百万円)		(%)
	2024年3月期 中間期 (2023. 4. 1 ~ 2023. 9. 30)	2025年3月期 中間期 (2024. 4. 1 ~ 2024. 9. 30)	対前年同期 比較増減率
収益：			
委託・投信募集手数料	171,692	204,113	18.9
投資銀行業務手数料	69,750	94,586	35.6
アセットマネジメント業務手数料	148,473	184,181	24.1
トレーディング損益	232,176	279,705	20.5
プライベートエクイティ・デット投資関連損益	8,010	4,751	△40.7
金融収益	1,208,109	1,551,508	28.4
投資持分証券関連損益	7,569	△1,112	—
その他	60,274	141,719	135.1
収益合計	1,906,053	2,459,451	29.0
金融費用	1,189,380	1,521,682	27.9
収益合計（金融費用控除後）	716,673	937,769	30.9
金融費用以外の費用：			
人件費	325,811	369,181	13.3
支払手数料	65,701	88,954	35.4
情報・通信関連費用	106,452	112,510	5.7
不動産関係費	34,078	34,445	1.1
事業促進費用	11,540	12,553	8.8
その他	70,046	84,185	20.2
金融費用以外の費用計	613,628	701,828	14.4
税引前当期純利益	103,045	235,941	129.0
法人所得税等	41,578	66,802	60.7
当期純利益	61,467	169,139	175.2
差引：非支配持分に帰属する当期純利益	2,904	1,814	△37.5
当社株主に帰属する当期純利益	58,563	167,325	185.7
普通株式1株当たり：			
	(単位：円)		(%)
基本—			
当社株主に帰属する当期純利益	19.34	56.63	192.8
希薄化後—			
当社株主に帰属する当期純利益	18.62	54.58	193.1

（３）中間連結包括利益計算書

	(単位：百万円)		(%)
	2024年３月期 中間期 (2023. 4. 1～ 2023. 9. 30)	2025年３月期 中間期 (2024. 4. 1～ 2024. 9. 30)	対前年同期 比較増減率
当期純利益	61,467	169,139	175.2
その他の包括利益：			
為替換算調整額：			
為替換算調整額	174,096	△94,867	—
繰延税額	△1,293	△1,380	—
計	172,803	△96,247	—
確定給付年金制度：			
年金債務調整額	993	△1,443	—
繰延税額	△224	488	—
計	769	△955	—
トレーディング目的以外の負債証券：			
トレーディング目的以外の負債証券の未実現損益	—	△39	—
繰延税額	—	12	—
計	—	△27	—
自己クレジット調整額：			
自己クレジット調整額	△62,963	13,358	—
繰延税額	14,734	△4,100	—
計	△48,229	9,258	—
その他の包括利益合計	125,343	△87,971	—
包括利益	186,810	81,168	△56.6
差引：非支配持分に帰属する包括利益	4,139	1,098	△73.5
当社株主に帰属する包括利益	182,671	80,070	△56.2

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを添付する。

(1) 有価証券報告書

事業年度（2024年3月期） 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

2024年8月14日 関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

該当事項なし。

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本書の添付書類としている。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当該会社は各本受益権に保証を付すものではないが、各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券には当該会社による保証が付されるため、当該会社の情報の開示を必要とする。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

本外国指標連動証券に係る保証会社である野村ホールディングス株式会社は、継続開示会社である。

(1)【当該会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第120期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

2024年6月26日 関東財務局長に提出

②【半期報告書】

該当事項なし。

③【臨時報告書】

該当事項なし。

④【訂正報告書】

該当事項なし。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名 称	所 在 地
野村ホールディングス株式会社本店	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

(1) ハンセン指数・レバレッジインデックスの過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	24,080.11		21,620.88		23,103.58		14,274.76		10,441.55			
	最低	16,665.33		11,776.79		11,890.75		4,536.61		4,913.83			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	6,915.77		6,097.74		5,927.58		5,672.60		7,751.28		9,206.35	
	最低	5,844.39		5,580.24		5,098.14		4,877.24		5,120.89		6,850.40	

出所：野村證券作成

(2) ハンセン指数・ショートインデックスの過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	5,524.01		6,056.80		5,047.12		7,011.76		6,058.25			
	最低	4,563.88		4,518.82		3,935.67		4,575.96		4,433.13			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	5,418.99		5,498.80		5,691.64		5,813.76		5,644.54		4,726.96	
	最低	5,001.43		5,287.36		5,279.14		5,387.21		4,547.22		4,147.06	

出所：野村證券作成

(3) 韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	264.33		418.96		525.15		416.18		301.85			
	最低	194.78		116.78		371.85		201.94		209.78			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	321.98		337.67		361.15		328.06		291.77		271.78	
	最低	293.63		300.48		312.63		246.43		250.10		253.23	

出所：野村證券作成

(4) 韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	911.02		1,121.14		531.65		686.14		661.72			
	最低	765.93		523.75		454.61		497.39		542.05			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	548.79		543.90		532.06		596.15		585.36		579.41	
	最低	525.46		514.27		497.10		520.76		542.47		560.05	

出所：野村證券作成

(5) 日経・JPX金レバレッジ指数の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	21,413.13		36,165.67		33,693.02		47,094.97		67,558.53			
	最低	15,228.30		19,075.25		25,256.59		31,509.46		42,570.49			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	104,206.70		100,852.80		108,584.80		96,670.98		107,527.30		128,636.70	
	最低	92,075.83		92,962.18		94,115.10		84,413.51		89,661.86		102,457.28	

出所：野村證券作成

(6) 日経・JPX金インバース指数の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	5,865.28		5,112.78		4,247.21		3,735.99		3,132.36			
	最低	4,888.43		3,628.89		3,626.40		3,030.01		2,450.03			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	2,074.44		2,055.33		2,035.00		2,134.54		2,065.72		1,924.94	
	最低	1,946.51		1,972.15		1,898.28		1,996.76		1,882.54		1,713.10	

出所：野村證券作成

(7) 日経・JPX原油レバレッジ指数の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	2,708.95		2,336.99		1,307.79		3,247.08		3,369.21			
	最低	1,432.64		149.37		395.31		1,168.96		1,433.19			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	3,592.37		3,910.71		4,036.96		3,113.27		2,616.70		2,830.81	
	最低	3,284.43		3,037.95		3,087.79		2,365.15		2,027.97		2,273.54	

出所：野村證券作成

(8) 日経・JPX原油インバース指数の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	5,578.41		7,784.36		3,360.20		1,648.11		1,058.27			
	最低	4,009.02		3,287.23		1,643.32		821.09		639.46			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	616.52		637.81		626.70		703.27		743.06		698.08	
	最低	589.35		560.49		551.41		624.12		658.81		622.64	

出所：野村證券作成

(9) ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
	最高	2,557.92	2,704.76	3,473.29	3,530.90	2,879.66
	最低	1,707.93	967.14	2,380.04	1,981.78	2,194.65

最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5月	2024年 6月	2024年 7月	2024年 8月	2024年 9月	2024年 10月
	最高	3,081.80	2,956.73	3,199.55	3,186.64	3,270.73	3,403.30
	最低	2,783.44	2,841.32	2,917.20	2,802.65	2,998.85	3,143.55

出所：野村證券作成

(10) ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	341.05		386.32		218.66		216.91		195.40			
	最低	265.96		214.63		173.99		172.49		169.39			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	170.59		168.07		165.77		168.47		162.17		157.94	
	最低	161.83		164.66		158.09		157.44		155.11		151.89	

出所：野村證券作成

(11) 東証グロース市場250指数の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	967.92		1,365.49		1,320.73		976.74		864.77			
	最低	824.20		557.86		948.28		615.35		632.29			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	659.26		668.30		695.11		680.30		680.57		665.79	
	最低	602.27		612.53		640.56		485.02		632.14		589.30	

出所：野村證券作成

(12) STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	5,876.87		5,749.65		6,189.78		7,576.03		8,052.60			
	最低	5,080.21		3,517.58		5,168.56		6,118.92		6,835.19			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	8,548.27		8,652.34		9,048.93		8,833.11		9,314.04		9,398.00	
	最低	8,220.51		8,279.56		8,437.48		7,724.93		8,691.71		9,128.07	

出所：野村證券作成

(13) S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	597.95		645.54		804.44		808.33		814.44			
	最低	458.25		388.46		630.89		661.05		707.72			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	851.97		836.01		862.98		894.10		915.43		925.69	
	最低	813.13		818.11		812.03		843.19		877.65		886.90	

出所：野村證券作成

(14) S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	721.44		762.78		741.64		749.48		706.39			
	最低	573.28		476.26		668.09		585.80		573.26			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	627.55		625.72		646.77		681.38		718.77		712.01	
	最低	608.00		605.58		606.82		631.01		670.97		666.96	

出所：野村證券作成

(15) Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	5,440.90		6,069.20		10,131.75		9,802.55		11,941.95			
	最低	4,172.95		1,933.80		5,744.50		6,602.50		7,656.55			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	12,865.30		13,915.20		14,884.00		15,119.75		16,224.85		15,692.55	
	最低	11,793.55		11,595.55		13,994.15		13,734.95		14,643.35		13,714.05	

出所：野村證券作成

(16) Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	381.20		519.00		279.90		246.30		228.15			
	最低	334.05		272.85		205.95		202.45		183.80			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	185.50		185.30		168.45		170.00		164.55		170.25	
	最低	177.30		168.90		163.50		161.90		156.45		159.10	

出所：野村證券作成

(17) 野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	44,874.06		44,346.51		49,647.93		55,066.87		77,870.80			
	最低	36,732.76		30,206.25		38,674.20		45,283.17		53,233.67			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	95,004.24		96,422.97		100,375.37		94,505.42		95,601.40		96,486.75	
	最低	91,210.70		91,330.16		93,912.76		75,093.25		87,944.29		92,477.94	

出所：野村證券作成

(18) S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
	最高	281.344	278.637	322.778	355.329	496.938
	最低	225.218	194.636	261.267	292.716	344.999

最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5月	2024年 6月	2024年 7月	2024年 8月	2024年 9月	2024年 10月
	最高	589.876	598.067	618.002	590.362	599.642	603.959
	最低	570.801	572.878	588.874	497.843	568.655	587.267

出所：野村證券作成

(19) 税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	5,471.260		5,536.668		5,700.644		5,564.628		5,670.667			
	最低	4,033.305		2,884.009		4,482.509		4,853.520		4,959.712			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	5,787.396		5,582.945		5,612.038		5,808.470		5,773.177		5,654.311	
	最低	5,462.501		5,443.267		5,469.115		5,211.416		5,664.269		5,549.329	

出所：野村證券作成

(20) 野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	34,441.74		34,553.13		41,869.65		43,087.00		55,227.12			
	最低	29,208.32		23,397.85		33,320.78		35,806.38		39,444.72			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	63,306.52		63,138.36		65,644.94		61,372.45		63,643.65		63,196.12	
	最低	61,528.02		61,121.92		60,409.23		49,662.58		57,635.48		60,618.97	

出所：野村證券作成

(21) 野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	19,494.79		23,226.87		29,726.88		31,227.54		40,082.58			
	最低	15,835.26		12,760.43		23,236.82		25,384.19		29,110.54			
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5月		2024年 6月		2024年 7月		2024年 8月		2024年 9月		2024年 10月	
	最高	47,662.38		48,128.19		50,266.57		45,687.34		47,630.28		46,991.66	
	最低	45,099.14		46,116.73		44,818.75		35,557.68		41,159.40		44,622.66	

出所：野村證券作成

(22) 野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	27,826.69		27,823.84		31,977.30		32,435.88		38,731.14			
	最低	23,361.87		20,871.32		26,253.31		28,798.51		30,140.86			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	42,481.98		42,897.16		43,934.96		42,675.64		43,398.46		43,347.66	
	最低	41,163.40		41,418.50		41,746.14		36,786.31		41,308.48		41,618.40	

出所：野村證券作成

(23) ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパンエンタープライズ指数（課税後配当込み）の過去の推移

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			
	最高	1,684.41		1,670.68		2,065.67		2,027.31		2,538.39			
	最低	1,345.49		1,083.17		1,611.98		1,690.43		1,894.69			
最近 6 ヶ月の 月別最高・最低値	年	2024年 5 月		2024年 6 月		2024年 7 月		2024年 8 月		2024年 9 月		2024年 10月	
	最高	2,926.57		2,966.94		3,032.68		2,940.53		3,038.62		3,043.54	
	最低	2,863.70		2,871.76		2,879.16		2,409.77		2,806.31		2,910.30	

出所：野村證券作成

第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイの株主および執行取締役御中

2024年3月31日に終了する事業年度のアニュアル・レポートに記載されている財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、オランダのアムステルダムに拠点を置くノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイの2024年3月31日に終了する事業年度の財務書類監査を行った。

我々の意見では、添付財務書類が、欧州連合の採用する国際財務報告基準（以下、「EU-IFRSs」という。）およびオランダ民法典第2編第9章に準拠して、2024年3月31日に終了する事業年度のノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイの財政状態および同日に終了した事業年度の経営成績ならびにキャッシュ・フローについて真実かつ公正な概観を提供しているものと認める。

財務書類には以下のものが含まれる：

- ・2024年3月31日に終了する事業年度の財政状態計算書
- ・当事業年度の次の書類：損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書
- ・重要な方針情報およびその他の情報から成る財務書類に関する注記

監査意見の基礎

我々は、オランダの監査基準を含むオランダ法に準拠して監査を実施した。我々の負う責任については、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」セクションにおいてより詳細に記載されている。

我々は、オランダにおける監査法人監督法（Audit Firm Supervision Act）、監査人独立性規制（Vi0、職業監査人の倫理規定、独立性の規則）およびその他の関連する独立性の規制に準拠して、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ（以下「会社」という。）に対して独立性を保持している。さらに、我々は職業監査人の行為規制（VGBA、オランダにおける倫理規定）に準拠している。

我々は、意見の基礎を提供するための十分かつ適切な監査証拠を得たと判断している。

我々の意見の裏付けとなる情報

我々は、全体としての財務諸表に対する監査意見表明の基礎となる監査手続を立案した。

我々の意見の裏付けとなる以下の情報および指摘事項は、この中で対応した事項であり、我々は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

事業に対する理解

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイは、野村ホールディングス株式会社(以下“NHI”という)の100%子会社であり、グループファイナンスを目的としたファイナンスカンパニーとして活動している。会社は、グローバルなデット・キャピタル・マーケットからの資金調達し、野村グループへの国際的な支援を行う等、NHIおよびその子会社(野村グループ)を支援することを目的としている。また、東京証券取引所に上場している日本預託証券（JDR）形式のメディアム・ターム・ノートも発行している。これらの債券の契約上の金額は様々な指数に連動する可能性がある。会社は、リスク管理の観点から、指数の変動リスクを経済的にヘッジするため、グループ内の他の事業体との間でデリバティブ取引を行っている。我々は、会社の業務および我々のリスク評価によってもたらされる多くの領域について、特に注意を払って監査を実施した。

我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手するために、重要性を判断し、不正または誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの識別および評価を行った。

重要性

重要性	4,505百万円（前事業年度：5,180百万円）
適用した指標	当事業年度における「社債およびその他の借入金」および「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債」の0.5%（前事業年度：0.5%）。
説明	「社債およびその他の借入金」および「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債」の合計額が財務書類利用者にとって最も重要な指標であると判断したため、これらの勘定科目を選択した。我々は前事業年度と整合するように重要性を決定した。

また我々は、定性的な理由から財務書類利用者にとって重要であると認められる虚偽表示および／または発生しうる虚偽表示を考慮に入れている。

我々は、監査において識別された225百万円超の虚偽表示および定性的な理由から報告すべきと認められるより少額の虚偽表示を報告することについて、執行取締役と合意している。

グループ監査の範囲

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイは東京（日本）とアムステルダム（オランダ）両方で事業を行っている。両拠点の事業の財務情報が当社の財務諸表に含まれている。

我々は意見表明に対する最終的な責任を有しているため、財務諸表に対する意見を表明するために、会社の業務の財務情報について十分かつ適切な監査証拠を入手するために、監査を指揮、監督、実施する責任も有している。この観点から、我々は東京とアムステルダムの両事業に関して実施すべき監査手続の性質および範囲を決定した。

- ・我々は、オランダにおける事業に関する監査手続の実施を我々自身で行った。
- ・我々は、日本の事業を監査する際に、我々の指揮と監督のもとでEYグローバルメンバーファームである構成単位の監査人が行った作業を利用した。

我々は、東京事業に関して、構成単位の監査人に対して重要な分野や我々に報告が必要な情報を含む監査指示を出した。リスク評価に基づき、日本のチームと一緒にバーチャルな往査を行った。これらの往査は、以下の活動の一部または全部を含む：構成単位の監査人が作成した主要な監査調書や結論をレビューし、主要なプロセスについて理解した。我々は監査の様々な段階で、ビデオやテレビ会議の設備の利用を通じて構成単位の監査人と定期的に連絡を取った。我々は、アムステルダムおよび東京の執行取締役との共同の最終会議をバーチャルで行った。我々は、EYの電子監査ファイルプラットフォームや画面共有を使用して、または監査調書のコピーの直接的な提供により、構成単位の監査人の主要な監査調書をレビューした。

我々は、上記の作業をオランダおよび日本における事業に関して実施することにより、財務諸表全体に対する意見を表明するために、当社の財務情報に関して十分かつ適切な監査証拠を入手することが可能となった。

チームングおよび専門家の利用

我々は、グループおよび構成単位レベルの双方の監査チームが、銀行業界における上場顧客の監査に必要な適切なスキルと能力を備えていることを確認した。当社は、IT監査および所得税の分野の専門家を起用し、デリバティブおよびその他の公正価値で指定された金融商品の評価において、独自の専門家を活用した。

不正行為や法令および規制の不遵守への注力

我々の責任

我々は、企業の不正または法令等の不遵守の防止に対して責任は負わず、法令等の不遵守の全てを発見することが期待されているわけではないが、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得る責任がある。

不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。なぜなら、不正は共謀、偽造、意図的な不作為、虚偽の説明、または内部統制の逸脱を伴う場合が多いからである。

不正リスクに関する監査対応

我々は、不正行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価した。監査の過程で、会社および会社を取り巻く環境、内部統制システムの構成要素（リスク評価プロセス、不正リスクへ対応する執行取締役のプロセス、内部統制市捨てもの監視を含む）およびその結果について理解を深めた。

我々は、潜在的な不正リスクを考慮の上、執行取締役のリスク評価を行うために、取締役会報告書の「リスク管理の目的および方針」および注記23「リスク管理」を参照している。

我々は、内部統制システムの整備・運用状況、特に不正リスクの評価、ならびに行動規範やインシデント登録について、野村グループレベルでの評価を行った。不正リスクを軽減するためにデザインされた内部統制のデザインおよび実施状況を評価し、適切と考えられる場合にはその運用の有効性をテストした。

我々は、不正リスクを特定するプロセスの一環として、不正な財務報告と資産の流用に関する不正リスク要因を評価した。我々は、これらの要因が、不正による重要な虚偽表示のリスクが存在することを示しているかどうかを評価した。

我々は、企業が想定しない要素を監査に取り入れた。また、その他の監査手続の結果も考慮し、発見された事項が不正または法令違反を示唆するものでないかも評価した。

我々は、すべての会社に存在するリスクである、執行取締役による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続を行った。これらのリスクに関しては、特に財務書類に関する注記2.2「重要な会計上の判断、見積もりおよび仮定」に開示されている重要な判断領域および重要な会計上の見積りに関して、不正による重要な虚偽表示のリスクを示す可能性のある執行取締役の偏向に基づく主要な会計上の見積りを評価する手続などを実施した。また、データ分析を用いてリスクの高い仕訳を特定し、それに対応するとともに、関連当事者との取引を含む重要かつ通例でない取引の事業上の合理性（またはその欠如）を評価した。

不正リスクを識別し、評価する際、収益認識に不正のリスクがあると推定した。我々は、特にデリバティブ金融商品の純トレーディング収益および純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の純利益が、そのようなリスクを生じさせると評価した。収益認識に関する不正の推定されるリスクに対応した監査手続については、監査上の重要な事項に対する監査アプローチの記述であるデリバティブ金融商品の評価及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価に記載している。

我々は、入手可能な情報を検討し、アムステルダムおよび東京の関連役員ならびに執行取締役、野村グループの内部監査部門、法務部門、法務部門およびコンプライアンス部門に質問を行った。

我々が特定した不正リスク、調査およびその他の入手可能な情報からは、財務諸表の概観に重要な影響を及ぼす可能性のある不正または不正の疑いのある特定の兆候は得られなかった。

法令等を遵守しないリスクに関する監査対応

我々は、財務諸表における重要な金額および開示の決定に直接的な影響を及ぼすこれらの法令の規定の遵守に関して、適切な監査手続を実施した。さらに、我々は、一般的な業界の経験に基づき、財務諸表に重要な影響を及ぼすと合理的に予想される法令および規定違反のリスクについて、取締役等との意見交換、議事録の閲覧、内部監査およびコンプライアンス報告書の閲覧ならびに取引内容、会計帳簿の記載内容および開示内容に関する実証テストを実施し、これらのリスクについて検討を行った。

我々は、監査期間中において、弁護士からの書簡や規制当局へのやりとりを調査し、コンプライアンス違反（の疑い）の兆候に注意を払い続けた。最終的に、法令違反の既知の事例がすべて開示されている旨の書面による表明を得た。

継続企業の前提に関する監査対応

財務書類に関する注記2.1「作成基準」に記載のとおり、財務諸表は継続企業の前提に基づいて作成されている。財務諸表の作成にあたり、常務取締役は、継続企業として事業を継続し、予測可能な将来にわたって事業を継続する能力について具体的な評価を行った。

我々は、専門家としての判断と懐疑心を維持しながら、具体的な評価について執行取締役と協議し、評価した。我々は、財務諸表監査を通じて入手した当監査法人の知識および理解などに基づく執行取締役の継続企業の評価に、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が全て含まれているかどうかを検討した。重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において、財務諸表における関連する開示に注意を喚起するか、そのような開示が不十分

である場合には、意見を修正することが要求される。

我々は、実施した手続きに基づき、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められなかった。我々の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象や状況により、継続企業の前提が継続しなくなる可能性は否定できない。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、財務書類監査において我々の職業的専門家としての判断にとって最も重要な事項のことである。我々は執行取締役に監査上の主要な事項を伝達している。監査上の主要な事項は、議論されたすべての事項を包括的に考慮したものではない。

前事業年度と比較して、監査上の主要な検討事項の性質に変更はなかった。

デリバティブ金融商品の評価	
リスク	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイのデリバティブポートフォリオは非上場デリバティブから構成されており、それらの価値は市場で観察可能なインプット（主にレベル2）と市場で観察不能なインプット（主にレベル3）両方のインプットを使用した価格評価モデルに基づいて算定される。デリバティブ金融商品は、損益（純トレーディング収益/（損失））を通じて公正価値で測定している。 我々は、財務書類に関する注記14および注記24において開示されているデリバティブ金融商品の公正価値を監査上の主要な事項として認識している。その判断においては、財政状態全体および重要性に対する関連する勘定残高の大きさ、およびデリバティブに固有の見積りの本質的な複雑性に起因する、関係するデリバティブ金融商品の評価を誤るリスクも考慮に入れている。また、我々はデリバティブ金融商品の純トレーディング収益の認識において、不正リスクを推定している。
我々の監査アプローチ	我々の監査手続は、他の手続と同様に、IFRS第13号公正価値測定に準拠したデリバティブ金融商品の評価に関連する会社の会計方針の適切性、現行および新規の業界慣行、およびこれらが継続的に適用されているかどうかについて評価することが含まれていた。 我々は、デリバティブの価格評価プロセスの理解を得て、内部統制のデザインを評価し、運用状況の有効性をテストした。これは、経営者役による重要なインプットおよび公正価値評価に含まれる見積もりに対する評価に関連した虚偽表示のリスクに対処するための、モデルの妥当性評価プロセスおよび独立した価格評価の検証プロセス内の統制を含んでいる。またそれは、現在の市場状況におけるモデルのパフォーマンスや適合性に対する内部統制の検証も含んでいる。 加えて、我々はデリバティブの評価手法について評価し、デリバティブ評価に用いたもっとも重要なインプットを、市場性のある観察可能なインプットについては独立に取得した市場データと、市場性のない観察可能なインプットについてはその他の第三者から取得した市場データと比較することによってテストした。さらに、我々はCVAとDVA（信用評価調整）の正確性について検証した。我々は、保有されているデリバティブの公正価値について我々自身の価格評価の専門家による補助を得ながら独立したテストを実施した。 さらに我々は、関連する開示の正確性と網羅性を評価した。
重要な見解	我々の実施した監査手続において、EU-IFRSsに準拠したデリバティブ金融商品の評価について、重要な検出事項は発見されなかった。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価	
リスク	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイは純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債を発行しており、それらの価値は様々な価格評価モデルに基づいて算定される。これらの金融負債は市場で観察可能なインプット（主にレベル2）と市場で観察不能なインプット（主にレベル3）両方のインプットを使用した価格評価モデルに基づいて算定される。純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／（損失）は損益計算書に含まれている。 我々は、財務書類に関する注記20および注記24において開示されている純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の公正価値を監査上の主要な事項として認識している。その判断においては、財政状態全体および重要性に対する関連する勘定残高の大きさ、および純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に固有の見積りの本質的な複雑性に起因する、関係する純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価を誤るリスクも考慮に入れている。また、我々は純損益を通じて公正価値で評価される金融負債の収益の認識において、不正リスクを推定している。
我々の監査アプローチ	我々の監査手続は、他の手続と同様に、IFRS第9号金融商品およびIFRS第13号公正価値測定に準拠した純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価に関連する会社の会計方針の適切性、現行および新規の業界慣行、およびこれらが継続的に適用されているかどうかについて評価することが含まれていた。 我々は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の価格評価プロセスの理解を得て、内部統制のデザインを評価し、運用状況の有効性をテストした。これは、経営者による重要なインプットおよび公正価値評価に含まれる見積もりに対する評価に関連した虚偽表示のリスクに対処するための、モデルの妥当性評価プロセスおよび独立した価格検証プロセス内の統制を含んでいる。またそれは、現在の市場状況におけるモデルのパフォーマンスや適合性に対する内部統制も含んでいる。 加えて、我々は評価手法について評価し、評価に用いたもっとも重要なインプットを、市場性のある観察可能なインプットについては独立に取得したマーケットデータと、市場性のない観察可能なインプットについてはその他の第三者から取得したマーケットデータと比較することによってテストした。さらに、我々は自己の信用リスクに関連する評価調整の正確性について検証した。我々は、発行されているポジションの公正価値について我々自身の価格評価の専門家による補助を得ながら独立したテストを実施した。 さらに、我々は関連する開示の正確性と網羅性を評価した。
重要な見解	我々の実施した監査手続において、EU-IFRSsに準拠した純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の評価について、重要な検出事項は発見されなかった。

関係会社および関連当事者への貸付金の評価	
リスク	財務書類に関する注記2.3(e)に記載の通り、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイは関係会社および関連当事者への貸付金に関する予想信用損失に対して信用損失引当金を計上することを求められている。信用損失引当金は、当初認識時以降、信用リスクが著しく増加していない限り、向こう12ヶ月のデフォルト確率に起因する予想信用損失に基づいている。なお、当初認識時以降、信用リスクが著しく増加している場合には、引当金は当該資産の予想残存期間におけるデフォルト確率に基づくこととなる。 我々は、財務書類に関する注記5において開示されている関係会社および関連当事者への貸付金を監査上の主要な事項として認識している。その判断は、関係会社および関連当事者への貸付金の大きさおよび減損が会社の業績に重要な影響を及ぼす可能性に基づいている。
我々の監査アプローチ	我々の監査手続は、他の手続と同様に、IFRS第9号金融商品に準拠した予想信用損失の認識に関連する会社の会計方針の適切性について評価することが含まれていた。我々は、会計方針や見積りの際に適用される手法が継続的に適用されているかについて評価した。 我々は、減損のプロセスとモデルについての理解を得ることによって関係会社および関連当事者への貸付金の評価を検証した。我々は、減損手法および予想信用損失の計算について評価した。我々は、信用リスクの著しい増加を判定するための基準を検証し、内部の信用格付けの正確性をテストした。 我々は、将来の予測を含むデフォルトの確率の決定を評価した。我々は経営者による現行および予想市場状況の予想信用損失に対する影響評価について評価した。さらに、我々は2024年3月31日時点における損失引当金について再計算した。 加えて、我々は関連する開示の正確性と網羅性を評価した。
重要な見解	我々の実施した監査手続において、EU-IFRSsに準拠した関係会社および関連当事者への貸付金に関する予想信用損失に対する信用損失引当金について、重要な検出事項は発見されなかった。

アニュアル・レポートに含まれるその他の情報に関する報告

財務書類および我々の監査報告書に加えて、アニュアル・レポートはその他の情報を含んでいる。

実施した以下の手続に基づいて、我々はその他の情報が以下であると結論付けた。

- ・その他の情報が財務書類と整合しており、重要な虚偽記載が含まれていない。
- ・その他の情報が、経営者による報告書についてオランダ民法典第2編第9章で要求される情報およびオランダ民法典第2編第9章で要求されるその他の情報を含んでいる。

我々はその他の情報を通読した。我々の財務書類監査などを通じて獲得した知識および理解に基づいて、我々はその他の情報が重要な虚偽記載を含んでいるか否か検討した。これらの手続を実施することによって、我々はオランダ民法典第2編第9章およびオランダ監査基準720の要求を順守することとなる。実施された手続の範囲は、我々の財務書類監査において実施された手続きの範囲より著しく狭い。

執行取締役は、オランダ民法典第2編第9章に従った経営者による報告書およびオランダ民法典第2編第9章で要求されているその他の情報を含む、その他の情報の作成に責任を負っている。

その他の法律上・規制上の要件に関する報告

契約について

我々は会社の執行取締役によってノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイの財務書類監査の監査人に任命されている。我々はどの会計年度から法定監査人として業務を行っているかを判断することは可能ではないが、少なくとも19年にわたり法定監査人を務めている。

財務書類に関する責任の記述

財務書類に対する執行取締役の責任

執行取締役の責任は、EU-IFRSsおよびオランダ民法典第2編第9章に準拠した財務書類の作成および公正な表示することにある。さらに、執行取締役は、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要と判断した内部統制にも責任を負っている。

財務書類作成の一環として、執行取締役は会社が継続企業として事業を継続する能力を評価することについて責任を負う。上述の財務報告の枠組みによると、執行取締役は、執行取締役が会社を清算するかまたは営業を終了する意図があるか、あるいはそうするしか現実的な選択肢がないという場合以外には、継続企業の前提に基づく会計を用いて財務書類を作成しなければならない。執行取締役は財務書類において、会社の継続企業の前提に重要な疑義をもたらす事象または状況を開示しなければならない。

財務書類監査に対する監査人の責任

我々の目的は、意見表明のための十分かつ適切な監査証拠を得ることができるように監査を計画し、実施することである。

我々の監査は、絶対的ではないが高い保証水準で実施される。絶対的ではないが高い保証水準とは、我々が監査手続を通じてすべての重要な不正および誤謬を発見できない可能性があることを意味する。

虚偽表示は不正または誤謬から生じる。虚偽表示は個別にまたは組み合わせた結果、財務書類利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に認められる場合は、重要であると判断される。重要性は、我々の監査手続の種類、時期ならびに範囲、および識別された虚偽表示が我々の意見に与える影響の評価に関係する。

我々は、オランダの監査基準、倫理規定および独立性規制に準拠して、監査の全期間を通じて職業的専門家としての判断を行使し、また職業的専門化としての懐疑心を保持した。上記の「我々の意見の裏付けとなる情報」のセクションには、我々の責任および我々の意見の根拠として行われた作業の概要が記載されている。我々の監査はさらに以下のことを含んでいる。:

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価すること。これらのリスクに対応する監査手続を立案し、実施すること。意見表明の基礎を提供するための十分かつ適切な監査証拠を得ること。
- ・ 与えられた状況において適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制の理解を得ること。内部統制の理解は、会社の内部統制の有効性について意見を表明するためのものではない。
- ・ 執行取締役による会計方針の適切性、会計上の見積りの合理性、および関連する開示を評価すること。
- ・ 開示を含む、財務書類の全体的な表示、構成および内容について評価すること。
- ・ 会計情報の元となる取引および事象が財務書類において公正な開示を達成できるように表示されているかを評価すること。

コミュニケーション

我々は、計画された監査の範囲ならびに時期、および監査期間において識別された内部統制上の発見事項を含む重要な監査上の発見事項を、執行取締役に伝達している。

我々は、独立性に関する倫理的な要件を充足している旨、執行取締役に報告している。我々は、独立性に影響を及ぼすと合理的に判断されるすべての関係性およびその他の事項について、また適用可能な場合には関連するセーフガードについて、執行取締役に伝達している。

我々は、執行取締役と協議した事項から、当期の財務書類監査においてもっとも重要な事項、すなわち監査上の主要な事項を決定している。我々は、法律または規制が公衆への開示を妨げる場合、または非常に稀な状況においてその事項を開示しないことが公衆の利益にかなう場合以外には、それらの事項を監査報告書に記載している。

アムステルダム、2024年7月12日

イーワイ・アカウンタンツ・ビーヴィー

R. クークック（署名）

[次へ](#)

Independent auditor's report

To: the shareholder and the managing directors of Nomura Europe Finance N.V.

Report on the audit of the financial statements for the year ended 31 March 2024 included in the annual report

Our opinion

We have audited the financial statements for the financial year ended 31 March 2024 of Nomura Europe Finance N.V. based in Amsterdam, the Netherlands.

In our opinion the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Europe Finance N.V. as at 31 March 2024 and of its result and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted in the European Union (EU-IFRSs) and with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

The financial statements comprise:

- the statement of financial position as at 31 March 2024
- the following statements for the year ended 31 March 2024: the income statement, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows
- the notes comprising material policy information and other explanatory information

Basis for our opinion

We conducted our audit in accordance with Dutch law, including the Dutch Standards on Auditing. Our responsibilities under those standards are further described in the *Our responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We are independent of Nomura Europe Finance N.V. (the company) in accordance with the “Wet toezicht accountantsorganisaties” (Wta, Audit firms supervision act), the “Verordening inzake de onafhankelijkheid van accountants bij assurance-opdrachten” (ViO, Code of Ethics for Professional Accountants, a regulation with respect to independence) and other relevant independence regulations in the Netherlands. Furthermore we have complied with the “Verordening gedrags- en beroepsregels accountants” (VGBA, Dutch Code of Ethics).

We believe the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information in support of our opinion

We designed our audit procedures in the context of our audit of the financial statements as a whole and in forming our opinion thereon. The following information in support of our opinion and any findings were addressed in this context, and we do not provide a separate opinion or conclusion on these matters.

Our understanding of the business

Nomura Europe Finance N.V. is a wholly owned subsidiary of Nomura Holdings, Inc. (“NHI”) which principal activity is to act as a financing company for group financing purposes. The company’s objectives are to assist NHI and its subsidiaries (together the Nomura Group) in such activities such as raising funds from the global debt capital markets and providing for the Nomura Group internationally. The company also issued medium-term notes in the form of Japanese Depositary Receipt (JDRs), listed on the Tokyo Stock Exchange. Contractual due amounts of these notes may link to various indices. For risk management purposes, the company uses derivative instruments with other entities within Nomura Group to economically hedge the risk arising from the fluctuations of indices. We paid specific attention in our audit to a number of areas driven by the operations of the company and our risk assessment.

We determined materiality and identified and assessed the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error in order to design audit procedures responsive to those risks and to obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Materiality

Materiality	JPY 4,505 million (31 March 2023: JPY 5,180 million)
Benchmark applied	0.5% of ‘debt issued and other borrowing’ and ‘financial liabilities designated at fair value through profit or loss’ as at 31 March 2024 (31 March 2023: 0.5%)
Explanation	We have chosen ‘debt issued and other borrowing’ and ‘financial liabilities designated at fair value through profit or loss’ as benchmark as we believe the total balance of these accounts is the most important metric for the users of the financial statements. We determined materiality consistently with the previous financial year.

We have also taken into account misstatements and/or possible misstatements that in our opinion are material for the users of the financial statements for qualitative reasons.

We agreed with the managing directors that misstatements in excess of JPY 225 million, which are identified during the audit, would be reported to them, as well as smaller misstatements that in our view must be reported on qualitative grounds.

Scope of the group audit

Nomura Europe Finance N.V. has operations in both Tokyo (Japan) and Amsterdam (the Netherlands). The financial information of operations at both locations is included in the financial statements of the company.

Because we are ultimately responsible for the opinion, we are also responsible for directing, supervising and performing the audit in order to obtain sufficient appropriate audit evidence regarding the financial information of the company’s operations to express an opinion on the financial statements. In this respect we have determined the nature and extent of the audit procedures to be carried out for both the Tokyo and Amsterdam operations.

We have:

- Performed audit procedures ourselves over operations in the Netherlands

- Used the work of a component auditor, an EY Global member firm, operating under our coordination and supervision when auditing the operations in Japan

We sent instructions to the component auditor for the Tokyo operations, covering the significant areas and the information required to be reported to us. Based on our risk assessment, we held virtual site visits with our team in Japan. These encompassed some, or all, of the following activities: reviewing key local working papers and conclusions and obtaining an understanding of key processes. We interacted regularly with the component team during various stages of the audit, through the use of video or teleconferencing facilities. We held a collective virtual closing meeting with both Amsterdam and Tokyo management. We reviewed key working papers of the component auditor using the EY electronic audit file platform, screen sharing or by the provision of copies of work papers direct to the audit team.

By performing the procedures mentioned above over operations in the Netherlands and Japan, we have been able to obtain sufficient and appropriate audit evidence about the company’s financial information as a whole to provide an opinion on the financial statements.

Teaming and use of specialists

We ensured that the audit teams both at group and at component levels included the appropriate skills and competences which are needed for the audit of a listed client in the banking industry. We included specialists in the areas of IT audit and income tax and have made use of our own experts in the areas of valuations derivatives and other financial instruments designated at fair value.

Our focus on fraud and non-compliance with laws and regulations

Our responsibility

Although we are not responsible for preventing fraud or non-compliance and we cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations, it is our responsibility to obtain reasonable assurance that the financial statements, taken as a whole, are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Our audit response related to fraud risks

We identified and assessed the risks of material misstatements of the financial statements due to fraud. During our audit we obtained an understanding of the company and its environment and the components of the system of internal control, including the risk assessment process and the managing directors' process for responding to the risks of fraud and monitoring the system of internal control, as well as the outcomes. We refer to section "Objective and policy of risk management" of the Managing directors' report and note 23 "Risk management" to the financial statements for the managing directors' risk assessment after consideration of potential fraud risks.

We evaluated the design and relevant aspects of the system of internal control and in particular the fraud risk assessment, as well as the code of conduct and incident registration at the Nomura group level. We evaluated the design and the implementation and, where considered appropriate, tested the operating effectiveness, of internal controls designed to mitigate fraud risks.

As part of our process of identifying fraud risks, we evaluated fraud risk factors with respect to financial reporting fraud and misappropriation of assets. We evaluated whether these factors indicate that a risk of material misstatement due to fraud is present.

We incorporated elements of unpredictability in our audit. We also considered the outcome of our other audit procedures and evaluated whether any findings were indicative of fraud or non-compliance.

We addressed the risks related to management override of controls, as this risk is present in all companies. For these risks we have performed procedures among other things to evaluate key accounting estimates for management bias that may represent a risk of material misstatement due to fraud, in particular relating to important judgment areas and significant accounting estimates as disclosed in Note 2.2 "Significant accounting judgments, estimates and assumptions" to the financial statements. We have also used data analysis to identify and address high-risk journal entries and evaluated the business rationale (or the lack thereof) of significant extraordinary transactions, including those with related parties.

When identifying and assessing fraud risks we presumed that there are risks of fraud in revenue recognition. We evaluated that the net trading income on derivative financial instruments and the net gain on financial liabilities designated at fair value through profit or loss in particular give rise to such risks. We describe the audit procedures responsive to the presumed risks of fraud in revenue recognition in the description of our audit approach for the key audit matters Valuation of derivative financial instruments and Valuation of financial instruments designated at fair value through profit and loss.

We considered available information and made enquiries of relevant executives both in Amsterdam and Tokyo, the managing directors and Nomura group's internal audit, legal and compliance departments.

The fraud risks we identified, enquiries and other available information did not lead to specific indications for fraud or suspected fraud potentially materially impacting the view of the financial statements.

Our audit response related to risks of non-compliance with laws and regulations

We performed appropriate audit procedures regarding compliance with the provisions of those laws and regulations that have a direct effect on the determination of material amounts and disclosures in the financial statements. Furthermore, we assessed factors related to the risks of non-compliance with laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general industry experience, through discussions with the managing directors, reading minutes, inspection of Nomura group's internal audit and compliance reports, and performing substantive tests of details of classes of transactions, account balances or disclosures.

We also inspected a lawyer's letter and correspondence with regulatory authorities and remained alert to any indication of (suspected) non-compliance throughout the audit. Finally we obtained written representations that all known instances of non-compliance with laws and regulations have been disclosed to us.

Our audit response related to going concern

As disclosed in the note 2.1 'Basis of accounting' to the financial statements, the financial statements have been prepared on a going concern basis. When preparing the financial statements, the managing directors made a specific assessment of the company's ability to continue as a going concern and to continue its operations for the foreseeable future.

We discussed and evaluated the specific assessment with the managing directors exercising professional judgment and maintaining professional skepticism. We considered whether the managing directors' going concern assessment, based on our knowledge and understanding obtained through our audit of the financial statements or otherwise, contains all relevant events or conditions that may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion.

Based on our procedures performed, we did not identify material uncertainties about going concern. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause a company to cease to continue as a going concern.

Our key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the financial statements. We have communicated the key audit matters to the managing directors. The key audit matters are not a comprehensive reflection of all matters discussed.

In comparison with previous year, the nature of our key audit matters did not change.

Valuation of derivative financial instruments	
Risk	The derivatives portfolio of Nomura Europe Finance N.V. comprises of non-listed derivatives where the values are based on valuation techniques using both market observable (mainly level 2 positions) and non-market observable (mainly level 3 positions) inputs. The derivative financial instruments are measured at fair value through profit and loss (net trading income /(loss) on derivative financial instruments). We consider the fair value of derivative financial instruments as disclosed in note 14 and note 24 to the financial statements as a key audit matter due to the relative size of the related accounts as compared to the financial position and materiality, and given the inherent complexity of the estimates with a resulting risk for incorrect valuation of the derivative financial instruments. Moreover, we presumed risks of fraud in the recognition of the net trading income on derivative financial instruments.
Our audit approach	Our audit procedures included, amongst others, evaluating the appropriateness of the company's accounting policies relating to the valuation of derivative financial instruments in accordance with IFRS 13 'Fair Value Measurement' as well as current and emerging industry practices and whether these have been applied consistently. We have obtained an understanding of the derivatives valuation process, evaluated the design and tested operating effectiveness of internal controls. This includes those controls within the model validation process and the independent price verification process that address the risk of material misstatement relating to management's assessment of the significant inputs and estimates included in fair value measurement. It also includes the testing of model performance and suitability controls in the current market conditions. Furthermore, we evaluated valuation methodologies and tested the most significant valuation inputs by comparing these inputs to independently sourced market data for market observable inputs and other third party sources for non-market observable inputs. In addition, we tested the accuracy of the valuation adjustments relating to CVA and DVA. We performed independent testing on fair values of positions held with the support of our own valuation specialists. Additionally, we evaluated the relevant disclosures for accuracy and completeness.
Key observations	Based on our procedures, we have no material findings on the valuation of derivative financial instruments in accordance with EU-IFRSs.

Valuation of financial liabilities designated at fair value through profit or loss	
Risk	Nomura Europe Finance N.V. issues financial liabilities which are designated at fair value through profit or loss, where the values are based on valuation techniques using both market observable (mainly level 2 positions) and non-market observable (mainly level 3 positions) inputs. The net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit and loss is included in the income statement. We consider the fair value of financial liabilities designated at fair value through profit or loss as disclosed in note 20 and note 24 to the financial statements as a key audit matter due to the relative size of the account as compared to the financial position and materiality, and given the inherent complexity of the estimates with a resulting risk for incorrect valuation of the financial liabilities designated at fair value through profit or loss. Moreover, we presumed risks of fraud in the recognition of the gain on financial liabilities designated at fair value through profit and loss.
Our audit approach	Our audit procedures included, amongst others, evaluating the appropriateness of the company's accounting policies relating to the valuation of financial liabilities designated at fair value through profit or loss in accordance with IFRS 9 'Financial Instruments' and IFRS 13 'Fair Value Measurement' as well as current and emerging industry practices and whether these have been applied consistently. We have obtained an understanding of the financial liabilities designated at fair value through profit or loss valuation process and evaluated the design and tested operating effectiveness of internal controls. This includes those controls within the model validation process and the independent price verification process that address the risk of material misstatement relating to management's assessment of the significant inputs and estimates included in fair value measurement. It also includes the testing of model performance and suitability controls in the current market conditions. Furthermore, we evaluated valuation methodologies and tested the most significant valuation inputs by comparison of these inputs to independently sourced market data for market observable inputs and other third party sources for non-market observable inputs. In addition, we tested the accuracy of the valuation adjustments relating to own credit risk. We performed independent testing on fair values of positions issued with the support of our own valuation specialists. Additionally, we evaluated the relevant disclosures for accuracy and completeness.
Key observations	Based on our procedures, we have no material findings on the valuation of financial liabilities designated at fair value through profit or loss in accordance with EU-IFRSs.

Valuation of loans and advances to affiliates	
Risk	As disclosed in Note 2.3 (e) of the financial statements, Nomura Europe Finance N.V. is required to record an impairment allowance for expected credit losses for the loans and advances to affiliates. The impairment allowance is based on the expected credit losses associated with the probability of default in the next 12 months unless there has been a significant increase in credit risk since origination, in which case the allowance is based on the probability of default over the expected life of the instrument. We consider the valuation of the loans and advances to affiliates as disclosed in note 5 to the financial statements as a key audit matter due to the size of the loans and advances to affiliates and given that an impairment may have a material effect on the company's result.
Our audit approach	Our audit procedures included, amongst others, evaluating the appropriateness of the company's accounting policies related to recognition of expected credit losses in accordance with of IFRS 9 'Financial Instruments'. We evaluated whether the accounting policies and methods applied for making estimates have been applied consistently. We have verified the valuation of loans and advances to affiliates by obtaining an understanding of the impairment process and model. We assessed the impairment methodology and expected credit loss calculation. We verified the criteria for identifying significant increase in credit risk and tested the accuracy of internal credit ratings. We evaluated the determination of the probability of default including forward-looking information. We evaluated management's impact assessment for current and expected market conditions on expected credit losses. Furthermore, we recalculated the impairment allowance as per 31 March 2024 Additionally, we evaluated the relevant disclosures for accuracy and completeness.
Key observations	Based on our procedures, we have no material findings on the impairment allowance for expected credit losses for the loans and advances to affiliates in accordance with EU-IFRSs.

Report on other information included in the annual report

The annual report contains other information in addition to the financial statements and our auditor's report thereon.

Based on the following procedures performed, we conclude that the other information:

is consistent with the financial statements and does not contain material misstatements

contains the information as required by Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code for the management report and the other information as required by Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

We have read the other information. Based on our knowledge and understanding obtained through our audit of the financial statements or otherwise, we have considered whether the other information contains material misstatements. By performing these procedures, we comply with the requirements of Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code and the Dutch Standard 720. The scope of the procedures performed is substantially less than the scope of those performed in our audit of the financial statements.

The managing directors are responsible for the preparation of the other information, including the management report in accordance with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code and other information required by Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

Report on other legal and regulatory requirements

Engagement

We were engaged by the managing directors as auditor of Nomura Europe Finance N.V. We are unable to determine since which financial year we have operated as the statutory auditor, but we have operated as statutory auditor for at least 19 years.

Description of responsibilities regarding the financial statements

Responsibilities of the managing directors for the financial statements

The managing directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with EU-IFRSs and Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code. Furthermore, the managing directors are responsible for such internal control as the managing directors determine is necessary to enable the preparation of the financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

As part of the preparation of the financial statements, the managing directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern. Based on the financial reporting framework mentioned, the managing directors should prepare the financial statements using the going concern basis of accounting unless the managing directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so. The managing directors should disclose events and circumstances that may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern in the financial statements.

Our responsibilities for the audit of the financial statements

Our objective is to plan and perform the audit engagement in a manner that allows us to obtain sufficient and appropriate audit evidence for our opinion.

Our audit has been performed with a high, but not absolute, level of assurance, which means we may not detect all material errors and fraud during our audit.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. The materiality affects the nature, timing and extent of our audit procedures and the evaluation of the effect of identified misstatements on our opinion.

We have exercised professional judgment and have maintained professional skepticism throughout the audit, in accordance with Dutch Standards on Auditing, ethical requirements and independence requirements. The 'Information in support of our opinion' section above includes an informative summary of our responsibilities and the work performed as the basis for our opinion.

Our audit further included among others:

- Performing audit procedures responsive to the risks identified, and obtaining audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion

- Obtaining an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the company's internal control

- Evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the managing directors

- Evaluating the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures

- Evaluating whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation

Communication

We communicate with the managing directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant findings in internal control that we identify during our audit.

We provide the managing directors with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and to communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

From the matters communicated with the managing directors, we determine the key audit matters: those matters that were of most significance in the audit of the financial statements. We describe these matters in our auditor's report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter or when, in extremely rare circumstances, not communicating the matter is in the public interest.

Amsterdam, 12 July 2024

EY Accountants B.V.

R. Koekkoek